

令和3年第2回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	3月 4日	木	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 告 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月 5日	金	休 会	農村環境改善センター	午前10時	・議 案 審 議
3	3月 6日	土	休 日			
4	3月 7日	日	休 日			
5	3月 8日	月	休 会	農村環境改善センター	午前 9時	・議 案 審 議
6	3月 9日	火	休 会	農村環境改善センター	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> ・議 案 審 議 ・議 事 整 理
7	3月10日	水	休 会	村内一円	午前 9時	・現 地 調 査
8	3月11日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
9	3月12日	金	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一 般 質 問 ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 4 日 (木)

令和3年第2回山江村議会3月定例会（第1号）

令和3年3月4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 令和2年度山江村一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号） |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号） |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第6号） |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号） |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する |

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第15号 山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 公有財産の取得について
- 日程第23 議案第20号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第21号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第22号 令和3年度山江村一般会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第27 議案第24号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第28 議案第25号 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第29 議案第26号 令和3年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第30 議案第27号 令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第31 議案第28号 令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第32 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾充章君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	内山慶治君	副村長	北田愛介君
教育長	藤本誠一君	総務課長	白川俊博君
税務課長	山口明君	企画調整課長	平山辰也君
産業振興課長	新山孝博君	健康福祉課長	迫田教文君
建設課長	清永弘文君	教育課長	蕨野昭憲君
会計管理者	一二三信幸君	代表監査委員	木下久人君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（中竹耕一郎君） 本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。
ただいまから、令和3年第2回山江村議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、議事録署名議員の指名を行います。
会議規則第124条の規定によりまして、2番、久保山直巳議員、3番、中村龍喜議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

- 議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
本件につきましては、2月24日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
10番、秋丸安弘君。

- 議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和3年第2回山江村議会定例会につきまして、去る2月24日午前9時から議会運営委員会議を開催し、今定例会全般について協議を行いました。

決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日4日から12日までの9日間としております。

本日開会・提案理由の説明としてありますが、日程第5、議案第2号から日程第10、議案7号につきましては、先議することにしております。

提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案につきましては、提案理由の説明を行い、散会としております。

5日から6日、7日と休日を挟み、10日までは休会としてありますが、議案審議、現地調査、議事整理などを行うこととしております。

8日目、11日は一般質問で、6名の議員の質問終了後、散会としてありますが、なお一般質問は8名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間については、質問・答弁含めて60分となっております。

9日目、12日は2名の議員が一般質問、質疑、討論、表決を行い、散会ということに決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、私から2月10日の議会臨時会議以降の議会に関する報告を行います。

2月12日、第4回山江村災害検証及び復興計画策定委員会議に、3名の議員が参加をしております。

2月19日、熊本県の町村議会の議長会の定期総会が熊本で行われております。私が出席をしております。

2月25、26日、それぞれ下球磨消防組合議会の定例会が行われ、また26日は広域行政組合の議会の定例会が行われております。それぞれ、議員が参加をしております。

26日、同じく、議会全員協議会議を開催をしております。これは、全員参加をしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

また、地方自治法第199条第9項の規定により例月現金出納検査の結果報告書が監査委員より提出されております。議員各位には、お手元に配布をしておりますので、後ほどご確認ください。

次に、一部組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、中村龍喜議員より報告をお願いします。

3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を行います。

令和2年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和2年12月25日、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、議案第18号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定については、補足説明の後に質疑採決が行われ、異議なく原案どおり可決されました。

続きまして、令和3年第1回人吉球磨広域行政組合定例会が、2月26日、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

議案第1号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計条例を廃止する条例の制定について、議案第2号、令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算について、議案第3号、令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の制定について、議案第4号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算について、議案第5号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額についての5議案を一括計上されまして、執行部より提案理由の説明が行われ、議案第1号から第3号までは原案どおり可決されました。

以上、人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果についてご報告をいたします。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、令和3年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会について報告します。

日時は2月25日、午後2時より開会、場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。日程第1、会期の決定は本日1日限りとして、日程第3、議案第1号から日程第7、議案5号まですべて原案どおり可決されました。

日程第8、一般質問については、人吉市選出、牛塚議員より消防組織の広域化についての質問があり、閉会いたしました。

別紙にて、令和2年1月1日から12月31日までの災害出動の概要を添付しております。

以上で、人吉消防組合の議会定例会の報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の活動報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、村長から行政報告の申し出があつておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。本日ここに、令和3年第2回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただく中に開催できますことを心から感謝を申し上げます。

それでは、まず先般臨時議会後の行政報告を申し上げます。主なもののみ申し上

げたいと思います。

2月12日でありますけれども、山江村行政改革推進本部会議を行いました。今年、行革委員会のほうには山江村の各種団体の補助金について調査審議をお願いしたということでもありますけれども、その結果に基づいた本部会議を開催したということでもあります。

それから、同じく12日でありますけれども、くま川鉄道の取締役会を開催しております。それから、引き続き同じ日でありますけれども、第4回を数えます山江村災害検証及び復興計画策定委員会を開催いたしました。

2月13日でありますけれども、役場の職員採用の面接試験を行いました。本年は1名が、県が示す基準をクリアした、第1次試験をクリアした人が1名だったわけですが、その1名について面接試験を行ったということでございます。

それから、2月15日でありますけれども、人吉球磨の林業機械センターが給付金を贈呈をされております。これは、災害時の給付金でございます。それから、山江村介護保険事業計画策定委員会が開催されまして、後ほど申し上げますけれども、本年の介護保険料が決定をいたしております。

それから、2月16日でありますけれども、熊本県より危機管理防災課が、それぞれの市町村において発災以来、どのような行動を取ってきたかというような災害検証の聞き取りが、動画にて編集をされるということで、私、対応をしております。

それから、17日が郡市対抗熊日駅伝大会の激励会であります。山江中学生が2名、村長室のほうに来られまして、2名について激励をしたところでもあります。

それから、2月18日は山江村の指定管理者候補選定委員会を開催をしました。それぞれ、温泉センターそれからNPOの時代の駅、1つずつが、応募をされていたということでございます。

それから、2月23日でありますけれども、郡市対抗熊日駅伝大会が熊本のほうで開催されました。ことごとく、このスポーツイベントが中止をされておる中において、いわゆるコロナ禍において、えがおスタジアムを中心に周回コースで開催されたということでもあります。非常に変則的ではあったわけではありますが、本当に開催された主催者に感謝申し上げたいと思います。

特に山江村からは、男子の部で2名の方がエントリーされております。1人の選手が走っております。森口君であります。そして、女子のほうは10名中5名が山江村の選手でありました。そのうち2名が走っております。これは、迫田玖瑠海さん、それから川辺千聖さん、両、信愛高校の高校生が走っております。

いずれにしても、本当にこのコロナ禍で開催できてよかったなというふうに感じたところでもあります。

それから、2月25日であります、中小企業等事業継続支援交付金を行います。これはコロナ交付金で、先般議会でお認めいただいた件についての交付金を行っております。

それから、3月1日であります、辞令交付といたしておりますけれども、これは会計年度任用職員を募集しております。いよいよ、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まるということでもあります。既に、コンピューターにシステムは導入したということでもありますけれども、非常に煩雑な今から事務が重なってくるわけでもありますけれども、そのための会計年度任用職員を採用しております。

それから、3月2日は山江村つつじ祭り実行委員会を開催いたしました。今年もメインのイベントは、開催できる状況にはないという判断の中で、つつじ祭りについては、どうぞ山江村に、マルシェという、要するに店舗を開きながら、いろんな方においでくださいというようなイベントを開催しようということで、各実行委員会で店舗を開くというような希望者の方に開放しながら、つつじ祭りを来られる方に楽しんでいただくというようなイベント形式をしたいということでもあります。

それから、同じく2日でもありますけれども、山江村消防団の防火パレードの出発式を行いました。3月1日より7日まで、全国の春季火災予防運動が展開をされているところでありますけれども、もうご案内のとおり栃木県足利市においては、9日にわたる大規模な山林火災が発生をしております。そういう可能性も含めて、しっかり啓発をしてもらうようお願いをしたところでございます。

以上、諸般の報告でございますけれども、今回は令和3年度を迎えるということにあたりまして、施政の方針の挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、令和3年の政府の予算でありますけれども、現在、国会審議中でございますが、総額106兆6,097億円の予算が計上されております。昨年度は101兆8,791億円でしたので、4兆7,306億円も増えたという、非常に大型の予算が組まれたということでもあります。

この予算の本山江村に関係する地方財政の分でありますけれども、本年度の特別枠として、大型化・激甚化する災害対応の予算が組まれております。防災・減災、国土強靱化予算が6兆円を超える予算が組まれており、そのうち緊急浚渫推進事業、要するに土砂流出による土砂撤去、その推進事業費が1兆1,000億円組まれました。

そして、もう一点特徴的なのは、デジタル庁がいよいよ発足し、スタートしますけれども、そのデジタル社会実現関連予算が、いわゆるICTの関連予算でありますけれども組まれたということでもあります。地域デジタル社会推進費として2,000億円が組まれておりますし、山江村などの過疎地域などの条件不利地域にしつ

かり支援しようということで、38億7,000万円が組み込まれているところであります。

また、通年の地方交付税関連でありますけれども、その地方交付税は1兆7,385億円で8,500億円増えております。また、臨時財政対策債、いわゆる財源不足に対する起債でありますけれども、これも5兆4,796億円で2兆3,399億円増えております。まさに、ひっ迫化する地方財政の支援が、非常に充実をしているというような予算であります。

また、過疎対策事業債、これは議員の方々にも大変お世話になりましたけれども、今年5,000億円の、昨年から比べて400億円増えた予算が組み込まれておりますし、地方創生関連では、今年は山江村では大きな手を挙げておりませんが、まち・ひと・しごと創生事業費として、昨年同様1兆円の予算が組み込まれているようであります。

受けて、山江村の新年度予算であります。いわゆる、国・県の1つの方針に従って山江村の予算を作ったということでもありますけれども、一般会計の当初予算が52億7,400万円であります。去年が30億6,400万円でございますので、22億1,000万円増えたということでもあります。これは、後ほどまた詳しく説明申し上げますが、令和2年度に計上しておりました80億円を超える予算のうち、20億円程度を減額をいたしております。

従いまして、20億円減額した分を災害復旧の予算でありますけれども、令和3年度に組み替えた分が20億円増えたということになります。

その他、特別会計関連では、国民健康保険事業予算が4億9,300万円で6,900万円の増であります。簡易水道事業予算が1億6,700万円で、1,700万円の減であります。農業集落排水事業予算につきましては、1億4,400万円の400万円の減であります。介護保険予算につきましては、4億3,200万円で300万円の減の予算を計上しております。

それから、後期高齢者医療事業予算は3,980万円ですけれども、これは200万円の増であります。そして、ケーブルテレビ事業予算が4,700万円で100万円の減とした予算を立てて、今回、議案としてお願いをしているところであります。

総計は65億9,680万円でありまして、昨年からすると22億5,980万円増加しているということではありますが、これは先ほど申し上げましたとおり、災害復旧関連の予算が令和3年度にまた再計をさせていただいたというものでございます。

災害関連予算は、国の国庫負担金が14億円を組みました。そして、災害復旧関

連の起債を6億円で20億円の予算を組んだというようなことであります。

議員の方々もご承知のとおり、令和2年7月3日から4日にかけて、1日で1カ月を超える雨を降らせた線状降水帯でありました。人吉球磨郡市に未曾有の被害を与えた、加えて多くの生命と財産を奪ってしまったというような災害でありました。改めて、本当に命を亡くされた方のご冥福と、災害でまだ困難を強いられている方もおられるわけではありますが、ここから心からお見舞い申し上げたいと思いますけれども、今回の豪雨は、球磨川本流はもとより支流の中小河川が氾濫をしたということでもあります。

大規模な山腹崩壊をはじめ、道路や河川の崩壊、農作物への被害。人吉球磨範囲に渡りまして、大きな被害を受けました。大量の土砂とともに流木の流出がありまして、中流部につきましては土砂で埋め尽くされております。また、人吉市及び球磨村においては、堤防決壊で越水によりまして津波のような水が押し寄せました。また、それによりまして、浸水、また家屋の流出があったわけでもあります。そして、球磨村におきましては、球磨川に架かっていたJR肥薩線の鉄橋をはじめ、10橋が流出をするなど、壊滅的な被害はご案内のとおりであります。

その復旧、現在、流出した橋梁をはじめ、国道や県道を国が権限代行によりまして、災害復旧事業を実施しております。そのこと自体が、今回の被災の甚大さを物語っているといえようかと思えます。

役場といたしましても、発災当初から災害の情報収集、村民の方々の安否確認に全力を尽くしてきました。ただ、道路決壊、そして浸水により集落に近付けないというような困難な活動を強いられたわけでもありますけれども、発災翌日から熊本県をはじめ、国交省、自衛隊、県内の自治体、警察、そういう多くの関係機関の方々ご支援を賜りまして、大きな支えとなりました。心から感謝を申し上げる次第であります。

今回の大災害において、先ほど申し上げましたとおり、本村においても、不眠不休の活動により最大限の対応を行ってきたわけでもありますけれども、この経験と記憶を今後の災害対応の教訓となるように、令和2年7月豪雨災害検証委員会を立ち上げまして、今回の災害を検証してきたところであります。

万江川、山田の下流域から上流までを歩いてもらいまして、下流域の人吉の大変な浸水被害の状況、中流部の川が変わってしまった大量の土砂の堆積状況、また上流部では山の崩壊、土砂流出、それから砂防ダムの崩壊の現場も見てまいりました。

それを受けて、委員会におきましては、ワークショップを開催したり、また山田地区、万江地区での意見交換会、それから被災者の方からの聞き取りを行ってまいりました。現在、今後の村民の皆様の安心安全を守るために、そして防災体制の一

層の充実強化を図るために、山江村災害復興計画策定委員会によりその意見をまとめて計画を策定中でございます。3月17日にその策定案ができるというふうになっておるわけであります。

今回の予算を含めた内容でありますけれども、まさしく復旧と復興であります。命を守るということにつきましては、役場だけでできるというものではございません。復旧事業につきましては、いわゆる壊れたところを直すという作業につきましては、主に役場が予算をつけまして、被害を受けた箇所を整備するというような作業をするわけであります。

そして、復興の計画につきましては、村民の方々が災害に対する今次災害を受けて学んだことを次に残すという行動計画といえようかと思えます。自助・共助・公助とよく使われるわけでありまして、今回の災害に例えますならば、役場が行う公助というものは、避難所を開設して安全を確保したり、被災者の生活再建を支援したり、道路・河川・堤防などの壊れた分の、ハード面の整備をするという作業があります。

それから、共助といいますのは、要するに地域の方々、お互いに助け合ってほしいということですが、要援護者などの支援が必要な人の避難を助けるということであったり、周辺の安全な家に危険な家の方々を誘導してもらうというようなことであったり、避難された方々の生活支援を行うといいますか、助け合うことをやってもらうというようなことであろうかと思えます。

それから、自助というものは、まず台風や豪雨災害に対する情報を、また今後の状況をしっかり確認してもらうというようなことが大事でありますし、そして住んでいる我が家の危険度や安全度をチェックしていただくというようなこともございます。また、避難所へ避難する場合の持ち出しの品を確認するというようなことでもありますし、また停電や断水、当然起こりうることでありますので、そのことに備えるということで、個人でしっかり備えていくというような行動が必要ということでもあります。

今年度予算につきましては、公助といいます役場の復旧の事業費を挙げているということでもあります。いわゆる、生活インフラを復旧する予算を提案をさせていただくということでありまして、それから自助・共助としての復興のあり方については、3月17日に今後10年間を見通した村民の方々と行動計画、災害復興についての行動を取りまとめてもらい、答申を受けるということになっているところであります。

それから、今回提案します被害の復旧事業でありますけれども、山江村の災害復旧総額は民間被害を含めて100億円前後となって算出をされているところであります。

ます。新聞報道からみますと、山江村の土木査定決定額、これは建設課関連でありますけれども、山江村、市町村が行う被害額は31億1,400万円と算出をされました。公共土木の建設課分であります。

実は、これを県内の金額をみてみますと、人吉市が一番多く80億円であります。その次に多いのが、芦北町の51億8,600万円であります。その次に、山江村がきまして31億円であります。球磨村は大変な被害を受けておりますけれども、市町村、球磨村が行う災害復旧建設事業費は14億円でありますから、山江村の半分ぐらいであります。

いわゆる、非常に職員には、その負荷、負担がかかっていくということになりますけれども、向こう3年をめで復興スケジュールを作っておりますので、後ほどその復旧工事のスケジュールにつきましては、審議のほうで農業の復旧工事のスケジュールとともにお示ししたいと思っております。

それから、もう一つの課題であります新型コロナウイルス対策でございますけれども、県内におきましては、県独自の緊急事態宣言が2月18日に解除をされます。ここにきて、感染者も1桁台と落ち着いてきておるところであります。当人吉球磨の保健所管内におきましても、2月19日を最後として感染者が出ておりません。

しかしながら、首都圏域の1都3県におきましては、3月21日まで延長が昨日発出をされておまして、感染症でありますので、なお引き締めなければいけないという注意の喚起をお願いしたいというふうに思っております。

その関連として、市町村が行うといいますか、山江村が行うコロナワクチンの接種についてでございますけれども、ニュースで報道されておりますとおり、日本に十分なワクチンが入ってこないというような状況が続いております。

当初、役場で確保しておりましたのは、ワクチンの接種、高齢者には2月下旬から始めますと私申し上げましたけれども、日程が2カ月ほど延び、4月下旬から高齢者接種の予定というふうになっており、さらにこのような状況の中で一般の方々については、7月をめで始められたらと思っております。

村民の皆様方には、大変ご迷惑をおかけするということでもありますけれども、本月下旬から希望調査を高齢者の方々に取りまして、来月中旬の次に接種のクーポンを発行したいということの手はずになっております。先般もお話しましたが、できるだけ多くの方々に接種してもらおうということが、コロナ対策に対する近道でありますので、村民の方々、どうぞよろしくご協力をよろしくお示ししたいと思います。

最後になりますけれども、令和3年度の一般会計当初予算総額は、50億円を超えるというかつてない大型予算になりました。山江村にとって、この大型予算そのものが未曾有の、いわゆる今まで経験したことがない被害の甚大さを物語っており

ますし、まさに本年は災害復旧・復興元年といえようかと思えます。

災害復旧事業につきましては、3年間を目処として全力を挙げて復旧事業に取り組みます。特に、4カ月後には梅雨の出水期を迎えるということになりますので、治水事業をまず優先的に国・県と連携しながら急ぎたいと存じます。

私たちは、今回の災害復旧・復興事業によりまして、山江村民の方々が安心して安全な生活環境を創造し、そして一人一人の村民の方々が山江村に愛着と誇りを持つことができるふるさとを次の世代にしっかり残したいという村づくりをしたいと思っておりますし、またそのことの絶好の機会でもあろうかと考えます。

改めまして、議員並び村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日、村長提案の議案につきましては、条例の制定を含め、補正予算、当初予算等合計27案件であります。どうぞ慎重にご審議いただきますようよろしくいただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。施政方針の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 令和2年度山江村一般会計補正予算（第11号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第2号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第11号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村一般会計補正予算（第11号）でございます。令和2年度山江村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,259万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,733万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正につきましては、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。令和3年3月4日、本日提出になります。山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第2号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものについて説明いたします。

9、地方交付税確定によります特別交付税1億2,930万7,000円の増額でございます。11、地方消費税交付金、1,060万6,000円の増額でございます。14、国庫支出金、公共土木及び農林水産業施設災害復旧費など、15億1,655万5,000円の減額でございます。県支出金、災害救助費及び林業費補助金など事業確定に伴います補助金等の減額で1,372万2,000円を減額するものでございます。21、村債、災害復旧費債など、7億4,800万円を減額しまして、歳入合計、補正前の額から補正額、21億3,259万円を減額しまして、61億9,733万7,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。

2、総務費、計画書策定業務委託、それから公共交通運行補助金など実績に伴います不用額及び各種祭り等のイベントの中止に伴います補助金の減額、その他実施に伴います不用額など、3,189万3,000円を減額するものでございます。3、民生費、障害者福祉サービス給付及び老人福祉生活支援事業など実績に伴います不用額など、2,277万6,000円を減額するものでございます。4、衛生費、国民健康保険事業操出金、それから子ども医療助成及び廃棄物処理委託料の実績に伴います不用額4,562万7,000円を減額するものです。5、農林水産業費、中止となりました産業振興まつり助成金及び災害により保有林整備事業の実施に伴います不用額など、2,356万9,000円を減額するものでございます。7、土木費、災害等の影響により未実施となりました道路改良事業費など、2,887万円を減額するものでございます。

3 ページをご覧ください。教育費、新型コロナウイルス感染防止対策によりまして実施できなかった修学旅行、それから海外語学研修、海山交流などの助成金、その他実施に伴います不用額など、835万円を減額するものでございます。10、災害復旧費、公共土木及び農林水産業施設災害復旧を次年度に施行実施するため、22億2,581万8,000円を減額するものでございます。12、予備費、2億6,386万4,000円を増額しまして、歳入合計、補正前の額から補正額、21億3,259万円を減額しまして、61億9,733万7,000円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。第2表、地方債補正、1、追加でございます。起債の目的、災害対策債、限度額、5,890万円、それから歳入欠かん債、限度額を280万円、減債補てん債、限度額、500万円とするものでございまして、起債の

方法、利率、償還の方法については記載してあるとおりでございます。

次に、変更でございます。起債の目的、地域振興事業、限度額、250万円を補正後の限度額、ゼロとするものでございます。公共施設等個別施設設計計画策定事業、限度額、1,310万円を330万円にするものでございます。農業振興事業、限度額、500万円をゼロとするものでございます。プレミアム商品券発行事業、限度額、460万円を50万円とするものでございます。道路新設改良事業、限度額、9,610万円を7,060万円とするもの、公共土木施設災害復旧事業、限度額、12億5,540万円を5億7,710万円とするもの、林業施設災害復旧事業、限度額、1億2,350万円を6,720万円とするもの、農業施設災害復旧事業、限度額、3,633万円を720万円とするもの、公共施設災害復旧事業、限度額、1,410万円を1,000万円とするものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法は記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第3号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第3号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第3号についてご説明を申し上げます。

令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）でございます。では、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,662万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第3号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款3、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症及び豪雨

災害によります国民健康保険税の減免及び医療費等の被保険者支払分に対する臨時特例補助金、203万3,000円を増額するものでございます。款6、県支出金につきましても、同じく新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害によります国民健康保険税の減免及び医療費等の被保険者支払分に対する特別調整交付金、435万2,000円を増額するものでございます。款9、繰入金につきましても、一般会計からの繰入金でありまして、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の算定見込額決定によります、580万9,000円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額に57万6,000円を増額しまして、4億8,662万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出につきましても説明いたします。

款2、保険給付費につきましても、豪雨災害によります一般被保険者療養給付費一部負担金減免対応分、208万7,000円及び審査手数料、5万円を増額するものでございます。款3、国民健康保険事業費納付金につきましても、納付金確定によります、508万3,000円を減額するものでございます。款7、基金積立金につきましても、国民健康保険財政調整基金への積立金、2,000万円を増額するものでございます。款10、予備費につきましても、1,647万8,000円を減額するものでございます。歳出合計、補正前の額に、57万6,000円を増額しまして、4億8,662万3,000円とするものでございます。

以上、説明終わります。

-----○-----

日程第7 議案第4号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第4号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。

令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号）でございます。令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,559万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2、使用料、使用料を80万円減額しまして、歳入合計を補正前の額から80万円減額し、2億1,559万5,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、簡易水道事業費、委託料及び工事請負費を402万円減額、5、予備費を366万円増額しまして、歳出合計を補正前の額から80万円減額し、2億1,559万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第8 議案第5号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第6号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第5号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第6号）でございます。令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万8,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,806万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1、分担金及び負担金、こちらを20万円増額、4、繰入金を405万8,000円増額しまして、歳入合計を補正前の額に425万8,000円追加し、1億7,806万3,000円とするものでございます。

2 ページ目を開きください。歳出、2、農業集落排水事業費委託料を50万円減

額、4、予備費を457万8,000円増額しまして、歳出合計を補正前の額に425万8,000円追加し、1億7,806万3,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第9 議案第6号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第6号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 第6号についてご説明を申し上げます。

令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）でございます。令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万8,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,645万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございますが、内容につきましては、健康福祉課長が説明をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第6号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入につきまして説明いたします。款1、保険料につきましては、保険料収納見込額によります、554万4,000円を増額するものでございます。款3、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害によります保険料の減免及びサービス利用料免除に対する調整交付金及び臨時特例補助金、103万2,000円を増額するものでございます。款4、支払基金交付金につきましては、地域支援事業支援交付金決定によります、51万8,000円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額に605万8,000円を増額しまして、4億7,645万5,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款1、総務費につきましては、球磨郡認定審査会負担金の決定によります、18万3,000円を減額するものでございます。款2、保険給付費につきましては、介護サービス等の実績見込みによります、550万9,000円を増額するものでございます。款4、地域支援事業費につきましては、人件費及び介護予防生活支援サービス等の

実績見込額によります、363万8,000円を減額するものでございます。款8、予備費につきましては、437万円を増額するものでございます。歳出合計、補正前の額に605万8,000円を増額しまして、4億7,645万5,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第10 議案第7号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第5号)**

○議長(中竹耕一郎君) 次に、日程第10、議案第7号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第5号)を議題とし、提案書の説明を求めます。
村長。

○村長(内山慶治君) それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。

令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第5号)でございます。令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第5号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ既定の額とするのでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長(中竹耕一郎君) 平山企画調整課長。

○企画調整課長(平山辰也君) それでは、議案第7号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、歳入合計を既定額の6,756万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳出でございますけれども、款1、総務費を14万6,000円追加するものでありまして、無線ルーター等の購入によります消耗品でございます。款2、ケーブルテレビ事業費を14万6,000円減額するものでありまして、光熱水費、備品購入費等の減額でございます。歳出合計、既定の額の6,756万9,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長(中竹耕一郎君) 以上で、先議依頼のありました議案について提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。議案検討のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩といたします。再開時刻を11時30分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

先議依頼のありました議案第2号から議案第7号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守って質疑をお願いいたします。日程第5、議案第2号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第11号）を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、私のほうからお詫びと訂正をさせていただきます。

議案第2号の一般会計補正予算（第11号）につきまして、私の説明しました補正予算ですけれども、4ページ、第2表、地方債の補正のところを、起債の目的のところ、正式な起債の目的の名称を言いませんでしたので、正式名称はここに記載してあるとおりでございまして、減収補てん債でございまして、お詫びしまして訂正させていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第3号、平成2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決をいたしました。

日程第7、議案第4号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決いたしました。

次に、日程第8、議案第5号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決いたしました。

日程第9、議案第6号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決いたしました。

日程第10、議案第7号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第8号、山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第8号に入ります前に、補正予算につきましては、全議案とも先議いただきましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

それでは、議案8号についてご説明を申し上げます。山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定についてであります。山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、国営川辺川総合土地改良事業の事業完了後、受益者負担の償還が始まることから、本村においても負担金徴収条例を提携する必要があるために提案をするというものでございます。

1枚開けていただきますと、徴収条例がございますけれども、今回の条例につきましては、関係市町村6市町村でそれぞれ提案をしているところでございますけれども、国営川辺川の農業整備事業につきましては、これは球磨川北部に、人吉、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村、山江村の農地を対象に、当初は川辺川ダムを水源とした農業用排水施設の整備、それから農地の造成、それから区画整理を併せて行うことといたしまして、昭和58年に着手をしておりました。

また、新しい利水計画に対して、地域全体で合意に至ることができなかったということでありまして、一部計画を見直すことといたしております。

事業収束に向けては、農業用排水事業は廃止であります。農地造成事業と区画整理事業は、これまでの整備済み面積に計画を変更するというようになっております。

このため、ダムからの水を、要するにダムからの水を水源としない国営川辺川土地改良事業廃止処理計画に基づき、各造成団地に、現在、水源施設を設置する工事を行っているということでございます。

令和3年度完了予定の国営川辺川土地改良事業における農家負担金及び市町村負担金につきましては、土地改良法第90条第5項による徴収になっておりますので、国営事業が完了するまでに、各市町村、いわゆる関係6市町村、足並みをそろえるということにおいて、負担金条例を制定し徴収する必要があるため提案をするというものでございます。

事業完了の翌年度に、予納をしたり、繰上償還を行うという場合など、村は県を通じ事業完了年度の5月末までに要望額を取りまとめまして、農家からの負担金を徴収する負担金等条例を事前に定めておく必要があるために、今回の定例会に提案するというものでございます。

現在6市町村におきましては、今回大きな災害を被っております。実は令和3年度に事業終了する、翌年度から早速、維持管理費の経費が発生するということではありましたが、まだ結論は出ておりませんが、令和4年度まで、事業を延長しながらしっかり整備をしてくれというような要望を現在しているところであります。

従いまして、まだ土地改良費の負担金、それから農地造成の負担金等の納付についてはまだ不確定でありますけれども、あらかじめその徴収条例につきましては、今回の議会をお願いをするというものでございます。

-----○-----

日程第12 議案第9号 児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第9号、児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明を申し上げます。

児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例及び規則が整備されたことに伴いまして、必要でなくなった条例を廃止するために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、廃止をする条例でございますが、これにつきましては、子ども子育て支援制度が平成27年4月から施行されて、5年が経過をいたしました。その5年間で時効が消滅したということでもありますので、当該条例が不要というふうになっております。

また、子ども子育て支援法に基づく山江村子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を求める条例及び規則が整備がされておりますので、今回の条例につきましては、廃止させていただくというものでございます。附則といたしまして、公布の日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第13 議案第10号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第10号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第10号についてご説明を申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、災害対策基本法又は大規模災害からの復興に関する法律に基づきまして、本村に派遣される職員に対し、災害派遣手当を支給するために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、現在、相当の被害を受けまして、先ほど3.1億円と土木ベースで申し上げたところでありまして、村としては県の市町村課に、いわゆる応援を、職員の応援をお願いをしておりました。

3.1億円の災害復旧工事ではありますが、大体、本村におきまして、公共土木は2億円から3億円の予算であります。従いまして、1.5年分を、この3年間でやってしまうというようなめどがなかなか非常に厳しいものがあるということで、職員の要請をしてきたということではありますが、今回4月から美里町のほうから職員の派遣をいただくというようなことになりました。

従いまして、ほかの自治体から災害派遣職員として災害復旧事業等へ派遣をされた職員に対し、災害基本法に基づきまして災害派遣手当を支給することができるということに定めてあるということでありまして、災害派遣手当等の支給に関する条例を定める必要がありますので、今回提案をさせていただくというものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

-----○-----

日程第14 議案第11号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第11号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第11号についてご説明を申し上げます。

山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等特別措置法令和3年法律第5号の一部改正に伴いまして、本村条例を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例でありますし、その次には新旧対照表を示してございますが、いわゆるこれは上位法の一部改正に伴いまして、本村の条例の一部改正をするというものでございます。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布をされたことによりまして、定義部分の文言を、一部改正する必要があるということでございました。従いまして、その文言について改正するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第14条から第16条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するということにいたしております。

以上でございます。

-----○-----

**日程第15 議案第12号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第12号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第12号についてご説明を申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを別案のとおり制定するものとするものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、国民健康保険税率の改定に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例がありますし、その次のページから4ページにわたりまして、新旧対照表を載せております。

今回、国保運営協議会において決定をさせていただいたこととありますけれども、熊本県より次年度の市町村納付金及び標準保険料の率が提示をされました。それを踏まえて、当村の保険税率を改正するというものでございます。先ほど言いましたとおり、国民健康保険事業の運営に対する協議会を開催いたしまして、承認をいただいているというものでございますので、提案させていただくというものでございます。

中身については、一般分所得割を2%減額いたします。10%を8%にするということです。均等割を1,000円減額いたします。平等割につきましても、1,000円減額をいたします。そして、後期分の所得割を0.8%、均等割を400円、それぞれ減額をするということでございます。

所得について、大体100万円ぐらいの所得がある方が2万円から3万円ぐらいの間で減額になると。もちろん年間でありますが、というふうな計算になるかと思えます。

この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するということにいたしております。

-----○-----

日程第 1 6 議案第 1 3 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 1 6、議案第 1 3 号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 1 3 号についてご説明を申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村介護保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護保険料率の改定に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるため提案させていただくというものでございますが、1 枚開けていただきますと、改正する条例でございますし、次には新旧対照表を載せております。

これは、第 7 期の介護保険事業計画が終わりまして、3 年の 4 月 1 日から第 8 期の介護保険事業計画を定めております。令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料を算定をいたしました。それに伴いまして、山江村介護保険条例の保険料率の規定を改正する必要があるため、提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、具体的に申し上げますと、1 号保険者で 6, 3 0 0 円減額をいたしました。これは、財政調整基金 7, 4 0 0 万円に積み上がっておりますので、そのうち 2, 4 0 0 万円を取り崩して、介護保険料を 3 0 0 円、それぞれ取り下げたものでございます。附則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するというふうにしております。

-----○-----

日程第 1 7 議案第 1 4 号 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 7、議案第 1 4 号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 1 4 号についてご説明を申し上げます。

山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、これは令和3年厚生労働省令第9号であります。その交付に伴いまして、本村条例の一部を改正する必要が出てきましたので、提案をさせていただきますというものでございます。

1枚開けていただきますと、条例の一部を改正する条例でございますし、後ろのほうには新旧対照表を掲載しておりますが、これはいわゆる上位法の一部改正に伴う条例の一部改正でございます。

この改正によりまして、人材の確保、現場の業務効率化及び負担の軽減がありますし、2つ目に業務継続に向けた取り組みへの強化がございますし、第3点は高齢者の人権擁護、虐待防止などが図られるというものでございます。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するとしておりますし、また3年間の経過措置期間を設けております。

以上でございます。

-----○-----

日程第18 議案第15号 山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第15号、山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第15号についてご説明を申し上げます。

山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和3年厚生労働省令第9号の交付に伴いまして、本村の条例の一部を改正する必要が出てきましたので、提案をさせていただきますというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例でございますし、後ろのほうには新旧対照表を示させてもらっているところでもありますけれども、この条例も、上位法の一部改正に伴いまして、一部改正をするというものでございます。14号と同じような内容でなっております。附則としては、この条例は平成3年4月1日から施行するとしております。また、3年間の経過措置期間を設けております。

以上でございます。

-----○-----

日程第19 議案第16号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議案第16号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第66号についてご説明を申し上げます。

山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和3年厚生労働省令第9号の交付に伴いまして、本村条例を施行改正する必要があるために、提案をさせてもらうというものでございます。

この議案も、いわゆる上位法の一部改正に伴います条例の一部改正になります。この改正によりまして、先ほどと同様でありますけれども、若干違うのは介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担の軽減、次に業務継続に向けた取り組み強化、そして高齢者の人権擁護、虐待防止などが図られるということであります。

また、本村におきましては、第5章の小規模多機能型居宅介護のみでございまして、ほかに地域密着型サービス利用層はありませんけれども、上位法の一部改正により改正を行うというものでございます。附則としては、この条例は令和3年4月1日から施行するとなっております。また、3年間の経過措置期間等を設けてございます。

非常に厚い資料でありますけれども、条例並びに新旧対照表も添付させてもらっています。

-----○-----

日程第 20 議案第 17 号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 20、議案第 17 号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 17 号についてご説明を申し上げます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和 3 年厚生労働省令第 9 号でございますが、が公布されたということに伴いまして、本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

これも一部を改正する条例と新旧対照表をあげておりますが、前議案と同様、要するに厚労省の一部改正に伴う条例を一部改正させていただくというものでございます。内容につきましては、全議案と同様でございます。附則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するをいたしております。また、3 年間の経過措置期間等を設けてあるということでございます。

-----○-----

日程第 21 議案第 18 号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 21、議案第 18 号、山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第18号についてご説明を申し上げます。

山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、本村学校施設の適正な管理にあたりまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくということでございますが、1枚開けていただきますと、改正する条例の使用料の表が載っているということでございます。

これは、村内学校施設の使用に関してでございますが、内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業がありました。その事業によりまして、山田小学校及び山江中学校の体育館に空調設備を設置しております。その暖房設備を使用した場合の使用料を1時間1,000円と定め、別表に追加をさせていただくというものでございます。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行させていただくものでございます。

-----○-----

日程第22 議案第19号 公有財産の取得について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第22、議案第19号、公有財産の取得についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第19号についてご説明を申し上げます。

公有財産の取得についてでございます。公有財産を次のとおり取得するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記として、公有財産を取得する表を掲げておりますけれども、取得する財産の表示でございますが、所在地、地目、種類、地積、面積の順に読み上げさせていただきます。

所在地につきましては、山江村大字山田乙字五反田1375番地の1でございます。地目が宅地につきましてが、1,030.75平方メートルでございます。次に、事務所、倉庫、車庫でございますが、合わせて面積合計が423.07平方メートルとなっております。取得する相手方につきましては、人吉市東間下町3333の1、くま中央森林組合代表理事組合長、宮原俊彦氏となっております。取得の目的につきましては公共施設用地でありまして、取得価格が927万6,750円でございます。

提案理由でございますけれども、この件につきましては、前々から議会のほうとも協議をしてきたところでありまして、ここにきてやっと中央森林組合と協

議がなされたということであります。

今議案につきましては、山江村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定がございますので、議会の議決に付する必要があるということで提案をさせていただくというものでございます。

-----○-----

日程第23 議案第20号 指定管理者の指定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第23、議案第20号、指定管理者の指定についてを議題とし、提案書の説明提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第20号についてをご説明を申し上げます。

指定管理者の指定についてでございます。次のとおり、指定管理者を指定することとするというものでございます。本日提出でございます。

記といたしまして、表を掲げておりますが、施設の名称につきましては、山江温泉ほたる・山江物産館ゆっくり、山江村地域物産物利用加工施設でございます。指定管理者の名称につきましては、株式会社やまえでございます。指定の期間が、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

提案理由でございますが、指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

この施設、いわゆる温泉施設でありますけれども、指定管理者につきましては、指定期間が5年間で令和3年3月31日で終わるということになっております。従いまして、令和3年4月1日からの指定管理者につきまして募集を行ってまいりましたが、1団体の申請があったということでもありますので、山江村指定管理者候補選定委員会設置要綱に基づき、庁内委員と外部委員で組織される選考委員会を開催をしていただきました。委員会より、（株）やまえが適切であるとの報告を受け、候補者として選定をしたところでございます。

指定管理者の指定を行うときには、議会の議決を得る必要があるために、今回提案をさせていただくというものでございます。

以上です。

-----○-----

日程第24 議案第21号 指定管理者の指定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第24、議案第21号、指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第21号についてご説明を申し上げます。

指定管理者の指定についてでございます。次のとおり、指定管理者を指定することとするというものでございます。本日提出でございます。

記といたしまして、表を掲げておりますけれども、施設の名称につきましては、山江村都市農村交流センター「時代の駅むらやくば」でございます。指定管理者の名称につきましては、NPO法人かちやリンクやまえでございます。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間といたしております。

提案理由につきましては、全議案と同様、指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

この議案も第25号と同様でございます。3月31日をもって指定期間が終わるということしております。そういうことで、4月1日からの指定管理者につきまして募集を行ってございましたら、1団体の申請があったということでもありますので、選定委員会をお願いをしたということでもあります。委員会からは、NPO法人かちやリンクやまえが適切であるというような報告を受けましたので、候補者として選定したところであります。

先ほど申し上げましたとおり、議会の議決を得る必要があるために、今回提案をさせていただくというものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時08分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 再開をいたします。

先ほど、議案の訂正の申し出がっておりますので、申し出につきまして発言を許可します。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうから議長のほうに本日付で、事件の訂正請求書を出させてもらっております。

内容につきましては、先ほどと言いますが、本日提出しました事件で、次の理由

により訂正したいということでもありますので、山江村議会会議規則第19条の既定により請求をさせていただくというものでございます。

記としてその内容を書いておりますが、件名は公有財産の取得について議案第19号でございます。訂正の理由ということでもあります、本文中に誤りがあったということでもあります。

内容につきましては、訂正前が所在地欄に、山江村大字山田乙字五反田1375番地の1としておりましたけれども、正確には、山江村大字山田甲字五反田1375番地の1でございます。いわゆる、「乙」と「甲」を間違えて提出させてもらっているということでもありますので、訂正してお詫びを申し上げたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま、村長のほうから訂正の申し出がありました、説明のとおり訂正をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

-----○-----

日程第25 議案第22号 令和3年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第25、議案第22号、令和3年度一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第22号についてご説明を申し上げます。令和3年度山江村一般会計予算書でございます。

1 ページめくっていただきますと、令和3年度山江村一般会計予算書であります。令和3年の山江村一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ5億7,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、債務負担行為でございます。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

次に、地方債でございます。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

(1)としておりますけれども、(2)計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第22号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものについて説明いたします。1、村税でございますけれども、新型コロナウイルス感染及び豪雨災害等により減収が見込まれることから、前年比で1,055万3,000円の減額をしまして、2億1,052万円を計上しております。2、地方譲与税につきましては、前年度見込額を考慮した算定を基にした額としまして、前年比で1,066万3,000円減額の3,939万9,000円を計上しております。3、利子割交付金から、7の環境性能割の交付金までは、前年度の実績見込額及び国の地方財政計画に基づきまして、前年並みを計上しておるところでございます。8、地方特例交付金につきましては、前年度比で356万5,000円増額の436万2,000円を計上しております。9、地方交付税につきましても、国の地方財政計画に基づきまして計上しております。前年比で7,900万円増としました普通交付税の額、15億8,000万円を計上しているところでございます。10、交通安全対策特別交付金は前年並みを計上しております。

2ページをご覧ください。歳入、11、地方消費税交付金については、前年度見込額を基に、433万3,000円の増額の5,871万8,000円を計上しております。12、分担金及び負担金につきましては、民生費負担金が主で、保育料及び社会福祉利用料を見込んだ額、227万1,000円を計上しております。13、使用料及び手数料につきましては、住宅使用料が主でございますけれども、被災しました城内団地の使用料が減収されることから、前年比で203万8,000円の減額の4,457万4,000円を計上しております。14、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス接種に係ります事業及び災害復旧事業に係る補助金の増額が主でございます。17億7,290万6,000円を計上しております。15、

県支出金につきましては、地域支え合いセンター運営に係ります社会福祉補助金及び農道整備に係ります農業費補助金などの増額が主でございます。2億6,108万8,000円を計上しております。16、財産収入につきましては、立木売払収入が見込まれる額としまして2,520万円を計上しております。17、寄附金、ふるさと応援寄附金の6,000万円を計上しております。18、繰入金、前年度より1,120万5,000円増額しております。2億1,532万7,000円を計上しております。19、繰越金、前年度と比較しまして、3,010万円の増の1億4,930万円を計上しております。

3ページをご覧ください。20、諸収入、1,741万1,000円を計上しております。21、村債、災害復旧事業等の増額によりまして、前年比としまして6億190万円増の8億2,930万円を計上しております。歳入合計52億7,400万円でございます。

4ページをご覧ください。歳出でございます。1、議会費、前年並みの5,945万円を計上しております。2、総務費、前年比で5,212万1,000円の増額でございます。主なものにつきましては、ふるさと応援寄附金に係ります謝礼及び基金積立、さらに復興村づくりに係ります推進費などの増額でございます。5億8,895万円を計上しております。3、民生費、前年度比で820万9,000円の減額でございます。内容としましては、老人福祉措置費、それから施設管理型給付及び介護保険事業への操出金の減額などで、6億2,871万円を計上しております。4、衛生費、前年度比で4,623万円の増額でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス接種に係ります事業等の増額でございます。4億1,795万5,000円を計上しております。5、農林水産業費、これにつきましては、農道林道整備に係ります工事請負費など、それから公有林整備に係ります事業費の増額でございます。3億9,909万4,000円を計上しております。商工費、6,347万4,000円を計上しております。土木費、前年比で1億2,058万4,000円の減額でございます。社会資本整備の事業の工事請負費などの減額でございます。1億6,042万3,000円を計上しております。8、消防費は前年並みの1億1,589万4,000円を計上しております。

5ページをご覧ください。9、教育費、前年比で784万5,000円の減額でございます。ICT機器の使用料及び学校の備品購入費などの学校管理費の減額が主なものでございます。2億7,130万9,000円を計上しております。10、災害復旧費、前年度比で21億6,470万円の増額でございます。公共土木及び農林業施設の復旧工事などございまして、21億6,920万円を計上しております。11、交際費、前年比で1,752万2,000円の増額でございます。主

に過疎債等の元利償還が開始されるものでございます。3億7,696万7,000円を計上しております。12、予備費、2,257万4,000円を計上しております。歳出合計52億7,400万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。第2表、債務負担行為でございます。固定資産標準宅地評価業務委託事業、期間を令和3年度から令和5年度まで実施するものでございます。限度額をそれぞれ、令和3年度227万7,000円、令和4年度227万7,000円、令和5年度227万7,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。第3表、地方債でございます。起債の目的、限度額順に説明いたします。起債の目的、臨時財政対策債、限度額を8,400万円、地域振興事業、限度額1,540万円、農道改良事業1,350万円、林道改良事業620万円、農業振興事業500万円、石倉倉庫改修事業910万円、農道新設改良事業1,930万円、河川浚渫事業3,390万円、消防施設整備事業260万円、教育ICT環境整備事業2,330万円、公共土木施設災害復旧事業債5億5,990万円、林業災害復旧費債5,520万円、農業施設災害復旧費債100万円、公共施設災害復旧費債の限度額を490万円としまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

次に、106ページをご覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末現在高の見込額31億6,592万5,000円に、当該年度中の起債見込額8億2,930万円を加えまして、当該年度中の元利償還見込額の3億6,194万1,000円を差し引いた36億3,328万4,000円を当該年度末現在高といたしておるところでございます。

以上で、議案第22号、令和3年度山江村一般会計予算の説明を終わります。

-----○-----

日程第26 議案第23号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第26、議案第23号、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第23号についてご説明を申し上げます。

令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算がでございます。令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ

4億9,300万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。一時借入金でありますけれども、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

本日提出であります。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第23号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、国民健康保険税、保険税の現年度及び過年度見込額5,967万6,000円とするものでございます。款6、県支出金、普通交付金及び特別調整交付金、県繰入金等の見込額3億5,637万6,000円とするものでございます。款9繰入金、一般会計からの繰入金及び財政調整基金からの繰入金7,072万7,000円とするものでございます。款10、繰越金、令和2年度からの繰越金を見込みまして、615万6,000円とするものでございます。歳入合計4億9,300万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費、委託料及び負担金補助及び交付金等が主なものでありまして、2,667万円とするものでございます。款2、保険給付費、1、療養諸費2億6,859万3,000円及び、2、高額療養費4,908万4,000円、見込額ほか合わせまして3億1,997万9,000円とするものでございます。款3、国民健康保険事業費納付金、村が県に対しまして納付するものでございまして、県からの見込額、利用給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金合わせまして9,446万4,000円とするものでございます。款6、保険事業費、人件費及び特定健康診査等保険事業関係に伴うものでありまして1,099万8,000円とするものでございます。款9、諸支出金、一般会計への繰出金等3,050万円とするものでございます。款10、予備費、1,038万7,000円といたしまして、歳出合計4億9,300万円とするものでございます。前年度と比較しまして、6,900万円

の増額となっております。

以上説明を終わります。

-----○-----

日程第27 議案第24号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第27、議案第24号、令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第24号についてご説明を申し上げます。

令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,700万円と定めるものがございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものがございます。

次に、地方債でございますが、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものがございます。

一時借入金でございます。第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものがございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものがございます。

(1)としております。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第24号についてご説明いたします。

1ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。主なものについてご説明いたします。歳入、2、使用料及び手数料、現年度、過年度の使用料の見込額を4,907万円、6、繰入金、一般会計からの繰入額を1億808万円、7、繰越金、令和2年度からの繰越を見込みまして570万円、9、村債210万円とするもの

で、歳入合計を1億6,700万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として510万1,000円、2、簡易水道事業費、水道施設の維持管理費など4,203万3,000円、4、交際費、元金及び利子の償還金を1億1,249万4,000円、5、予備費を285万3,000円とするもので、歳出合計を1億6,700万円とするものでございます。歳入歳出それぞれ前年比で1,700万円の減額となっております。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的は簡易水道施設災害復旧事業で限度額を210万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上説明を終わります。

-----○-----

日程第28 議案第25号 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第28、議案第25号、令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第25号についてご説明を申し上げます。

令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算書でございます。

1枚お開けいただきますと、令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算でございます。令和3年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,400万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) といたしております。各項に計上した給料、職員手当、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第25号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。主なものについてご説明いたします。歳入、2、使用料及び手数料、現年度、過年度の使用料の見込額を3,762万6,000円、4、繰入金、一般会計からの繰入額を1億400万円、5、繰越金、令和2年度からの繰り越しを見込みまして217万2,000円とするもので、歳入合計を1億4,400万円とするものでございます。

2 ページ目を開きください。歳出、1、総務費、主に人件費や備品購入費など986万6,000円、2、農業集落排水事業費、農業集落排水施設の維持管理費など6,307万7,000円、3、交際費、元金及び利子の償還金を233万2,000円とするもので、歳出合計を1億4,400万円とするものでございます。歳入歳出それぞれ前年比で400万円の減となっております。

以上説明を終わります。

-----○-----

日程第29 議案第26号 令和3年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第29、議案第27号、令和3年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第26号についてご説明を申し上げます。

令和3年山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。

1枚開けていただけますと、令和3年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。令和3年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,200万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金であります。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

(1) といたしております。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生

じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） ここで訂正をいたしたいと思っております。議案第27号と申し上げましたが、26号の間違いであります。訂正をいたします。

迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第26号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、保険料、介護保険料の現年度及び過年度見込額7,103万1,000円とするものでございます。款3、国庫支出金、介護給付費負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金等見込額、合わせまして1億1,814万6,000円とするものでございます。款4、支払基金交付金、第2号被保険者分見込額等1億1,048万9,000円とするものでございます。款5、県支出金、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等見込額、合わせまして6,362万1,000円とするものでございます。款7、繰入金、一般会計からの繰入金6,642万5,000円とするものでございます。款8、繰越金、令和2年度からの繰越金を見込みまして130万8,000円とするものでございます。歳入合計4億3,200万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款1、総務費、人件費及び主治医意見手数料、球磨郡認定審査会負担金等合わせまして718万5,000円とするものでございます。款2、保険給付費、居宅介護サービス給付負担金及び施設介護サービス給付負担金が主なものでありまして、3億9,722万6,000円とするものでございます。款4、地域支援事業費、介護予防生活支援に伴う人件費及びサービス委託料等が主なものでありまして、2,468万7,000円とするものでございます。款8、予備費279万6,000円といたしまして、歳出合計4億3,200万円とするものでございます。前年度と比較しまして、200万円の増額となっております。

以上説明を終わります。

-----○-----

日程第30 議案第27号 令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第30、議案第27号、令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第27号についてご説明申し上げます。

令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算でございます。令和3年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,980万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案27号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、後期高齢者医療保険料、保険料の現年度及び過年度見込額2,421万8,000円とするものでございます。款3、繰入金、一般会計からの繰入金1,506万円とするものでございます。款4、繰越金、令和2年度からの繰越金を見込みまして45万8,000円とするものでございます。歳入合計3,980万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金、村が広域連合に対し納付するものでございまして、広域連合からの見込額3,912万9,000円とするものでございます。款4、予備費47万1,000円といたしまして、歳出合計3,980万円とするものでございます。前年度と比較しまして、80万円の増額となっております。

以上説明を終わります。

-----○-----

日程第31 議案第28号 令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第31、議案第28、山村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第28号についてご説明を申し上げます。

令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。

1枚めくっていただきまして、令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予

算でございます。令和3年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,700万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますけれども、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は600万円と定めるものでございます。本日提出でございます。

内容については、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、議案第28号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございますが、主なもののみ説明いたします。款2、使用料及び手数料2,691万8,000円、ケーブルテレビ使用料などがございます。款3、繰入金1,895万円、一般会計からの繰入金でございます。款4、繰越金100万円、前年度からの繰越金を見込んでおります。以上、歳入合計を4,700万円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いします。歳出でございますけれども、款1、総務費1,503万5,000円、派遣業務に係る委託料などがございます。款2、ケーブルテレビ事業費3,050万9,000円、ケーブルテレビの維持管理等に係る経費でございます。款4、予備費、予備費といたしまして145万6,000円を計上しております。以上、歳出合計を4,700万円とするものでございます。前年度と比較しまして、100万円の減額となっております。

以上でございます。

-----○-----

日程第32 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第32、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第126条の規定によりお手元に配布しております内容で議員を派遣するものです。

これで提案理由の説明は終わりました。

また、12月議会定例会以降、各種団体より陳情書が2件提出され議会へ届いております。この件については、それぞれ議員各位へ資料を配布とすることとします。内容を検討され、必要な場合は後日、議員提案等されるようお願いを申し上げます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

散会といたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後1時51分

第 2 号

3 月 1 1 日 (木)

令和3年第2回山江村議会3月定例会（第2号）

令和3年3月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第8、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、8名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、本日は6名の議員の一般質問を通告の順に従いまして、許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますが、質問をされる議員におかれましては、迫力のある充実した質問をいただけますよう要望をいたします。

一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁いただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、はじめに3番、中村龍喜議員より、1. 村の将来像について、2. 山村活性化支援交付金事業について通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3番議員、中村龍喜から、一般質問を行います。

1番目に、村の将来像についてということであります。

限界集落・消滅集落の対策についてということでお伺いしたいと思っておりますが、地域によっては少子高齢化が進み、子どものいない高齢者ばかりのところもあります。7月の災害もあり、近い将来において消滅してしまうのではないかとというふうに心配をしております。

行政としては、この行政区のあり方、また消防団のあり方についてお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、おはようございます。今日は、一般質問ということになっております。

その前に、今日は令和3年3月11日は東日本大震災から10周年の日であります。政府からも要請が来ておりますけれども、2時46分に1分間の黙とうをお願い

いしたいというようなことでありますので、議会におかれましてもよろしくお願
いしたいと同時に、村民の皆様方におかれましても、よろしくご協力をお願い
したいと思います。また、心から犠牲になられた方、たくさんおられますけれど、心か
ら哀悼の意を表しますとともに、まだ困難な生活をされている方もたくさんおられ
ます。心から1日でも早く復興が進みますことをご祈念申し上げます。

それでは、質問の件でありますけれども、今回も大項目、また村の方針等につ
きましましては、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますし、その対策や施策を
具体的にお尋ねの件は担当課長のほうから答弁させていただきます。

当初につきましては、企画調整課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。中村議員、限界・消
滅集落対策についてというご質問でございますけれども、この課題につきましては、
非常に深刻な問題でありまして、その対策が急がれるところであります。

対策といたしまして、地域の方々の移住支援ということも考えられますけれども、
村民の方々が住み慣れた地域からなかなか離れないのが現状でありまして、移住の
支援も強制することはできないというふうに思っております。

例えば、昨年の災害で被災されまして、現在、仮設住宅にお住まいの方々が、今
後、地域に帰りたいということであれば、行政としましては帰れる準備をしっかり
支援していくことが必要でありまして、今後も集落維持のため、生活環境の整備は
しっかりと支援していかなければならないと思っております。

この課題につきましては、仮設住宅にお住まいの方々の地域だけではなくて、村
全体の課題として受け止める必要があります。地域の状況によりまして、この課題
解決策に向けた支援の方法がそれぞれ異なるというふうに思いますので、地域の
方々がどのような地域を望んでおられるのか、またどのような支援を必要とされて
おられるのかなどを話し合いながら、行政といたしまして、その課題に向けてどの
ような支援ができるのかということをお考えしていくべきだというふうに思ってお
ります。

従いまして、地域の方々とよく話し合い、地域の課題、地域の方々の思いを伺う
ことが重要というふうに思っておりますので、まずはそういう機会をしっかりとつ
くっていききたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから、補足で説明をさせていただきます。今後の将来
のことも関連します。限界集落の問題、いわゆる50%以上高齢者が住むとその集

落を維持することが非常に難しくなるというようなことが言われている課題であります。

ただ、私としてはどこに住まわれておろうとも、しっかりその生業、いわゆる暮らし、経済的な対策を守っていく、それを支援していくという村の方針が一番大事であろうかと思えます。これは、別に山江村だけの問題だけじゃなくて、全国各地域での大きな課題となっているところでもありますけれども、無理にスマートシティみたいに広いところに出てきてくださいとか言わずに、その人方がその場でしっかり生業として頑張って生きていきたいということであれば、しっかり役場として支援をしていくというのが大事であろうというふうに日頃から考えております。

それから、消防団のことについてもお尋ねでした。特に7分団と8分団。要するに、万江の屋形から上の分団が非常に団員が減少が続いておりまして、活動が思わしくないと、思うようにいかないという部分も多々見受けられるところでもあります。

これにつきましては、何度となく団長と話をしているところでもありますけれども、その7分団、8分団の団員の方、特に7分団の団員の方が、「自分が管下する参加する面積が広がって、果たして大丈夫かな」というような話も聞こえてくるわけですから、その分団方式だけじゃなくて、方面、万江方面、山田方面も幾つに分けるとかいろんなそういう状況によって、また対応しなくちゃいけない問題だろうと思っています。

いずれにしましても、この件は団長の大きな判断が必要になりますので、その付近とまたしっかり連携を取りながら、話を続けていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長、課長のほうから説明を受けたところですが、言われるとおり、そこに住んでおられる住民の意思と伺いますか、考えが一番大事ではなかろうかなというふうには思っておりますけれども、やはり区長さんであるとかいろんな役職についても、もう高齢化でなかなか難しいというところも聞いておりますので、しっかりとその地域の方々との話し合いのもとに地域のあり方、行政区のあり方、消防団のあり方については、ご検討願えればというふうに思います。

続きましては、農振地域の見直しについてということで、村の将来像について、農振地というふうに考えますけれども、全国的、先ほど村長も言われましたように、全国的に、熊本県においてもそうですけど、市町村においては、特に人口の減少がマスコミ等、新聞等を見ましても減少が止まりません。山江村においては、緩やかではありますが、やっぱり減少しているということでもあります。

執行部におきましても、住宅建設等の施策をされて、人口の歯止めと伺いますか、維持に努めておられるのは重々理解しておりますけれども、私は人口の減少に歯止

めをかけるのは、定住化ではなかろうかなというふうに思っております。

災害後、特に被災された市町村から、山江に住みたいというふうな声を多く聞いております。被災地においては、住宅が建設できるような土地は、非常に2倍、3倍と高くなっていると、山江村のごたるところに住んでみたいというような意見を聞いております。また一方では、「山江は農振地が多くて、なかなか住宅を建てる場所がないもんな」というような声も聞いております。

地籍調査も済んで十数年経過しておりますので、この見直しについては5年に1回見直しがされておるといふふうにも聞き及んでおりますけれども、将来、山江村に定住してもらうためにも、農振地域の抜本的な大きな見直しをされて住宅建設がしやすいような状況をつくっていただけないかというふうに思っております。この農振地の見直しについて、どのような考えを持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

農振地の見直しということですが、山江村では農業振興地域整備計画書を、最新で平成30年6月に策定しております。この計画は、先ほど議員が申されましたとおり、5年に一度、全体見直しとして、現状を見ながら指定をし、策定を行っております。今回はということですが、令和4年度の見直し計画というふうにしております。

ただ、この全体計画の中でもございますが、計画期間中であっても農業や社会情勢上の変化等によりまして、指定地区の除外等の申請があった場合は個別見直し、年に2回ございますけれども、案件として村の農業振興地域促進協議会及び農業委員会等で協議を判断された後に、県の除外許可等をもって区域より除外されるということにございます。

先ほど、定住ということでしたが、転入者向けの住宅地確保等の農振除外ということですが、全体的な土地利用計画を策定しまして、それによって整備促進していく計画がございましたら、農業に影響のない範囲で全体見直し時に検討しながら、指定から除外することも可能かとは思っております。

ただ、そう言いながら大切な農地を守っていくということが農振地域指定の規定でございますので、その中身についてはご了承いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私からも答弁させていただきます。農振地の見直しが令和4年にまたやってくるということですから、その折、しっかり考えて

いくということに具体的にはなりません。

ただ、課長が申し上げましたとおり、山江村全体の土地をどのように活用していくのが、この山江村の振興発展、また活性化につながっていくのかという視点から、その土地利用計画を策定していくということになっておりますけれども、ただ農振地を除外するというだけじゃなくてですね、その視点だけじゃなくて、もちろん農振地につきましては、優良農地として指定をしてあるわけですから、農業立村を目指す山江村として農振地にやみくもに外すということではなくて、しっかり守りながら、例えば、耕作放棄地が農振地に入っていたら、すぐ外せるかと思えますし、そういう土地利用計画としっかり整合性を図りながら山江村の土地利用計画を考えていきたいと思っています。

その折に、どうしてもここの地域の農振地が将来的には山江村の住宅地、また工業団地等の誘致に非常に有利だというようなことであれば、もちろん農振委員会もありますし、農業委員会もありますので、その付近の意見を聞きながら調整をしていくということになるかと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 村の将来像というふうなことで、この農振地見直しについても質問しているところでございますが、今言われたようにいろんな土地利用計画等も考えておられるようです。

ただ、私が思うのは、できるだけその住宅地に近い、例えば、住宅との住宅との間がその農振地になっているというような場所もたくさんありますので、ぜひ令和4年の見直しがなされるときには、そういうところも住宅としての候補地として考慮されて、見直しをしていただければというふうに思います。

山江村の多くの方が定住できるような地域環境づくりも、私は必要だと将来的には思っておりますので、どうぞ次回の見直しのときには、そういうところも考慮しながら、思い切った見直しをしていただきますようお願いしたいと思います。

村の将来像については、以上で終わります。

続きまして、山江村活性化支援事業についてということで質問をしております。横手竹林の有害防護柵策定設置については、確かにか、6月のときにもお尋ねしたと思っておりますけれども、その後どのようになっているのか。確か、年度でいえば令和2年で3年間の終了というふうに思っておりますので、ご質問をさせていただきます。顛末についてお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、答弁させていただきます。

今回の質問は、先ほど議員から言われたとおり、令和2年6月の議会でも質問をいただいておりますので、再度答弁させていただきます。

この事業は山村活性化支援交付金、これは平成30年度から令和2年度、今年度までの3カ年事業を活用しまして、短期間で収益につながる特用林産物の安定的な販売へ向けた栽培や増産及び産地化を図るために、特にタケノコの生産地に、シカ等の林産物の食害を防ぐために、有害鳥獣被害対策防止の展示圃として、防止柵を設置したものでございます。

当初、国と協議しまして、2カ所の区域を令和元年度で1,000メートル、令和2年度で1,000メートルを囲む計画をしまして、防止柵の設置費を単年度のリース契約として進める計画でございました。しかしながら、設置をしようとした令和元年度に、国より本事業がソフト事業であるため、リース契約は単年度ではなく複数年契約でないと認められないという方針転換がございました。

このことから、令和元年度に設置しました1,000メートルの設置費を令和元年度と令和2年度の複数年リース契約で結ぶことで、ソフト事業として認められ、事業を実施しております。当初の計画では、令和2年度に設置予定でありました1,000メートルについては、複数年リースの契約を結ぶとなりますと、令和2年度、本年度と令和3年度までの複数年契約ということになります。令和2年度が最終年度、今年度がですね、ということでございますので、この交付金の事業では取り組みができなくなったということでございます。

このことにつきましては、当初令和2年度で設置予定をしておりました竹林の所有者の方には個別に内容を説明しまして、ご了承いただいたところでございます。

ただ、令和の元年度に防止柵を設置しました地区につきましては、生産管理の面や増産を目指して、未収林の間伐や下刈りの整備などを2カ年実施しております。これにつきましては、整備計画においては当初に予定をしておりませんでしたけれども、交付金の内容からみまして、こういう計画が認められているということでございましたので、これに替えましてこういう整備を行ってきたところでございます。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今の説明聞きますと、一応、令和2年度で終わるというようなことですが、事業の内容の変更等もあったようでございます。

私が聞きたかったのは、要するに3年間計画の中でどのようなことがなされたのかというのを、先ほど個人所有者については理解をいただいたというようなことでございますので、ちょっと安心したところでございますが、やはりこういう計画においては、よくよくそのような内容等も審議いただいて、スムーズな事業ができる

ようにお願いしたいなというふうに思います。

それではもう一つ、活性化支援交付金事業の中には、商品の開発も含まれていたんじゃないかなというふうに思っております。タケノコの佃煮等の開発がなされたというようなことも聞いておりますけれども、その後、商品の価値、また販売等の事業の実績がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

山村活性化支援交付金を活用しまして、シイタケ、タケノコ、ワラビ、ゼンマイなどの特用林産物の加工品の商品開発を行ってきました。炊き込みご飯の素、混ぜご飯の素、ナムル、キムチを開発した加工品は、レトルトパウチ商品でございますが、の今後の販売を行っていく予定でございます。

加工生産販売については、村内の業者において取り扱っていただく計画としております。販売用の加工品の菌の検査や、パッケージのデザイン等の最終的な調整を行いながら、パッケージに記載する成分の表示の確認、価格の設定など販売に向けた最終調整を現在行っております。

将来、今後どうするかということでございますが、今後は、将来的には、福岡市内などの都市圏の、セレクトショップ等での販売やネットショップ等での販売を目指すこととしております。当面は、物産館や時代の駅、催事等での販売、ふるさと納税の返礼品等も考えているところでございます。

山江村で採れる山菜をメインに、加工品の生産販売を行うために、その年の原料となる山菜の生産数量を把握しながら、毎年、加工品の生産販売につなげたいと考えております。炊き込みご飯の素、混ぜご飯の素のご飯ものにつきましては、分量が2合分でございますので、米等とのセット販売などというような販売が今後は考えられるのではないかなというふうに考えていたところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 要するに、出口、販路というのは、非常に大事なことじゃないかなと。すばらしい商品ができて、要は販路開拓といいますか、販路について一番大事なことはなかなかなというふうに思っておりますので、先ほど言われましたように、村内を含め県外等においてもそういうふうな考えを持っておられるということでございますので、ぜひそういうふうな販路についても検討はなされて、山江村の商品として売れていくことを期待しております。

私の質問は以上をもちまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで、議場の換気のため、暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時30分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、10番、秋丸安弘議員より、1. 農業行政について、通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。10番、秋丸安弘君。

秋丸安弘君の一般質問

○10番（秋丸安弘君） おはようございます。10番、秋丸が、議長のお許しが得ましたので、通告に従いまして、農業行政についての質問を行います。

まず最初に、今回7月の豪雨において大変な被害を受けました田んぼ等について、今回話題となっております田んぼダムについて質問いたします。

田んぼダムは、元々持っている水をためる機能を利用し、大雨時に一時的に雨水を止めることで、排水路や河川の流出を抑制し、洪水被害を軽減する取り組みです。農家が簡単に始められる地域の防災・治水対策でございます。

今回、球磨川流域8市町村で、水田の半分に相当する約3,300ヘクタールを田んぼダムとして活用ができれば、一時的に500万トンをためる効果があると試算されております。21年度末までに、8市町村のモデル地区として計約270ヘクタールが立証実験が行われるという施策でおります。

山江村でも、24.55ヘクタールで計画されておりますが、一応、田んぼダムにつきまして、排水路に止める板があるんですけども、こういう状態で下の10センチでふだん水をためる、それで雨が多くなってきた場合、順次上がってきて余分な水を出していく。すると、30センチ以上オーバーしとるなら上からと隙間から出るという説明ですが、こういう説明もなかなか地域の方には説明されていない状態で、田んぼダムというのはどういうものかということも、全然理解されていない状態でございます。

こういうのは、やっぱり行政としてしっかり説明していただきたいと思っております。

それと、山江で24.5ヘクタールが計画されておりますが、場所と地権者の説明はなされているのか答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

田んぼダムの内容につきましては、今、秋丸議員のほうから、説明をいただきましたので、そこは割愛させていただきますが、まず内容といたしましては、先ほど言われたとおり、水田の既存の排水柵に、入口に流出量を調整します専用の堰板、先ほど見せていただきましたけども、のようなものを設置をいたしまして、通常の水田水位が10センチのところを、25センチ程度までためて水田の、雨水貯留効果をフル活用する仕組みとしております。

25センチを超えますと、自然に水が流れていく仕組みとなっております、農家の方が特別な操作をする必要ないということでございます。県の方針では、山江村の水田、先ほど言われましたとおり、約20ヘクタールに2年程度を実験的に実施する田んぼダムの計画があることから、村としましては、予定地を山田地区の東、また西山下から上・下芹田、それから久保田、前田などを選定地域として取り組みに協力する方針でございます。

既に1月14日には、予定地の関係堰の係の代表の方との意見交換が行われておりますし、3月末までには、予定地の農家の方へ事業説明が開催させる予定と聞いております。

田んぼダムの事業は、地域一体となって取り組むことが効果を発揮することから、地域の農家の方々の協力が不可欠でございます。関係農家の方々には、どうか趣旨をご理解いただきまして、ご協力いただきますようお願いしていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 人吉市土地改良区のほうでも、鬼木川と山田川が氾濫したということで、人吉市の北田地区は計画されておりますが、これは鬼木地区と星ヶ迫地区でございます。高速道路を挟んで、人吉側と山江側でございます。

農地は人吉市であります。耕作者の6割強は山江村住民の耕作されている土地でございます。これにつきましては、人吉市土地改良区、または人吉市のほうから行政のほうに依頼があったのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） その前に、私のほうからちょっと答えますが、この田んぼダムの事業は県の主催事業であります。県がそれぞれの市町村に依頼をして、それを受けて、それぞれの市町村で取り組むというような事業でございます。

もうご案内のとおり、この効果は、人吉市またはそれより下流域が洪水の緩和に

なってくると。要するに、15センチ上げるということですから、1ヘクタールあれば1.5トン、10ヘクタールで15トン、20ヘクタールで30トンの治水効果がある。ちりも積もれば山となるで、それぞれの町村がこの田んぼを広く田んぼダムとして取り組むということであれば、大きな効果になってくるというような事業でございます。

従いまして、先ほどお尋ねの件につきましては、星ヶ迫周辺についてはですね、人吉市の田んぼということでありますから、人吉市での取り組みがどのようになされているかというようなことになろうかと思いますが、情報がありましたら、産業振興課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど、村長から答弁があったように、各町村の取り組みということで、今回は設定をされていると思っております。

先ほど、質問がございました人吉市につきましては、人吉市の中で設定区域を指定をされるということでございますので、逆に言うと、山江村の中でも先ほど私が申し上げました地域についても、他の町村の耕作の方がおられますので、その説明会の折にはその方々をお呼びするか、周知をするという形になってまいるかと思えます。

ということでございますので、人吉からのうちのほうの要請はございませんが、今後説明会の折には、人吉のほうから説明会の要請か何かがあるのではないかと、うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今回の人吉市という難点もありますけれども、大変この間、災害復旧を地元地権者が出て、土砂廃土とか草刈り等を人吉市のほうでやった時点で、土地改良区の方と地域の担当の方が、「山江のほうも協力していただけないだろうか」ということが言われましたので、一応、行政のほうに連絡が、要請があったのかと思って質問したわけでございます。

また、この農家の協力が得られなくては、この事業がやられない状態でございますので、2020年度から田んぼダムに取り組む地域に、直接支払交付金10アール当たり400円を加算するとなっておりますが、山江村も加算する考えはありますか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

今言われたとおり、多面的機能支払交付金の中ですね、その嵩上げがあるということでございます。

もちろん、その面積というかですね、面積要件が実はありまして、取り組む面積によってですね、加算ということになっておりますが、山江村の場合はですね、現状でいきますとこの多面的機能支払がですね、よく議員もご存じだと思いますけれども、6ぐらいの地域が今1つになって山江村でなっております。その面積に対する今回の田んぼダムですね、取り組み要件となっております、うちのほうではですね、実は20ヘクタールぐらいということございまして、範囲から若干ですね、外れるんじゃないかというふうなことございまして、面積要件がちょっと足りないということですね。

ただ、そのことについてもですね、県のほうにちょっと規制緩和できないだろうかということで、ちょっと相談をしているところでございますので、今後、それができるようであればですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） その排水路に、はめる板等は、行政のほうで配布されるのか、自分で作らなければいけないのか。それを質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど言いました堰板につきましては、これは県の事業でございますので、県のほうの予算として今回は設置をされるということになっております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 県の事業ですけれども、できるだけ山江でも進んでこういう事業に参加していただきたいと思います。

新潟県では、令和2年度、17市町村で1万5,654ヘクタールで取り組まれております。山江村でも、水田全面堰で取り組む考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

全面でということでございます。まず、田んぼダムにつきましてはですね、先ほど山江のほうで指定を現在しております地域についても、まずですね、水を嫌うタバコとかミシマサイコ等ですね、作付けをされている水田につきましては、除外というような方針でございます。

今回、7月の豪雨ですね、相当な被害が出ておりまして、先ほど議員も申されたとおりですね、全体で3,300ヘクタールという田んぼダムをした場合には、一時的に500万トンですね、貯留効果が出るというような県の試算でもござい

ます。

ただ、これは全部をですね、した場合ということでございまして、なかなか農業をですね、していく中では難しい面もございまして、先ほど言いましたとおり、農家の方々ですね、ご協力なくしてはできないこととございますので、このですね、理解ができるのであれば、やっぱりこういう形で進めていくべきではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） これは早急に取り組み、山江村でも160ヘクタールほどがありますけれども、これをすることによって防災・治水対策になりますので、早急に取り組んでいただく旨を要請いたします。

それでは次に、農業の現状と、特に後継者、担い手不足の問題について、どのような考えを持たれているか質問をいたします。

5年前に新規就農者がおられまして、今回もう5年たちまして、5年間就農者ゼロということでございます。山江村独自で農業公社等を設立し、新規就農者を募集し、農地の斡旋や指導、または企業誘致などの考えはないか質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

まず、山江村の農業経営の実態ということで、2015年に実施されました農林業センサスの調査を見ますと、本村の農家戸数は253戸でございます。この販売農家の253戸のうち、専業農家が60戸と兼業農家が187という状況でございます。専業農家につきましては、割合としますと全体の26%にあたるということでございます。本村は、経営規模が小さい農家が多く、農業だけで生計を維持することが困難な農家が多いことが見受けられます。

また、農業就業者を年齢別で見ますと、16歳から64歳までが106人、65歳以上が247人という調査結果が出ており、65歳以上の方が70%を含めております。ただ、この数値は5年前のものでございますので、現状は若干変わってきているものではないかというふうに思います。

このような状況から、農業振興を図る上でも、高齢化が進むことは避けられないということでございますが、即戦力の若者の就農者育成や将来を見据えた新規就農者の確保は重要でございます。村としては、人・農地プラン計画の実質化に伴う担い手の対策、農地の集積化、営農組織や法人化の設立を急ぐことが必要であろうかと思われま。

村内には、現在、若手農業者のグループ遊農美、20代から40代の若い方の担い手の活発な活動も出てきており、明るい兆しがあるのも事実でございます。地域

の若い担い手として、今後の活動に期待をしているところです。

また、人手不足への対応や生産性の向上を図るためには、国が進めるICTを活用したスマート農業の推進、また他の自治体でも取り組んでおられる地域おこし協力隊等によります農業等の支援協力など制度活用することも手段の1つかと思っております。

担い手不足に対します支援策としては、特に農業の担い手である認定農業者に対しましては、農地流動化の助成、規模拡大のための機械購入や施設整備などの助成制度があり、資金融資など優遇されている状況でございますので、活用していただきながら、後継者対策を推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今、説明がありましたとおり、認定農業者に対してのいろいろな助成がありますけども、ものすごく使い勝手が悪い状態でございます。これをもっと使いやすくするために、山江独自の支援策はございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

新たなといいますか、使いやすいということですが、村としましてはいろいろな補助制度とかを活用しながら、現在進めているところでございますが、農家の方々からも使いにくいというような、もしお声がござってあるようでありましたら、今後、また農家の方々とも協議、また意見交換をさせていただきながら、使いやすい制度等を見つけながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 次に、増加傾向にある耕作放棄地等の新たな利用法、多面的事業は、該当区の水田132ヘクタールのうち、7.3ヘクタールが耕作放棄地、川辺川造成団地については、61.5ヘクタールに対して耕作放棄地が20.7ヘクタール、3分の1が耕作放棄地となっております。特に、川辺川造成地については、賃貸し、耕作しないままで放棄されている農地が多々目立ちます。賃貸を解約し、解約等の指導する考えはないのか質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず、山江村の耕作放棄地の現状でございます。先ほど言いましたとおり、農業委員会で毎年行う利用状況調査を見ますと、令和2年11月現在で全体農地面積の約632ヘクタール中、約33ヘクタールの農地が、現に耕作の目的を活用されて

おらず、かつ引き続き耕作の目的に起用されていないと見込まれています。いわゆる耕作放棄地ということでございます。

令和元年度が23ヘクタールあったということでございますので、耕作放棄地が増加傾向にあります。先ほど質問がありました担い手の減少など、増加の要因の1つであろうかというふうに考えております。

議員が質問されております川辺川造成地の賃借関係の見直しと申しますか、ということでございますけれども、これにつきましては、農家間の賃貸契約のほうはなされておまして、長いところで5年間というようなことでございます。耕作放棄地が増えていくというような現状でございますので、まずはその耕作放棄地の解消に向けた事業を行っていくということが、まず1つではないかというふうに考えております。

その中から、どうしても耕作条件と申しますが、難しいということであれば、その賃貸契約の中をまた農家間のほうで話をさせていただいて、解約なりということの手続きを進めていくことがまず1つではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 借りたい方はたくさんおられます。ましてや、賃貸されて、やっぱり耕作しないで放置されているのは、私たちが農地に行っても大変見苦しい状況でございます。できるだけ農地を荒らさないために、私たちが農家自体が努力しなければならないものと考えられます。

また、今回、農業委員会等で調査を行い、新規賃貸契約農地への必要が求められる方に斡旋し、新規農作物の奨励などを新規事業に立ち上げる支援策は考えていないのか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

新規に事業を立ち上げることはないだろうかということでございますが、まず奨励作物等でございますけれども、山江村では現在、ミシマサイコとかカボチャ、ニンニク等の奨励作物として取り組んでいるところでございます。

新規の奨励農作物の栽培につきましては、土壌や気候というような様々な要因が影響することもございまして、その地域の栽培に適し、また安定した生産が見込まれるものについて、また販路も十分に確保できるなど、高収益な農作物の栽培導入により、農家の方の所得の向上につながるような営農指導を県、JAともに連携しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、今後はそういう方々の指導を受けながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 最後の質問になります。山江栗のブランド化になり、栗に対しては、苗、肥料、剪定、電気柵等の助成がなされておりますが、近年、水稻に対しまして、病害虫の被害が多く発生しております。

ウンカ等の病害虫は、今までの薬では抵抗性ができ、効き目がありません。農薬等が、高価な薬を使わないといけない状態でございます。農家の方からいろんな相談がありまして、原点に返り、稲作にも助成ができないかという相談が多々あります。肥料、農薬に対しまして、助成する考えはないのかご質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

まず、山江村の特産はですね、栗でございます。栗条例の制定を始めまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、生産量300トンの目標数値を掲げて、栗増産及び品質向上を目指し、県やJAなどの専門機関から、剪定、改植、補植、土壌改良などの指導や支援を受けながら、振興を行ってきております。

また、栗生産関係者が共通認識を持つために、果樹研究会の役員とか栗指導技術員になどを交えた生産量拡大に向けた対策・検討を行うため、山江村栗生産向上推進委員会を立ち上げまして、関係機関と連携した反収を増やす取り組みや新植など、栽培面積を増やすための取り組みなども行ってきて、検討してまいっております。

さて、米作等の作物への助成ということでございますが、本村では令和2年度の水稲作付面積は約128ヘクタールで、令和元年度の作付実績が127ヘクタールであることから、作付面積が増加の傾向にございます。作付面積増加の要因としましては、WCS稲からの自家消費米への転換や農地の貸し借りを契機とした水稲作付の転換作等が、このようなことからの状況から見ても分かります。

本村の農業に占める水稲栽培の重要性、必要性は非常に高いものと思われまます。水稲栽培につきましても、肥料や消毒剤、機械の燃料等の経費がかかっているというのは思われますけれども、水稲については自家消費を目的とした作付けが多いということもございます。販売を目的に作付けされた他の作物とは、多少状況が異なっております。

しかし、水稲においても、販売を中心とされている専業農家の担い手の方もおられるため、国・県が示します需給調整の状況も考慮しながら、品質、食味といった、特に特A米の生産や増産に向けて、県・JA等の営農指導を強く要望していきたいというふうに考えております。

また、近年増加傾向にございますジャンボタニシ等の駆除については、発生水田農家への駆除剤の支援や地域全体としての駆除意識の高揚の取り組みを引き続き支

援をしていきたいというふうに考えております。

また、水田での営農については、水稻の裏作として、麦や大豆、飼料作物等を作付けている場合、山江村農業再生協議会に定めている産地交付金を加えて、県の加算交付金も交付されますので、水田での営農については、幅広い視点で作付けの推進を行っていければというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 生産者の方も大変、今、厳しい状況でございます。できれば少しでも助成できたらという相談がありましたので、一応質問させていただきました。これで質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、5番、森田俊介議員より、1. 令和2年7月豪雨災害復旧・復興の現状と見通しについて、2. 山江村行革推進委員会の内容についての通告が出ております。森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介君。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） 議長のお許しがありましたので、5番、森田より一般質問を行います。

令和2年度7月豪雨災害から8か月余り過ぎ、災害の取り組みが急がれる中、新型コロナウイルス感染予防の中での当局の取り組みも大変だったろうと思います。状況、調査、査定など、書類上の提出手続きなど、大変だったろうというふうに思います。

まず、復旧・復興の現在の見通しについて、村民にわかりやすくご説明をお願いいたします。

まず、農地・農業用施設、林業施設、作業道道路、それから公共土木、県所有の災害状況についてお伺いいたします。

これは、議会中に建設課のほうから資料をいただいております。それに基づいて、若干、村民にわかるようにご説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず、山江村の中を流れております山田川、万江川についてご説明いたしたいと思っております。

こちらは、熊本県の県管理河川となりますので、まずこちらの山田川の状況につきましては、撤去が必要な堆積土砂の量が約2万立米となっております。こちらにつきましては、3月3日に工事の契約が行っており、今年の梅雨までに土砂撤去完了されるとの県の報告でございます。

次に、万江川についてですが、撤去が必要な堆積土砂の量につきましては、15万立方メートルとなります。特に、緊急性の高かった宇那川の合流点付近につきましては、10月までに土砂の撤去が完了しております。これを含めて1月末現在で、撤去完了しているのが約6万立方メートルとなります。残る土砂についても、引き続き撤去を進め、今年の梅雨までに完了される予定ということで回答をいただいております。

続いて、村が管理する河川についてお答えいたします。山田川水系、また万江川水系の河川につきましては、河川内の堆積土砂や流木の対応策として、緊急浚渫推進事業を活用し、事業を進めてまいります。

最初に、測量設計として、2月24日に業務契約を行い、締結したところです。また、令和2年7月豪雨の災害により大量の土砂が堆積している宇那川につきましては、災害復旧事業により堆積土砂の撤去を進めてまいります。こちらは、3月10日に入札を行いましたので、本契約後、早急に撤去作業を進めます。

次に、山田川。村管理の河川のところですが、尾崎地区などこちらにも土砂が堆積しております。こちらにつきましては、測量業務を行いながら、現在進めている災害復旧の工事の中で可能な限り流用し、河川内の堆積土砂の撤去を進める予定でございます。

なお、出水期までの見込みとしましては、測量設計を進めながら、緊急性の高いところから随時掘削を急ぎたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害に伴います災害復旧についてでございますが、まず、農地・農業用施設災害、これは国庫補助事業、災害復旧事業でございます、につつま

しては、山田地区が小字で、10地区で15カ所、万江地区は小字6地区で18カ所、合計33カ所の災害復旧を行っていくこととしております。

これにつきましては、年次計画で復興を行ってまいります。今回の災害査定のは簡易査定で受検が多かったということですが、詳細な現地調査を再度行う必要がございます。令和2年度から令和4年度にかけて、農地からまず復旧事業を進めていく計画としております。

林道災害につきましては、10路線23カ所のうち8路線21カ所を国の災害復旧事業で、また2路線2カ所を市町村への起債事業により復旧を行っていく計画としております。

作業道の災害につきましては、現時点で確認できているもので17路線でございますが、県の補助等を探しながら復旧してまいりたいというふうに考えております。

林道災害についても、今回の簡易査定での受検を行っている関係上、再度、県の設計書等の確認後、作業道を含め、令和3年度から6年度にかけて、まずは林道復旧から進めて行く予定としております。

それから、山江村の小規模災害復旧事業ということで、農地で18件、それから農業用施設で1件という申請がございますが、現在15件の申請が完了ということで終わっているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この土砂ですね、土砂の堆積。以前、尾崎地区、これは一般質問で大分早く除外をしてくれということをお願いをしたんですけど、そのままの状況で被害が起きたということで、今度、早急にさせていただくということでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

先ほどご質問がありました山田川の尾崎地区につきましては、先ほどご説明しましたとおり、今現在、堆積土砂の量の調査を行っているところです。併せてこちらの調査が終わりましたら、緊急度の高いところとっておりますので、早急に土砂の撤去を急ぎたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 早急をお願いしたいというふうに考えております。

この土砂撤去ということで、工事が集中するわけなんです。土砂の受け入れ地候補、山江にありますか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えします。

土砂の受け入れ地としましては、今現在、山江村のほうでも一部用地のほうの交渉を行っているところです。そのほか、何カ所か用地の相談も行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） これも以前、中村議員、また秋丸議員からも、農地の転用というところで、いろいろと耕作放棄地とか荒地とかいっぱい見かけるわけなんですけれども、転用としてなかなか認めてもらえないというのが現状だろうというふうに思っています。

農業委員会でも5年に1回の見直しとか、先ほど言われましたけれども、早急ですね、この土砂の仮置場というような形でできることはできないだろうかというふうに考えておりますけれども、私が見ましたところ、丸岡地区ですね、一本松谷というところがあります。

これは、それこそ鳥獣のすみかでございます。また、大迫谷というところもあります。そこもまた、鳥獣のすみかでございます。全然、耕作放棄地でございます。そのところを調査をいただいて、もう少し頑張っていただきたいというふうに考えておりますけれども、調査のほう、していただけますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからお答えします。

浚渫した土砂の捨て場、捨て先でありますけれども、これは球磨川水系ですね、実に300万立米の捨て場であると言われております。

そのことから、私のほうもですね、球磨川治水協議会、要するに流域治水協議会の中で、土砂の捨て場は各市町村とも大変困っている状況だというような発言をしておりますし、それぞれの市町村において、しっかり土砂の捨て場を確保していくということについて、国・県、それから市町村、そして連携してお願いをしたいというようなことを申しております。

その聞き取りもですね、県のほうから役場のほうに聞きまして、土木部長のほうに来まして意見交換をさせてもらったということではありますが、現在、先ほど建設課長が答えましたとおり、適地についてその用地を調査中ということでもあります。

議員がおっしゃった丸岡周辺の土捨て場ということでもありますけれども、適地かどうかということも含めてですね、終末区域への配慮というのもどうしても必要になりますので、その付近も含めて検討をして、できればしていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 早めですね、措置とか手続き、いろいろなことでやっていただきたいというふうに考えております。

今度は、林業のちょっと前後するかもしれませんが、林道調査ですね。

これ、今の災害計画では出てきておりますけれども、非常に災害が多いと思えますけれども、調査はしていただいとるのでしょうか、被害調査は。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

林道、それから先ほど作業道についても、答弁をさせていただきました。

林道につきましては、10路線につきまして、その林道ということで登録しておりますので、それにつきましては確認をしております。ただ、一部、山洪線と向鶴線につきましては、これは先ほど言いましたとおり、国の災害復旧の査定を受けておりません。

これは何でかと言うと、この路線については森林の流域面積といいますか、がちょっと少なく、国の災害復旧事業のほうでは乗らないということで、先ほど言いましたとおり、市町村への起債事業で復旧を行っていくということでございます。

ただ、今言いました2路線についても現在調査をしております。ということで、今後、先ほど言いました3年度から6年度について、復旧のほうを進めていくというような計画をしておるところでございます。

それから、作業道についてでございますが、作業道につきましては17路線、現在確認をしております。ただ、路線数が相当まだありますので、それについては、まず林道からの復旧を進めながら、できる限り早く進めたいというふうに思っておりますが、相当数まだございますので、時間もちょっと取らせていただいて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 災害復旧のほうでは、なかなか調査をせんとできないということで、当局として村自体ですね、私有地があれば、私有地の方にちょっとお願いをして、仮の道、軽トラックが通れるぐらいの仮道を、重機などでリースをしてやっていただきたいというふうに考えておりますが、そういう考えはございませんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

私有地内ということでございますけれども、民間の方で使われる作業道ということで、基本的には本人さん方が造られている道だというふうに思っております。

それですので、その補助といいますか、につきましても、いろいろお話をさせていただいて早急に必要というようなこと、要望とかがございましたら、またいろいろ意見交換をさせていただきながら、できるものからやればというふうを考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 民有地の所有の方もですね、「道が崩れて通れんけん、どぎゃんもしょうなかばい」というような形で、大変困っておられます。当局に相談行っても、「『今のところちょっと無理じゃなかろうかな』という話も聞いてきました」ということがありますものですから、村独自の、やり方の方法でお願いしたいというふうを考えております。

また、話は前後になると思いますが、農業関係、農地関係でお願いしたいというふうに思います。

私も、淡島地区の説明会には3回いたしましたけれども、3年度までが計画をして、4年度が実施ということで、言わせれば作付けができるのは5年度が目安ということになってくるだろうというふうに考えます。

しかし、作付けの労働年齢75歳以上です、みんな。もう今度5年後といえは80歳になります。「おどんは作付けでくつとかな」と心配されるところもあります。また、その工事をしていただいてもですね、土地の改良とか石拾いとかというようなことで、1年間は多分できないんじゃないかなというふうに考えておりますんで、もう5、6年は、これは無理じゃなかろうかなというふうに私は考えております。

当局におかれましても、早期にですね、地権者と話し合いをしながら、早急なやり方をお願いしたいというふうにおりますけれども、課長、どういう考えで。お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えさせていただきます。

議員がご質問されたとおり、特に万江地区は、今年の7月豪雨で甚大な被害が出ております。農地についても、淡島地区、それから特に下の段地区だけではございませんが、が相当な流域といいますか、農地について浸水被害というのがございます。

先ほど言われましたとおり、計画では令和3年度からということで、計画をさせていただいております。淡島地区につきましては、村道の崩壊によりまして、村道の復旧、また橋の復旧に係って全体的な今回計画、復旧計画がなされております。

それに伴いまして、淡島の農地、濁毛地区というふうにございますが、について

も関連性が実際ございまして、先般の説明会の折には県のほうが進めていくけども、農地のほうは、特に、早めに入っていただいても問題ないということでございましたので、先ほど言いましたとおり、3年度からできれば、復旧のほうを進めていきたいと思っております。

ただ、農地はできまして、今度は水路、元々の水路が全面的に被災をしております、今回なくなっております。今回、水路につきましては、県のほうの、先ほど言いました嵩上げ、また道路の改良と伴って、県のほうが水路の復旧についても行うということ为先般、説明会の折に住民の方にも説明をいただいておりますので、それについては県のほうで行っていただくということでございます。

ただ、農地について、先ほど言われましたとおり、改良しても、もしかしたら作るのが、令和5年ぐらいからなるのではないかとということでございますけども、今回の被災が山江村だけでも相当遭っております。もしかすると今後計画をしております年度から、もしかしたら遅れていく可能性も実際あります。

というのは、入札で出しても、もしかして業者がおらずに進まないということもございまして、あくまでも計画でございまして。ただ、今回の復旧については、村としても農地だけではなくて、早急に進めていきたいというのは山々で考えておりますので、住民の方も説明または、今後もまた行っていくというふうに考えておりますし、万江の下の段地区についても、先般、説明会を行っております。その折にもそういう説明を同じような説明をしております、農家の方々のご協力といえますか、を切にということでお願いをしております。

ただ、復旧工事については、皆さんの協力がないとやっぱり進まない面もございまして、そのあたりは説明の中でご了承といえますか、ご納得ある程度いただいたところで、今後は進めていきたいというふうに考えておりますので、できる限りこの計画よりもできれば、早く進んでいければというのが本音でございまして。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 早急をお願いしたいと思います。

3年前ですかね、万江の里を設定しまして、大打撃で全然もうできておりません。この万江の里の村長、考え方をお願いしたいんですが。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回の災害によりまして、万江地区は本当に未曾有の被害を受けた。未曾有というのは今まで経験したことがない被害を受けたということです。これは農地だけでなく、生活関連の水道が駄目になったり、電気が駄目だったり、またケーブルテレビが繋がっていないという地域も実はあるわけです。

当然、行政としても、優先順位をつけさせてもらっているということですが、まずその地域で暮らせる電気・水道をしっかりと。要するに、生活インフラをしっかりとまず回復するのだということでもあります。

2番目に、応急復興・復旧工事は大体済んでいるんですけども、生活関連の行き来ができるような工事が急がれるということでもあります。

それと、先ほど言われました経済活動ができる農地、また林地あたりをしっかりと元に返さなくちゃいけないというようなことになります。

本当に今年は、去年だったんですけど、「来年は田植えでくっただろうか」というような農家の方も確かにおられました。役場も来年までは何とか。

私は、「私としても、来年までは何とか間に合うごとしよごたんな」という話はしたんでありますが、ご案内のとおり100億を超える、一般も含めて被害を被っているという状況でありまして、どこから手をつければいいのかということも含めて順番をつけて工事をさせてもらっているということが、今現状であります。

限られた職員数の中で職員も、一生懸命に頑張っているところでありますので、その職員を通じながら地域の方々と意見交換させてもらいながら、この工事を進めていかななくちゃいけない。併せまして、そして下の段地区とも意見交換をさせてもらったということでもあります。

20ヘクタール、万江地区の田んぼのうちに15ヘクタールが被害を受けているという状況でありますし、万江の里の農業組合法人ではありますが、の活動も止まっているというようなことでもあります。従いまして、1日も早く経済活動ができる、田んぼが生かせるようなことで、万江地区の優先課題として、このことについてはとにかく急ごうということで、担当課に指示をしているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 稲作を作っている方は、これは農協に抛出するのではなくて、自給自足の方が大半でございます。それに、子どもに送ってやったり、家族に送ってやったりが大半でございますんで、早急に、村長が言われたとおり、早くできるようにしていただきたいというふうに考えております。

また、この復旧・復興のですね、住民に身近な、情報なんかは言わせればケーブルテレビを通じたり、いろんな情報で、どういうふうにやっていくかということ、毎月1回でも週に1回でもいいですから、どういうふうに考えていらっしゃるのか。お聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 議員お尋ねの復旧事業に対します村民への周知ということでございます。災害の復旧事業につきましては、今、ケーブルテレビでの情報

局という局がありますけれども、その中で1日7回放送を今いたしております。それから、広報でも、今、定期的に村民の方にお知らせをしているというところであります。

災害査定の様態も、ケーブルテレビで画像つきで放送をしたということでありませけれども、今現在、災害査定が終了したばかりということでありませるので、今後、本格的な復旧事業が始まるということでありませるので、この復旧事業、復興事業につきましては、今から本格的に始まるということでありませるので、その工事の進み具合とか進捗状況も、含めながら今後も各課との連携をしながら、村民の方にはしっかりと周知をしていく必要があるというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 建設課長にちょっとお尋ねしますけれども、査定が終わって入札になるとは思いますがけれども、この現状を見て、球磨郡、人吉なんかは、もう土木関係で会社が足りないような感じがしますけれども、確保できるような感じがありますか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

土木業者の確保についてでございますが、今現在、国・県と連携しながら協議会を開き、情報の共有を図っております。その中には、建設業協会の方も入っていたきながら、今後の復旧に向けて連絡調整を図っているところでございます。

ですので、復旧、今後の請負につきましては、山江村としましても、調整を図りながら工事のほうを進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 業者も、あっち行ったり、こっち行ったりで大変だろうというふうに考えておりますが、言わせれば大変なことだろうというふうに考えませ。業者の人も、今、若手がいればいいんですけども、昨日もちょっと見たんですけども、60歳以上の方が大半が労働者で、大変なご苦労していただいているなというふうに感じております。事故のないように、よろしくお願ひしたいというふうに思ひませ。

今度は、鎮山親水ということで村長にお伺ひいたします。

鎮山親水とって、自然との共存や畏敬の念を持ち、自然と親しむと同時に怖さを知り、自然と関わりを見直すと、自然との調和ということであらってありますけれども、基本的にはインフラとか道路の整備とか暮らしということであら、ソフト面の形だろうというふうには私は感じております。

私も、川のほとり、水のほとりに何十年も住んでいまして、必ず1年に2回は大水がやってきます。これは、今度も間違いなく、本年も大水はやってくるというふうに思います。そこの状況を見てするような行動範囲内でいったらいいんじゃないかなと、私はそういう感じにしております。

今、万江川も復旧で、土砂も除外していただいているところですがけれども、また今度来たとき、どういうふうな形になるかなというような状態も伺えます。

ですので、私が思うには、私も平成5年の水害のときは、家も崩壊しました。そのときは、やっぱり自分自身です、一生懸命、災害の舵にあたりまして、大概な被害をくらったわけなんですけれども、私は一番思うには、これはずっと長年の山の治山治水を怠ってきたから、こういう水害が起きたんじゃないかなと強く思いますけれども、鎮山親水は植林をして山を馴染む、水の流れを備えて川の流れを良くし、氾濫を防ぎ運輸を良くすること、治山、植林などをして山を整備する、河川の水の流れを整備して水害を防ぎ、水路や灌漑の便を図るというようなことで、治山治水、これを強く要望したいというふうに思っておりますけれども、これも大事、村長が言われる鎮山親水も大事だろうというふうに思いますけれども、その流れです、どういう感覚で持っておられるのか村長にお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 治山治水と鎮山親水の違いから申し上げますと、結論から言いますと同じであります。ただ、今次水害については、ご案内のとおり、ものすごい量の水と土砂が流出したということでもあります。

役場も、実は不眠不休の活動しておりまして、職員の中にも体力の限界といえますか、精神の限界という100時間以上の時間外勤務をした職員も数人いるということでもあります。

ただ、これは役場のみならず村民の方も同じような、今までかつて経験したことのない経験を今回されたというふうに考えます。従いまして、今回の今次水害の経験や記憶、またどういうふうな動きをしたというのを、今後の災害対応の教訓にしたいという強い思いがございました。

我々、災害となれば、すぐ川だけを見てしまうんですけれども、先ほどから話があっておりますとおり、今回の災害の原因は水の災害と同時に土砂の災害でした。中流域は、特に土砂が堆積して、その浚渫に大変な財政出動をしているという状況でございます。

その土砂はどこから来ているのかというと、上流部に登りますと、支流が荒れてその支流の土砂が崩れて、それが川に流れ込んでいる。いわゆる、山が崩れているということで、状況一番わかりやすいのは神瀬橋のあのひどい堆積土砂というのは、

川内川の上流部の山が崩れたと、その土砂が一挙に押し寄せて、家まで押し流して亡くなられた方もいるというような状況で。

そういう、もう一回ですね、原因たる山のほうに目を向けないと、今後の災害対応としては、やっていけない。当然、役場の仕事として治山事業、それから砂防事業はやっていくことにしております。

ただ、先ほど中村議員のほうから話がありました山での生業を作っていく、山に入るというようなことが、やはり随分少なくなっただろうと。この木材不況によりまして、ということが大きな原因の1つでもありますので、そういう機会を、しっかり適正な山の管理をしていただく、また短期収益作物としての先ほども言いましたとおり、特用林産物等の栽培により生業を作ってもらおうというようなことが大事だろうということでもあります。

この鎮山親水という言葉については、実は今回の山江村検証委員会、また復興委員会のテーマとして挙げさせてもらっておりまして、これにつきましては、実は議員も委員でありますので詳しいと思いますが、ワークショップをしてもらったり、万江地区、山田地区での関係者の方々との意見交換会、説明会もやりました。特に、委員の方にはですね、実際被災をされた方が多数おられますから、その被災された方々の貴重な意見も吸い込んでおります。そういう検証をしながら、復興の策定に今まで4回会議でやってきたということでもあります。

その計画の内容につきましては、皆さん方お手元に。ぜひ村民の方々にも、この機会を通じて発信をさせてもらいたいと思っておりますけれども、議員の皆様方、課長には配布しておりますが、山江村の復興計画の概要というのを、こういう書類をあげております。

いわゆる今回の災害で何が起きたのか。そして、どういうことで今後起きる災害法防ぐためのことを、我々は次の世代に残す。

よくいわれるのは、昭和19年の災害、全米洪水とか言われますけど、これを語る人は本当に少なくなっただけです。今次災害については、今後、我々がいなくなってもですね、今回の令和2年7月豪雨災害はということが起きて、どういうことで対処をしてきたんだ、どういう課題が残ったんだというようなことが問われている。その計画を策定したということでもあります。

基本理念として、鎮山親水としておりまして、しっかり自然と共生しようというようなことでもあります。自然の怖さも知ろう、そして自然のもっと中に入ろうじゃないかというようなことでもあります。山を管理する活動も、役場として支援しているということでもあります。

基本方針としては3点。生活、インフラ、それから住まいを再興しよう、2番目

に、道路・河川・農地、今まで話したとおりであります森林の強靱化を図っていかうと、そして3番目に、より安全な暮らし、持続可能な山江村の次世代への継承ということが挙げてあります。これも一つ一つですね、委員の皆さん方の言葉をモチーフとして、キーワードとして、その方針を決めさせていただいたということでもあります。

それから、計画の位置づけについては、第6次山江村総合振興計画、それと第2期山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略、今までの山江村にある基本の計画を基に、今回の水害で起きた課題を踏まえて、新たなですね、山江村の復興計画を作っていこうというようなことでもあります。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としているところであります。

要するに、議会でやり取りさせてもらっているというのは、右側の表で言うですね、青色の部分です。これは、行政が、役場が主体となった取り組みとして、復旧をしっかりとやっていかうと、復旧に全力をあげようということで、令和3年から令和5年の3年間を目途にですね、めどにこの事業を復旧していこうということでもあります。

それは、ここに挙げておりますとおり、道路、橋梁も造り替えます。河川、上下水道などの災害復旧を急がなくちゃいけない。それから、村営住宅のこれは城内団地の方々が、8棟の方が全壊で、現在、仮設住宅にお住まいの方もおられるということではありますが、そのほうから要望も来ておりますので、その復旧。それから、先ほどありました農地・農業用施設の早期復旧、それから営農事業の再開継続に向けた支援、昨日見ていただいたところは仮の店舗による作業をしておられましたし、そういうご本人の本格的な事業展開をされるということであれば、土地の嵩上げも含めてですね、復興をしていかれるだろうという支援もしていく必要がありますし、関連しますけれども、被災者の方々、支援センターをつくっておりますが、生活支援を役場としてしっかりとしていこうということでもあります。

それともう一点は、住民の方々が主体となって取り組んでもらうようなこと、いわゆる共助自助と言われることでもあります。災害は、役場だけで対応できるものではないというのは、もうご案内のとおりであります。お隣同士が助け合いながら、安全なところへ誘導しあって安全なところへ逃げる、また安全な我が家に避難してもらおうとかですね、今回は「おーい、逃ぐっぞー」と言って、隣近所に呼びかけて逃げられた方もおられました。そういう共助の部分。そして、自助として、我が家の防災をどうやってやるのか、どういう危険があるのかというようなこと。

そういう委員からの意見を基にですね、いろんなプロジェクトを作ったということでもあります。いわゆる先般説明し、6つの事業を申し上げました。万江川の親水

公園をどう造るか。それから、教育の森、学校林を指定していこう。それから、トレッキングコースあたりを整備しようじゃないか。それから、今次水害では4日の10時10分にプツンと電話が切れ、ネットが切れ、情報を取ろうにも取れなかったというような検証・反省を踏まえて、緊急時のそういう伝達情報のやり取りの仕組みを作ろうとかですね。もう始まっております山田の子どもたちと八代市の金剛小の子どもたちが、上流、下流のそれぞれ環境学習を今回の水害を基にやっております。そういう海山の交流会をやろうということで、それぞれの委員がこの事業の中に張りついてリーダーとなって、この事業を推進してもらおうというようなことにしております。

そういうことで、将来に向けてですね、村民みんな、皆さん方で自己治癒力の高い村づくりを目指そうじゃないかということでございます。今、目の前にあることを、当然役場がやるべきこととなります。

ただし、先ほど中村議員のほうからありました将来の地域づくりとありましたけれども、将来に向けての地域づくり、また災害に強い復興村づくりはですね、これは役場が音頭を取らなくちゃ誰もやる人がいないというようなことになろうかと考えているところであります。

そういう意味で、鎮山親水としての今回のこういう復興計画を作りながら、特に予算はほか主だった予算はつけておりませんが、この復興を最重要課題としてですね、令和3年度、いよいよ復興元年としていろんな取り組みを村民の方々とともにですね、歩いていこう、歩んでいこうというようなことを考えているところであります。

まさにそういう取り組みが、鎮山親水の取り組みというふうに位置づけているところでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 村長の言われました復興、否定はしません。なるだけ復旧のほうを急いでいただいて、現実に見た取り組みにさせていただきたいというふうに思います。

これもやっぱり、まだ災害の状況もというか、工事方も半分もいつていないというような形ですから、大変なことになってくるんじゃないかなというふうに思います。1年を見据えてするようなやり方も、必要じゃないかなというふうに考えますが、復旧のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

鎮山親水でいろいろとありますけれども、大川内の山口地区とか水無地区、尾崎の登谷の間伐、何か見られたことありますか、村長。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 森林の管理についての村有林については、年次計画により予算を立て、その年次計画により伐採をしているということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 見たことありますか。村長に。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 途中、もしくは完了においての、写真において確認をさせてもらっているところでもあります。

それと、先ほどありました今次災害における復旧については、予算にしっかり30億立てておまして、それに向かって全力でいくというようなことになります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 尾崎地区に21世紀水源の森のところがありますね。

尾寄崎ですね、失礼しました。そこを見られたことありますか、近頃。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 尾寄崎の水源の森は何だったかな、というのは、万江川、推進協会から寄贈を受けて、村が管理しているというものであります。当然、場所は確認をして何度か行っておりますが、今回の災害においては、ちょっと確認はしておりません

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） そこですね、私も行って見ましたけれども、道が通れない状況でもあります。早急な、整備をしていただいて、あそこは村有林、保安林にもなりますんで、しっかりとした取り組みをお願いしたいというふうに考えております。災害のことはこれで置きまして、第2問に行いたいと思います。

山江村行革推進委員会の内容についてお伺いいたします。

補助金の明確な方向性、成果、結果、執行による行政の考え方についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、行革委員会の内容ということでございます。行革の考えということでございますけれども、本村では、平成18年3月に山江村第4次行政改革大綱を策定しまして、組織機構の見直しや職員定数の適正化、財政の健全化、職員の意識改革など、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、総合的かつ計画的な改革の推進に努めてきました。

しかしながら、近年においては、国全体としての人口減少が進行が見込まれております。多くの自治体が、公共インフラ、施設の老朽化等の課題に直面することが

想定されております。変化する社会経済情勢に対応した持続可能な行政運営の推進が不可欠と考えられるところでございます。

そこで、将来にわたって健全財政の確立を図るにあたり、補助金のあり方を検証しまして、今後の適正執行に向けてガイドラインを整備することで、全庁的に統一した基準の下、適正に事務を遂行するためのガイドラインを策定したところでございます。

このガイドラインに基づきまして、通じまして、補助金交付に関する公平性、それから透明性を高めるとともに、新たな事業検証の仕組みを構築しまして精査することで、補助金等の交付の事務のさらなる適正化を図ることといたしておるのが、行革の考えでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 行革推進委員会の方々10名と聞いておりますが、各種補助金の見直しが23件、廃止が1件とありますが、どういう項目でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

今回、審査対象でございましたのは、合計の21件の補助金の見直しの方を検討するというところでございました。

今、議員からありましたように、見直しが23件、それから廃止が1件、継続66件、拡充検討が1件ということでの結果となりまして、この対象の23件、1件の24件ですね、は何らかの廃止を含めた見直しが必要という委員会の意見でございました。

内容につきましては、個人への補助金及び交付金など、事業そのものは継続をし、国の補助金等を活用することや実績に応じた予算措置の検討が必要ではないか、それからまた近年、事業実績がないものや事業縮小のものは、補助率及び実績に応じた根拠などを運用にする見直しの検討、それからさらにイベントや大会等も運営内容の見直しを行い、適切な補助金額なども検討する必要があるのではないかとといった意見も出たところでございます。

また、村内の各種団体や協議会の運営につきましても、毎年、繰越金が多い団体につきましても、補助金の見直しなどを検討するような審議内容でございました。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この行革推進委員会でもあったということで、各議員はですね、こぎゃんともあったかなというふうな感じで思っておられたのが多いみたいです。

事業内容、効果を見極めた事業の実施なんかは計画されているのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、事業を見極めた事業ということでございますけれども、今回補助金の見直しにあたっては、先ほど申しましたようにガイドラインに沿って統一した視点で審議をしまして、今後の社会情勢や補助事業の実績及び効果等の検証によりまして、これからの視点は変化すべきものであると考えているところでございます。

今後、策定される交付基準についても、適宜意見書を確認を行い、見直しをしていくことが必要であるということとしたところでございます。補助金等の適切な運営、行政・住民・団体との協働を推進する非常な有効な手段であり、村の発展につながる補助金等になるように、積極的な取り組みが推進されることを強くするというので、行革委員会から答申されております。

事業の実施につきましては、早速、今年度、令和3年度からですね、補助金等の見直し等は今回の当初予算にも反映しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 行革委員会なるものはですね、これは平成の17年頃、小泉総理の三位一体の改革と同じだと思うんです。要するに地方制度調査会関連です。

要するに、民間でできることは民間にやらせよう。それから、行政については、非常に厳しいから地方交付税等の支援を今後減らしていきますよというような方向であります。従いまして、全国のどの市町村ともスリム化を目指して、職員の人事管理も含めてスリム化を目指してきたところであります。

ただ、その制度上、役場において自分で自分のことをやるというよりも、第三者の村民の方々に諮問をして、その第三者的な視点から答申をもらう、答えをもらう。それに応じて、役場として改革をしていこうという仕組みであります。

昔は、行財政改革の推進委員会とっておりましたが、今は行革推進委員会とっておきます。本来なら、山江村の30億ちょっと、通年なら。今回、50億超えていますけれども、その運営に関して適正になっているものか、本当に大事な行政があるかどうか。それについて改革が必要とあれば、答申をしてもらうというような推進委員会の役割であります。

今回はですね、その中で各種補助金について適正かどうかという諮問をさせてもらった。各種団体への補助金について諮問してもらって、例えば、繰り越しが多いようなところについては、丸々やるよりもしっかり使うことが、適正に管理されるようになってからまたやりなさいとか、そういう答申を受けてきたところでありますし、令和3年の予算にその答申を受けて、反映させてもらっているということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） ここでお願いいたします。時間の都合もありますので、答弁

は簡潔にお願いいたします。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その中でですね、今年度、令和2年の災害について、災害復旧・復興課の業務課というお考えはありませんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 時間もだいぶ迫っているようでありますから、簡潔に言いますと、先ほど言いました復興計画策定委員会の、これも私、諮問しておりますので、答申として復興推進室、ワンストップでそういういろんな情報を集めて進捗を、要するに復興の進捗状況、それから復興の進捗状況をやりなさいというようなことがありますので、答申を受けまして検討させていただきたいと思います。

やるということであれば、4月1日から推進室という形ですね。課を設置しますと、いずれですね、復旧は終わりますので、推進室で対応させていただきたいと思っています。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その復旧課でやっていただきたいなというふうに考えております。いろいろ、復旧の方の村民の方、あそこに行ってよか、ここに行ってよかって、農地とか山の中、別個別個ですから、そぎゃんところを一括の復旧課にさせていただいて相談を受けるというような形も作っていただきたいなというふうに考えます。

質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時08分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、1番、本田りか議員より、1. ジビエの利活用についての通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 1番議員、本田りかです。議長より許可をいただきましたので、通告書に従い、1. ジビエの利活用についての質問をいたします。

私たちが食べ親しんでいるジビエですが、国内で17カ所あるジビエ利用モデル地区の中に、熊本県も選定されています。まず、山江村には、どのような有害鳥獣対策があり、幾つあるのかお尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

有害鳥獣対策として、まず農業振興対策の面でございますが、主に水田及び畑地を対象に、国の鳥獣被害防止総合対策事業での電気柵やネット柵設置の対象補助、それから果樹総合振興推進対策補助金として、主にクレーン等において同じく電気柵等を設置した場合の対象補助がございます。

次に、林業対策の面でございますが、特用林産物鳥獣害防止対策事業補助金として、防止ネット柵の設置に対する補助や狩猟免許取得に対する補助、それから有害鳥獣捕獲隊の補助、有害鳥獣駆除補助として、イノシシ、サル、シカなど、カラスなどでございますが、の捕獲に対します補助金がございますので、現在は6つの有害鳥獣対策を行っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 続いて、一般会計予算書の施設整備補助金とありますが、その内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

施設整備補助金ということでございますが、先ほども申しました農地、またそれから林地等についての鳥獣防護柵の設置の施設補助ということでしております。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 有害鳥獣における現在の補助率と、被害の推移はどのようになっているかお尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えします。

令和元年度、有害鳥獣による農林産物の被害は被害面積3.1ヘクタール、被害が109万円でありまして、シカ、イノシシ、サル、カラスに加え、近年はアナグマ、カワウ等も有害鳥獣として認定しております。

特に、アナグマについての被害が顕著であるため、小型のわな等をですね、箱わなですね、について追加で購入しておりまして、要望がある住民の貸出しをするな

ど、対策を行ってきております。

補助率ということでございますが、補助率につきましては、先ほど言いました有害鳥獣の防止柵等ですね、につきましては、施設ですね、資材につきましては100%補助ということで支給しているものでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 山江村の猟銃やわなの免許所有者というのは、何名かおわかりでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

狩猟免許所有者の内訳でございますが、銃が10名、それからわなが17名、それと銃とわな両方が22名で、計49名でございます。平均年齢を申しますと約70歳、それから最高年の方が89歳でございます。若い40代の方が2人で、一番若い方でも45歳が最も若くなっているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 少ないかなと思いますけど、狩猟免許には第一種、第二種免許、わな猟、網猟免許と4種類あるようですが、もっと国や県、村からの補助率を上げていただきたい。村民にアピールし、狩猟者を増やすべきだと思います。

次に、捕獲されたイノシシやシカは、現在どのように処理をされているのかお尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

村内においては、シカは概ね自家消費が主であるようでございますので、自家処理をされていると思われれます。それから、シカについては、自家用消費もございませぬものの、狩猟現場等の山林道で埋没処理がほとんどのようでございます。

有効活用のことですが、近年、他の地域ではジビエ料理の食材として、地域資源を大いに活用するなど、地域の活性化につなげている取り組みもあるようでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 先ほど課長も言われましたが、ジビエは鳥獣対策に加え、とても栄養豊富な自然からの贈り物です。イノシシ肉は、豚肉と比べ、ビタミンB12が3倍、鉄分が4倍、コラーゲンも多いとされております。シカ肉は、高タンパク・低カロリーで、こちらも鉄分が豊富であります。美容と健康に最適なので、食育の面での学校給食など、積極的に取り組んで選んでいただきたい食材です。

安全、品質、収益などの問題や、山江村単独では無理なようでしたら、人吉球磨全体で一体となり、処理加工施設の導入や運営などの検討をされてみてはいかがでしょうか。このように有効活用するといった考えはございませんか。お尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

議員が申されましたとおり本村においても、県の補助金を活用しまして、鳥獣害対策捕獲のシカ肉などを食育等に活用するために、以前、ジビエ料理の試食会を開催したことがございます。村内の飲食店でも、時期的には施設の郷土料理として提供されることもあると聞いておりますが、大量また定期的な提供はないので、活用は現在のところ、あまりないというようなことでございます。

今後、利活用についても、関係者の方々と意見交換をしながら行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、捕獲をしました、有害鳥獣等の活用ということで、今申されましたとおり、肉の加工する加工施設等の建設の考えということでございますが、現在、人吉球磨管内の町村でございますが、処理加工施設が4カ所あると聞いております。

が、そのうちの3カ所においては、公設民営で施設運用を行っておられます。状況を聞いてみますと、加工施設に持ち込むことができるのは、村内の居住者、または近隣の居住者のみで、経費面で加工肉の売上げに対して、人件費、電気料、仕入等の諸経費の負担が大きいということで、行政からの補助がないと、現在運営が厳しいような状態ということでございます。

また、従業員の高齢化や加工肉の販路先が確保などが課題が多いようでございます。

仮に、処理加工施設を建設したとした場合、まず建設予定地の周辺住民の理解、またさらには有害鳥獣捕獲者、加工関係者、関係機関、村行政などの地域が一体となって取り組んでいくことが必要ではなかろうかと思っております。

村内でも取り組んだ場合、食肉の安定的な供給ができるか、また販売先確保ができるか、運営面の課題があるなど、村の単独施設ではなくて郡市一体となった広域的な取り組みや専門企業の参入など、地域資源として有効活用ができないか検討していく必要もあろうかと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それで有害鳥獣対策というのは、私のほうからも答弁させていただきますけれども、有害鳥獣対策はですね、本当に今、全国各地で。昨日は熊本市の立田山でイノシシが出て困るというような話がありました。いろんなところで有害鳥獣の被害の大きさが言われているところであります。

本村におきましても、実は先ほどから災害の話がありますけれども、シカが下草を食べてしまって、非常に土砂が流出しやすいとか、そういう災害の発生しやすい状況を招いているのも有害鳥獣の、特にシカが悪さをするから、下草を食べてしまうからということでもあります。

従いまして、防災上の面からも猟友会を通じてしっかり。シカ1万円、イノシシ8,000円の補助を出しながら、その対策を行ってもらっているところですが、議員おっしゃいます捕獲した有害鳥獣について有効活用はということであれば、実はこれも山江村として、単独で以前、加工施設を造ろうとした経緯もあったわけですが、なかなか供給が安定的に難しいとか、販路がどうだ。それから個体差がある。獲れたイノシシによっておいしかったり、まずかったりするということのようなこともあり、なかなか難しい部分があります。

ただ、おっしゃいますとおり、広域的には五木村と球磨村がやっておりますので、せっかく獲られた有害鳥獣が有効に、また換金されるということになれば、さらに猟友会のほうも頑張ってくださいということになるかと思っておりますので、五木村、球磨村とまたちょっと話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ぜひ、これはご検討していただきたいです。

考えてみると、野生動物は自然界からも、先ほども申しましたが、自然界からの私たちのありがたい贈り物であり、とても安全で栄養たっぷりの自然食品です。これを有用な資源として積極的に活用することは、農林産物への被害をなくし、今、問題となっている山林の荒廃にも、将来的には大きく寄与するはずと思っています。

執行部におかれましては、今後も有害鳥獣の適正な管理に努められ、また捕獲されたイノシシやシカの有効活用にも力を入れていただくことを提案して、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、2番、久保山直巳議員より、1. 生活困窮相談状況について、2. 社会福祉協議会との連携についての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳君。

久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2番、久保山の一般質問を行います。

まずはじめに、生活困窮相談の状況についての質問ですが、生活に困って

いる人を対象とする自治体の自立支援相談支援機関に、全国の本年度の上半期、4月から9月でございますが、前年同期の3倍にあたる39万1,717件という速報値、新規相談が寄せられたことが、令和2年12月28日の熊日の新聞に厚生労働省のまとめで分かったということが出ておりました。

そこで、コロナ禍による緊急事態宣言、それに追い打ちをかける7月豪雨であります。現在までの生活困窮相談と総合支援資金、緊急小口資金貸付、特例貸付等の相談件数を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

生活福祉資金、緊急小口資金等は、経済的な自立と生活の安定を図るために、必要な経費を貸付けるものであります。

人数と件数で申し上げます。生活困窮相談人数は12人、内訳としましては生活福祉資金関連の相談が7人、その他の相談が5人、相談件数は34件となっております。申請件数につきましては、総合支援資金4件、緊急小口資金貸付7件、昨年と比較しまして相談件数は増加となっております。

なお、7月豪雨による貸付相談はあっておりません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） やはり、本村においてもですね、かなりの増加の相談件数、また貸付金の申請というようなことのようにございます。

まだまだですね、新型コロナウイルス感染症の影響及び7月豪雨災害により収入が減少し、生活資金の必要とされる方がおられるのではないのでしょうか。総合支援資金、緊急小口資金貸付、特例貸付の受付期間は、確か本年度、令和3年3月末までということで、あと20日間ぐらいしかありません。制度の内容と申し込み期限等を再度、村内周知する必要があると思われませんが、ケーブルテレビ等での周知はできないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

議員が申されましたように、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方々に向けた緊急小口資金、総合支援金の特例貸付の受付期間は、令和3年3月末までとなっております。

周知につきましては、今後、社会福祉協議会と検討を行い、ケーブルテレビ等で周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 期間があまりありませんので早急に周知のほうをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、さらに、生活にお困りの生活困窮相談者への支援に向けた対応であります。相談者の中には窓口を含め、どこに行けばいいのかなどの不安を抱えておられる方もおられると思います。受付期から支援の流れについて伺います。

また、③番の公的支援世帯について、前年比の増減までお願いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

生活困窮者に対する相談体制としましては、健康福祉課に担当者1名、自立相談支援事業の対応をしております社会福祉協議会に社会福祉士の有資格者1名を配置しており、相談に寄り添った丁寧かつ迅速な対応が行われる体制を整えております。

生活相談に来られた方には、制度の目的、申請から決定までの流れ、申請に基づく金融機関等の資産調査の実施、基準、決定後の権利と義務など、丁寧に説明しております。昨年と比べますと、1世帯の増加の13世帯となっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 体制については大変整った体制でやっておられるというのがわかりました。

自立支援の相談窓口が、球磨郡の主任相談員は現在は何名おられるか。また、本村健康福祉課と社会福祉協議会に、社会福祉士の有資格者は何名おられるかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

球磨郡の自立支援相談窓口に、主任相談支援員として1名配置されております。

社会福祉士の有資格者につきましては、健康福祉課に1名、社会福祉協議会に2名の職員が常勤しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 何かあったときにも対応できるような体制ということで安心をいたしました。

次に、社会福祉協議会との連携であります。

健康福祉課、社会福祉協議会との情報共有についてということですが、その関係は、社協は行政とともに市町村全体を視野に地域福祉を推進する公共的な組

織であり、地域における重要なパートナーであると。また、公私協働のためには、行政、社協の連携は欠かせないものになっているとあります。

昨年の12月、日にちが17日だったか、はっきり記憶しておりませんが。社協が、事務局をされている団体の協議会、団体名は控えますけれども、その会議が開催されました。議題については、健康福祉課より、令和3年度の情報の提供ができなくなるのではないかというような心配でこの会議をされております。

そうであれば、今後、その団体、協議会の運営は、非常に厳しくなるのではないかと危惧したところでありました。私も、ちょっと家族の者がこの会員ということで、代理出席可でございましたので、私が出席しましたので、この件について伺いたいというふうに思いますけれども、本村の健康福祉課長は社協の常務理事をされておりますので、双方の立場からのお考えをお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

行政と社会福祉協議会は、村全体を視野に地域福祉を推進する公共的な組織であり、地域福祉を推進する上で良きパートナーといえます。地域での支え合い、助け合いの促進に、地域住民とともに取り組んでいる社会福祉協議会との連携は、不可欠であると考えております。地域共生社会の実現に向けまして、現場である社会福祉協議会との連携が大変重要であり、日頃から情報の共有・連携を図っているところでございます。

今後も、地域福祉を業務とする社会福祉協議会と、さらに連携強化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、健康福祉課長のほうからも、良きパートナーということでですね、社会福祉協議会のことをお考えされているということで安心いたしました。

個人情報の保護は非常に重要でありますね、地域福祉が円滑にいくように、どうかよろしく願いしたいというふうに思います。

次に、地域福祉活動計画との整合・連携についてであります。連携状況を伺いたいと思いますが、本村計画は、社会福祉、第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられています。山江村における、地域の助け合いによる福祉を推進するため、人と人のつながりを基本として、顔の見える関係づくりと、ともに生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みを作る計画とあります。

行政策定、地域福祉計画等、社協策定の地域福祉活動計画との整合・連携がある

のか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

地域福祉計画は、村が作成いたします。令和2年3月に、これまでの地域福祉や地域福祉計画に係る取り組み等を基にしながら、地域共生社会を実現するための計画として、第4期山江村地域福祉計画を策定いたしました。

地域福祉活動計画は、村が策定した山江村地域福祉計画と共通の基本理念を持ち、地域福祉における具体的な行動を実現するため、社会福祉協議会が山江村地域福祉活動計画を策定しております。地域福祉の理念、方向性は共有しております、お互いに整合性を保った計画となっております。

村といたしましては、これらの計画に基づき、村と社会福祉協議会が連携を深め、お互い整合性を保ちながら、車の両輪として村民・団体の協働による地域福祉を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） お互いに連携を深めてですね、車の両輪としてやっていくということでご答弁いただきました。大変安心いたしました。

そこで、策定福祉計画であります、行政の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画については、どういったことで村民の方は見ることができるようでしょうか。ホームページあたりで見れるようになっているのかを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

現在は、ホームページ等には掲載しておりません。今後、閲覧できるように掲載したいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ぜひ、村民の方がいつでも見れるような形にしていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を1時50分といたします。

-----○-----

休憩 午後1時40分

再開 午後1時49分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、6番、横谷巡議員より、1. 豪雨災害による仮設住宅入居者等の再建築について、2. 新型コロナウイルス禍における影響と弱者対策について、3. 通学時の児童・生徒の安全確保について、4. 一般社団法人水都の運営状況についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 季節用語であります菜種梅雨も終わりました、うららかな春の訪れを迎えようとしています。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から、通告に従い、一般質問を行います。

今回の質問事項は、1点目が豪雨災害による仮設住宅入居者等の再建築について、2点目に新型コロナウイルス禍における影響と弱者対策について、3点目に通学路の児童・生徒の安全確保について、4点目に一般社団法人水都の運営状況について、通告をしております。

1点目の仮設住宅入居者等の再建築についてであります。現在、村におきましても、公共土木施設災害等の調査設計がほぼ終わり、これから本格的に入札、復旧工事へと入っていくわけですが、復旧事業のスケジュール、また工事の進捗状況次第では、2年間を超えることが十分に考えられます。

復旧事業が延び、自宅に戻れない場合、仮設住宅入居期間は2年間ということですから、その場合、仮設住宅の入居延長はできるのか。その対策について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

令和2年7月豪雨では、村営住宅城内団地をはじめ、村内でも多くの家屋が被災しております。

そこで、山江村では、7月8日時点で県に仮設住宅の建設の要請を行い、中央グラウンドに25世帯分の仮設住宅の建設を行ったところです。今回、建設された仮設住宅の入居期間は、建設完了してから2年間となります。

なお、仮設住宅への入居期間中、道路や河川など、生活インフラの被災による長期避難者につきましては、復旧工事の進捗状況に応じて、また家屋の被災により入

居されている方におきましては、新しい住まいが見つかるなど、個人の状況に合わせて2年間の中で、仮設住宅からの退去の時期の調整が必要となります。

しかしながら、議員が申されたとおり、今回の大規模災害からの復旧には、長期間を要することも考えられますことから、仮設住宅の期間である2年間を超える場合には、事前に国や県と協議を行い、仮設住宅の延長の要請をする必要がございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 入居延長も、状況次第では可能ということで安心しました。入居されておられる方、先々を大変心配しておられます。「2年たったら出らばんとやろか、どがんしようか」と、「人吉市付近にアパートを借りてなおらんばとやろか」という意見もありますので、その点についてはよろしく配慮していただきたいというふうに思います。

次に、村営住宅城内団地の入居者や甚大な被害を受けられた方々がいらっしゃいます。その対策として、例えば、自宅を失った被災住民のために整備する災害公営住宅の建設、また先ほど答弁いただきました仮設住宅の転用等の考えについて、伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

被災しました城内団地におきましては、2月に国の災害査定を受検し、既設公営住宅災害復旧事業にて8戸の再建を進める予定です。

なお、城内団地の入居者以外の方では、住宅が全壊、または公費解体により滅失された被災者のうち、公営住宅への入居を希望される方につきましては、既設の公営住宅への対応を考えておりますので、災害公営住宅の建設は、今の現在では考えておりません。

また、仮設住宅の転用につきましては、国や県との協議が必要となりますので、村全体の復旧状況や村づくりの施策などの調整を図りながら、検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 城内団地については、また新たに団地を造るような方向性ということでお答えをいただきました。

私が考えるに、仮設住宅のプレハブですよ、仮設プレハブのときには、もう2年たったならば解体しておりました。しかし、今、中央グラウンドに建っているよ

うな木造の仮設住宅、非常に評判が良くて、熊本地震後のこの仮設住宅の利用度は、10市町村において300戸が無償譲渡をされて、村営住宅、町営住宅として使われています。

非常にこれから先、奥地の限界集落、あるいは高齢者対策、いざ災害があったときの対応として、無償で県がくれるならば村で譲り受けて、山江に合った利用をしたらどうかなということ、この仮設住宅の転用等について伺ったところです。

このところは、執行部と一緒にどうのように村のためになるのかということで、利用の仕方を考えていく必要があるのではなかろうかなというふうに思っています。

それから、また個人でも自宅を失ってこれから家を造られる場合、これは高額な住宅ローンって大変ですよ。ですから、できればローンの利子等の補助等も弱者対策として考えていただければなというふうにも思います。

では次に、2点目の新型コロナウイルス禍における影響と弱者対策についてであります。

新型コロナウイルス禍による村内の中小企業や各種産業の経営状況は、厳しいものがあると考えられます。村内経済への影響は、どのような状況かお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 村内経済への影響についてというご質問でございますけれども、村内の事業所につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年と比較して売上げが減少している場合、支援をいたしております。

国の制度活用いたしまして支援をしておりますけれども、現在、今、申請されている34の事業所の申請の内容をみますと、2カ月間では約1億3,000万円、6カ月間では約7,800万円の減少という状況でございます。これらの申請から、年間を推計しますと、約5億円に近い減少額と想定されるところであります。

しかしながら、この状況が厳しい中ですが、雇用につきましては様々な交付金を活用されて、雇用の維持に努められていらっしゃるということでございます。

事業所についての影響について答弁をいたしましたけれども、農業・林業も影響があり、現在の申請が数件あっているということでございます。まだまだですね、この状況がしばらくは続く可能性がありますので、経済への影響が懸念されるということでございます。

以上が、村内への経済への影響ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス禍におけます農林業の経済影響としてですけれども、山江村でも農林業の経営安定化支援制度を受けまして、村民の方に周知を行ってきております。

先ほど、企画調整課長のほうからも若干ございましたが、農業関係で現在3件、林業関係で1件の申請相談を行っておりますので、今回の新型コロナウイルスの影響は多少あったというふうに思っておりますが、大きな影響はなかったというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 中小企業等、非常に5億円を超える減収、その他もろもろ、やはり直接税収に響いてきますから、本当に経済の停滞というのは心配される場所です。村においても、コロナ対策交付金等を使って支援を行っていただいておりますが、やはり厳しい状況を見ますと、できる限りのですね、支援対策を行っていただいて、そして経済が活性化するようにお願いしたいというふうに考えます。

国は、このコロナ禍で落ち込んだ日本経済の下支えを大義名分に、空前の規模の財政支出と国債発行に踏み切りました。支出の6割を借金に依存する国家は、持続可能なのか、いろいろな検証と議論がなされています。

このことは、あまりにも税収と歳出の差が大きく、その穴埋めを国債発行という借金でしている現状からだと私は考えます。財務省は、本年3月末で国の借金は約1,292兆円となり、国民1人当たりの借金、赤ちゃんからお年寄りまで1人当たり1,000万円を突破するという試算をしています。

村においても、今から先、このような国の現状から、先を見据えた財政の健全化に努めていかねばならないと思っておりますが、新型コロナウイルス禍における村財政への影響、先ほどは経済でしたけれども、今度は村財政への影響について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 本村の財政の影響についてでございますけれども、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染における予防対策、それから生活経済支援対策では、ご承知のとおり、地方創生臨時交付金によりまして、1・2次の国の補正予算によりまして配分されておまして、交付金のその活用をしておるところでございます。

さらに今後、3次補正によりまして配分されます交付金を活用しながら、今後も事業を行っていく計画でございます。財源につきましては、ほとんどが国の補助金の充当でございますので、一般財源の持出し等はなく、ほとんど財政の影響はないところでございます。

また、本村の財政に影響する地方交付税も、基準財政需要額を基に普通交付税が

配分されておるところでございます。さらに、減収が見込まれます地方譲与税、それから地方消費税の交付金につきましては、今回提出しております補正予算におきまして、減収補てん債を計上しております、財政運営を行っているところでございます。

令和3年におきましても、普通交付税の試算につきましては、国の地方財政計画により、前年度より増額の配分計画がなされておるところでございますので、今現在といいますか、新年度予算につきましては、本村の財政についての影響はほとんどなく予算編成を行ったところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 本年度の予算編成には、財政運営の面においてはあまり影響がないということですが、先ほど言いましたように、本元が大変な状況になりつつありますから、必ず反動がきます。そのときを見据えて、しっかりとそれぞれの自治体で、健全化に向けて対策を打っていくことも重要かと思えます。

確かにこれから、コロナ禍、災害復旧等、我が村においては厳しい財政運営を強いられます。事業の選定とかいろいろな経費節減などによって、健全化に努めていただきたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種については、ワクチンの確保など、国の供給計画もまだ不確定のようであります。

しかしながら、急ぐべき医療従事者とか一部の高齢者への先行接種が始まっておりますが、例えば本村の場合、かかりつけ病院での個別接種とか、集団接種を組み合わせ実施をしていくなど、本村における新型コロナウイルスワクチンの接種計画とスケジュール、そして相談体制についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、予防接種法の臨時的な取り扱いとして接種体制の準備を進めているところでございます。

現在、システム改修が終了し、接種券の発行準備に取りかかっているところです。3月下旬には、65歳以上の高齢者の方へ、接種券を発送する予定としております。

しかし、今のところ、ワクチンがどれだけ分配されるかわかっていないため、ワクチンが確実に分配されるのを見てから発送を考えておりますので、発送が遅れる可能性があります。本村では、人吉医師会へ協力を依頼し、人吉医師会の医療機関で個別接種を予定しております。現在、接種ができる医療機関を人吉市医師会が取りまとめているところでございます。受託医療機関が決定次第、65歳以上の高齢者の方へ接種医療機関の希望調査を行うこととしております。

その理由といたしましては、医療機関へ住民の方が多く押し寄せないように、事前に希望調査を行い、取りまとめた人数を医療機関へ報告を行います。報告後、医療機関が接種可能な日時と人数の調整を行い、医療機関から直接、村民の方へ予約の連絡を行うよう予約制を考えております。

しかし、今後の状況により、予約方法が変更になる場合があります。要予約制の理由としましては、ワクチンの特性上、マイナス75度で保管する必要があり、解凍後5日間で使用しないといけません。ワクチンを無駄にしないためには、接種できる日時と接種人数を限定、把握する必要があるためです。

段階的に入るワクチンは、熊本県が調整して各市町村に分配されるため、人吉球磨圏域にどれくらい入るワクチンが入るか不明であります。

接種順位については、国は65歳以上の高齢者から示していますが、十分な量のワクチンが初期から届くことは見込めないため、ワクチンの数に合わせて75歳以上から順に接種するなど、接種順位を人吉市、下球磨町村独自で決める必要も出てくるかと思っております。

今後、人吉市、下球磨町村と人吉医師会で、検討を進めてまいりたいと思っております。住民への問い合わせ先やワクチン方法につきましては、広報紙、ホームページで周知しており、受託利用機関が確定次第、ケーブルテレビでも周知していく予定です。

具体的な接種時期につきましては、ワクチンが人吉球磨圏域に十分な量を確保できないと、正確な時期をお示しすることができないため、いつでも接種ができる状態であるよう、健康福祉課で準備を進めているところです。

4月から5月にかけて、高齢者への優先接種が国により示されております。先ほど申しあげましたように、本村のスケジュールとしましては、受託医療機関が決定次第、65歳以上の高齢者の方へ接種医療機関の希望調査、3月末または4月に65歳以上の高齢者の方へ接種券の送付を予定しております。ワクチンが、人吉球磨に十分な量が入荷する見込みができ次第、接種時期を示すこととしております。

今後も、国のスケジュールが延びる可能性があり、国から示された時期に併せまして対応してまいりたいと思っております。安全の中に、多くの方に接種できるように進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） そうですね、小規模町村が多い中で人吉を中心に、やはり各町村が連携して、この接種体制整備等に取り組むとがいいかなと思います。

また、お年寄りに聞いてみますと、本当にワクチン接種が効果があつとやろかつ

て、やっぱり疑問に思うとなはる人も相当いらっしゃいます。このように不安、迷っている人に、コロナウイルス感染症の対策として、「最後の手段ですよ」とか、いろいろ相談を受けて、よりよくお住みの方が接種をしていただいて、コロナにかからないようなより良き相談体制を構築していただきたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス禍における弱者対策については、この件は村長に伺います。

コロナ禍で生活が困窮し、貧困状態にある弱者対策は、何らかの支援が必要だと考えます。例えば、7割のひとり親世帯が、コロナ禍以前に比べて仕事をなくしたり、収入が減ったとの調査結果もあります。収入の低い高齢者、障がい者手帳所持者、ひとり親家庭等への新型コロナウイルス禍の弱者対策として、村独自の給付金の支給をすることはできないか。これは村長に伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

コロナウイルス、そもそも去年の4月7日、国の緊急事態宣言がありまして、丸1年経とうとしております。その間、本当に人が自由に動けないという、重苦しい空気の中でこの対策にあたっているというようなことであります。

ただ、人が動けないということに伴いまして、経済が相当数、影響を受けている。特に飲食業、人が行けませんし、また飲食業に納入される方々、また人が動かないことによる交通関係者、観光関係者等の疲弊が叫ばれているところであります。

当然、本村にも、その影響がじわじわときているということになるわけでありませう。今まで、1波、2波、3波とどんどん大きく患者さんが増えたということでもありますから、特に1波の折には、議員おっしゃるとおり、学校の登校を自粛したというようなことが起きました。従いまして、子どもが毎日家にいるというようなことに伴いまして、学校に行くと学校給食費はただですけれども、無料ですが、家におると食費がかさむ、また子どもが家に入るために仕事に行けないというような悲痛な声も聞こえてきたところでもあります。

そういうさまざまな現場の中で、国も県も定額給付金を10万円やったり、それから持続化給付金を手当したり、企業には雇用調整助成金をやったり、そして熊本県のほうも、昨日の蒲島知事の話では、旅館業のほうに、旅館に泊まる人に5,000円補助しましょうという、国・県挙げていろんな支援策があっているということでもあります。

村も、当然のごとく、第1次、第2次、2億円の対策費できましたけれども、コロナウイルス対策本部会議、各課長がその委員になっていますが、それぞれ本当に

困っている方、困っているところの課題を持ち寄りながら、いろんな話をさせてもらい、そのメニューを決定させてもらっているというところでもあります。

従いまして、今、第3波、相当増えておりますし、先ほどワクチンの話も出ましたけれども、再度、第3次の交付金がきておりますので、議員がおっしゃいました弱者を含めて、しっかりと課題を、現場を見つめながら、次の対策を打っていければと思っております。

前回と、議場でいろいろありましたので、今回、議員の方々にも、ぜひ、そのことについては、全協でもいろんなご意見もお伺いできればと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ぜひ、弱者対策として、ご検討方をお願いいたします。

次に、3点目の通学時の児童・生徒の安全確保についてであります。

子どもたちが、毎日元気で友達と登下校するのは楽しいひとときだと思います。しかし、登下校中での声かけやつきまとい、スマートフォンでの突然の撮影などの不審者、また登下校中での道路・歩道での人身事故の危険性から、子どもたちを守るための安全対策を普段から心がけるのが大切であります。

そこで、本村においても、ときには不審者が出たり、不審者情報があったりしています。今、パトカーが定期的に回ってもらっております。万一、通学路において、不審者に遭遇したとき、子どもたちが自ら身を守るための防犯教育、このことについて教育長に伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたしたいと思いますが、児童・生徒の登下校の安全対策につきましては、日頃から教育委員会、それから学校ですね、それから地域のご協力を得ながら、子どもたちの命を守ることを最優先として取り組んでいるところでございます。

それから、通学路の安全点検につきましては、毎年、山江村の交通安全プログラムというのがございまして、それに基づきまして、学校、教育委員会、それから建設課、駐在所等で点検をしながら、安全確保に努めているというところでございます。

ご質問の不審者対策でございますけれども、先ほど議員からありましたように、昨年は小学校から2件の不審者通報がっております。

内容は、2件とも女子児童が帰宅途中で車の中から写真を撮られたということでございました。学校はすぐ警察に連絡をするとともに、保護者への連絡、それから本人への心のケア、そういうのを行って対応したということでございます。

幸い、写真を撮られただけで、子どもに身体的な被害はございませんでしたので、大変安心したわけですが、議員言われますように、いつどこでそういう事件があるかわかりませんので、そのことにつきましては、日頃から、登下校時の不審者対応につきましては、事業の中で、あるいは全体で、各学校で不審者対策の指導を行っているところでございます。

それから、放課後は先生方も巡回をされながら、子どもたちの身を守るという行動をとっておられるということでございます。

教育委員会といたしましては、村内の子ども防犯ボランティアというのがございまして、現在19名いらっしゃいますけれども、その方々への見守りの強化を依頼したり、あるいは登下校防犯プランとか、それからマニュアルとかございますので、そのあたりの再確認を学校へお願いをしているというところでございます。

この防犯ボランティアにつきましては、毎年募集をかけておりまして、たくさん年々増えてきているというところでございますので、ぜひたくさんの方に子どもの見守りをお願いできればなと思っております。

いずれにいたしましても、こういう事件が本当に全国で多発をしております。現在、学校だけで、子どもたちの登下校の安全を確保することは厳しい状況であるということをおもっております。

今こそ、この地域の力が不可欠であると私は考えているところでございますので、ぜひ村民挙げて、子どもたちの大切な命を守る気持ちを強く持ってくださいながら、ご支援ご協力をよろしくお願いできればと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 季節柄、今の時期から声かけ等が多くなってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、山田小学校西側登校道路、日向瀬橋から山田小学校までです。この歩道部分に張り出している木の枝や竹のかぶり木の支障木が、送電線、防犯灯に触れています。また、落ち葉シーズンには、相当な量の落ち葉が堆積して湿り、濡れたときには子どもたちが滑るなどの危険性があります。

この通学路での登下校時における子どもたちの安全確保を図る上からも、このかぶり木の伐採は必要だと考えますが、この支障木の伐採についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

通学路につきましては、先ほど教育長のほうから答弁がありましたとおり、建設

課、教育委員会、また関係機関と連携して、毎年、通学路交通安全プログラムを実施し、通学路の危険箇所の点検、把握、改善に努めております。

ご質問がありました箇所につきましては、防犯ボランティアの皆様には道路の清掃活動など大変お世話になっているところでございます。

今回、教育委員会からかぶり木の連絡を受け、建設課では現地も調査を実施したところです。特に、議員申されましたとおり、歩道部分には建築限界基準である2.5メートルを下回るかぶり木もあったため、まず木の所有者である地権者に木の伐採の依頼をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 支障木は、所有者の権限じゃなくて、万が一、事故があったときには、所有者の責任になってまいります。この支障木は枝とか竹ですから、木の生育、木の価格には影響しませんので、例えば、登校道路という非常に重要な子どもたちの通る道ですから、回覧等でしていただいて、もし所有者が高齢者等でもうできないと、出てくると思います。

そのときにはやはり行政のほうで切ってもらったほうがいいんじゃないかと。そうしないと、今の状況を見ると本当に危険です。そういう点をもう一度、再確認したいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

引き続き、地権者の方には伐採の要請を行います。道路管理者として危険を要する、また危険であると判断した場合には、建設限界基準の範囲内で管理を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 前向きに管理に努めるという答弁をいただきました。よろしくお願いたします。

お手元に熊日新聞、今年の12月31日の熊日新聞で特集されました「子どもたちの通学荷物」のコピーをお渡ししておきました。皆さんお持ちですかね。

通学荷物、小学生で5キロを超えていると、中高生倍増、10キロ。「肩が痛い、荷重対策、置き勉強がる」ということで、こういうのが非常に話題になっています。

実は、うちの村内の小学校に通われるお母さんから、「子どもが肩と首が痛いと言うから、病院に連れて行きました」と。そうしたところが、カバンの重さが原因でしょうと言われたということです。早速、その足で教育長に、こういうお話が

ありましたということを相談したところ、「それはよく理解しています」と、「その対策を今考えております」ということでしたが、今、教科書が昔と違って大型化してるんですよ。非常に重いです。

早速ですね、教科書を学校に置く、置き勉強対策の一部の改善を早速していただきました。そういったことで、その保護者の方も大変喜んでおられました。

しかし、中学生を見てみると、まだまだですね、本当に重い荷物を背を丸めて通っている姿が見えますので、できればこの重い、荷重対策の子どもの健康のことを考えてですね、教育委員会、行政指導あたりで改善ルールを作ってもらえないかなという思いでお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思いますけれども、児童・生徒の携行品の重さですが、本当に今、重くなってきております。

これがどういうことかといいますと、授業時数が特に英語ですね、小学校の3・4年生、それから5・6年生、英語の授業が新しく加わりました。それから、中学校の英語の時間が週1時間ずつ増えました。そういう関係で、教科書が非常に厚くなってきているということでございます。10年前に比べて、約3割ほど増えている現状がございます。

このことにつきましては、文部科学省のほうからも、この置き勉強の推奨というのを行っているわけでもございまして、本村におきましても、先ほど言われましたとおり、一昨年から、一応、各学校にはお願いをしているというような状況でございます。

私も、この新聞を見てですね、すぐ思いまして、一応、各学校にお願いをして、ちょっと測ってみましたけれども、やっぱり小学校では5キロでした。もちろんそれは曜日、あるいは子どもの個人差によって変わってくると思いますけれども、小学校で5キロ、それから中学校は総重量で6.8キロありましたし、それに中学校は部活のバッグがあります。部活が2キロでございますので、大体9キロ、それくらいをしていくというような状況でございます。

ただ、先ほどありましたような健康被害、そのことについては各学校からまだ状況を受けておりませんので、その後はよかったのかなとは思っております。

ただ、その教科書につきましては、どうしてもやっぱり宿題とか予習・復習、その関係で必要な部分もございまして、その点につきましては、健康上をしっかり考えながら学習状況も考えて、保護者との連携を図りながら、何を持ち帰らせるのか、それから何を学校に置くのか、そのあたりのすみ分けをしっかりしていきたいなと思っております。各学校の実態、児童・生徒の実態におきまして、絶対に子ども

もたちに健康被害がないようにやっていきたいなと思っております。

子どもによって個人差もございますので、細かいところまでのルール化というのは、なかなかできない部分もございます。子どもによっては、全部持って行かんと安心しないとかそういう子どももおりますのでですね、ただ健康被害が出てきましたら何もございませんので、その点につきましては、しっかりと各学校で取り組んでもらっているところでございます。

そういうことを受けまして、文部科学省は2019年度から、改正学校教育法によりましてデジタル教科書、子どもですね、を事業で使えるということで認可しております。それで、次の教科書改訂が2024年度から実施されますけれども、その際は学習者用デジタル教科書というのがございまして、いわゆる紙の教科書をそのままデジタル版に、タブレットに入れるわけですね、ような教科書になってしまいます。

だから、そういう教科書とそれから従来の紙を両方、どちらでも教育委員会で選べるというような方向で、今、文科省が検討しておりますので、しっかりそのあたりも子どもたちのことを考えながら検討してまいりたいなと思っております。

ただ、今現在はタブレット1人1台が令和のスタンダードということになってきておりますので、教科書のデジタル化というのは、さらに進むのではないかなと考えているところでございます。

そういう現状を踏まえまして、実は山田小学校と国語の教科書会社でございますけれども、そこで今使っております学習者用のデジタル教科書、これの活用に関しまして実証研究、どういうふうな使い方をしたらいいのか、なかなか誰も今までないものですから分かりませんので、デジタル化、いわゆるICT教育が進んでいる山江村でやってほしいというようなことの依頼がございまして、山田小と国語の教科書会社が、デジタル教科書を使った実証研究をしております。

その教科書改訂の今度もそれが生きてくるのかなとは思っております。ぜひ、そういう研究を通しながら、今後も子どもたちの健康への負担を考えながら、発育状況とかですね、学習状況を勘案しながら、置き勉につきましては、さらに取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、教育長からありましたように、教科書のデジタル化。国もデジタル庁を作って本格的に進めると。私ども日本は、相当この分野は進んでいるかなと思っていたんですけど、ちょっと進んでいませぬので、本格的に今から進んでくると思います。学校分野等も、言われたように教科書がデジタル化されたり、

宿題とか予習復習はタブレットですのような時代が来るのかなというふうに思いました。

では、最後の質問です。4点目、一般社団法人水都の運営状況についてであります。

一般社団法人水都、山江ミネラルウォーター工場は、2011年に万江地区に稼働をいたしました。山江村も建設にあたり、500万円を出資しています。

まず、現在の稼働状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

一般企業でございますので、詳しくは述べられませんけれども、会社に問い合わせましたところ、販売については郡市内外から直接購入される方もあるということでございます。また、県外からも、法人及び個人からの定期の購入もあっているようでございます。

また、さらに新規の自動販売機によります販売への契約も行い、販路の拡大を進めているということございまして、今後も引き続き清算をし、運営をしていくということございました。

なお、本村の工場で作業している方は、3名の方が従事されているということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） その3名の方には、村内の方にいらっしゃるんですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 一応、問い合わせしてみましたところ、村外の方ということございました。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 一般の企業にはですね、こういったことをお聞きするのは失礼ですけども、やはり山江村からの500万の出資金をしている以上、やはり内容は、行政、私ども、ある程度知っておく必要があるなということから質問をしています。

出資者である山江村においては、やっぱり定期的な、どういうふうになっとつとだろかということ把握しておく必要があると思いますが、その点について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 経営状況報告ということでございますけれども、事業者の確定申告を受けられた写し等の決算報告はなされております。また、当方陣営は議

員申されましたとおり、本村が出資しているということでございますので、公会計の財務処理調査によりまして、経営状況は毎年確認をしているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） よろしくお願ひしときます。

それから、万江川流域は今年の7月豪雨災害、村長が未曾有の災害と言われましたけれども、本当に甚大な災害を受けました。

万江川の流域の上流のほうに行ってみますと、やはり大規模な、何箇所かで漸伐の山林が伐採されております。かなりの面積で、このことは豪雨時には、山林崩壊や河川氾濫の恐れがあるということでもございます。

一般社団法人水都の関連会社が所有する山林でも、かなり面積の伐採が行われ、搬出をされています。水資源を守る植林等への還元や森林資源の環境保全のための貢献はあっているのかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

ご質問の立木伐採・搬出の件でございます。

関連の会社からでは、平成30年2月に3ヘクタール、平成30年3月には約6ヘクタール、それから平成30年6月には6ヘクタール、それから平成31年2月には7ヘクタール等の合計約22ヘクタールの伐採及び伐採後の造林の届出が村にあっておりまして、伐採が行われております。伐採の樹木についてでございますが、これはスギ、ヒノキが主でございます、48年から60年生でございます。

造林、植栽については、届出時の計画どおりに、令和2年の2月に大体8.8ヘクタール、また5月には2.68ヘクタールの植栽が既に行われております。残りの植栽についても、今後、予定どおりに行われるものと思われております。

しかしながら、法律では、届出の内容等によっては、伐採後もですね、植栽は必ずしも行わなくてはならないという場合でもいいというような場合もございます。

国土の3分の2は森林でございます。森林には、国土の自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化の防止など、公益的な機能の発揮が期待されている反面、近年では先ほど議員が申されたとおり、人工林等の多くの手入れがなされていないことでですね、荒廃が目立っておりまして、生態系の破壊や災害の原因となることが不安視されている状況でもございます。

このことは、林業の高齢化や担い手不足など、森林の手入れ不足が目立ち、伐期を迎えていても、伐採や再造林といった森林サイクルができておらず、環境の保全や水源涵養の機能も影響が深刻であろうと思っております。

このようなことから、企業等の施業、経営については、行政として関与すること

はできませんが、今回の大規模な災害を教訓に、現在策定中でございます山江村復興計画法の理念、鎮山親水を目指す取り組みからも、今後は森林の対策をさらに理解いただきながら行ってもらうよう、周知をしていきたいというふうに思っております。

将来的に、森林が持つ多面的な機能を発揮するためにも、伐採後の植栽については、確実な方針による循環利用を真剣に取り組むことが大切であろうと思われま。質問の会社だけではございませんけれども、他の届出者に対しても内容を確認しながら周知を行い、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 水都さんに限らずやっぱり多くの山林業者が、今、大手も入っていますし、村でできる行政指導していただければというふうに思います。

この一般社団法人水都さんの企業方針に、よく在所の方が、「山江村にお世話になると、万江川の水関係の水源に大変お世話になると。水の売上げの一部を山江村の森林資源、水資源保護のために使用する」ということを述べておられます。そういったことから、本村に水工場を造られた経過もあります。

山江村は出資者であります。簡単に結構ですので、簡潔で結構ですので、村の立場から、村長として今の問題について思いを伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ご指名でありますので、答弁させていただきたいと思います。

課長が先ほど申し上げましたとおり、法律に伴って村としては行政指導はできるということでもありますけれども、民間の方々が自分の山を制御するという点については基本的には、口出しはできないということになっています。

ただし、現在は、伐採したら植えるという条件の中で許可を出しておりますので、その件についてはしっかり指導していきたいと思。います。

ただ、もろもろ今回の議会、一般質問の中でもありましたとおり、山をしっかりと手入れすることが減災につながるということは明確であるわけでありま。すので、先ほどこの会社の経営方針とい。いますか、別会社ではありますけれども、ここはですね、ということをお。申されておりましたとおり、いろんな形で話し合。いはしていこうかと思。っておりますし、ぜひ村が行う様々な取り組みについても、積極的に参加していただければ大変ありがたいな。と思。っているところでありま。すので、そのようなことをしっかりと話、連携もできたらというふう。に考えてお。ります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今後、森林環境保全と水資源保護による山林の育成に努めてい

くことを願ひまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、本日の通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時43分

第 3 号

3 月 1 2 日 (金)

令和3年第2回山江村議会3月定例会（第3号）

令和3年3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | | 事件の訂正請求について |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第14号 | 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第15号 | 山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第16号 | 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第13 議案第18号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 公有財産の取得について
- 日程第15 議案第20号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第21号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第22号 令和3年度山江村一般会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第19 議案第24号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第20 議案第25号 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第21 議案第26号 令和3年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第22 議案第27号 令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第23 議案第28号 令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常
任委員長、産業厚生常任委員長）
- 追加日程第1 公共工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君

建設課主幹	川瀬光一君	教育課長	蕨野昭憲君
会計管理者	一二三信幸君	代表監査委員	木下久人君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第9の本会議で、一般質問後、質疑、討論、表決となっております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） まず、日程第1、一般質問を行います。

本日は、2名の議員の一般質問を通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたします。

はじめに、8番、西孝恒議員より、1、新年度予算編成の特徴や基本方針について、2、災害を受けた公共施設の対応と方向性についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒君。

西孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） おはようございます。8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願ひします。

本日の質問内容は、ただいま議長からありましたように、新年度予算編成の特徴や基本方針について、次に災害を受けた公共施設の対応と方向性についての2点であります。

まず、新年度予算は令和3年度当初予算であります。予算編成は、例年、中・長期的な見通しを持ちながら、社会経済情勢の変化や村の実情に応じた必要な施策を実施するため、健全で規律ある財政運営の確保を図り、村民の福祉の維持、向上など、限られた予算を十分な検討の上、編成いただいていることと思います。特に、今回の令和3年度の予算編成は、前年度からの災害復旧・復興対策、またコロナ禍にも翻弄されてきましたし、新年度ではそのワクチン接種も始まるようです。

そのような中で、通常の事業も含めての予算編成で一般会計、特別会計、それぞれ各事業の予算額などは、今回、定例会前にいただきました。こちらにありますこの予算書の内容や数字的なことは、先日、議案審議もありましたけれども、今回の質問は、その予算書の編成にあたられました令和3年度の特徴としての1つは、基本方針や理念を含めまして、通常事業と重点施策の選択と集中、また優先度や事

業の縮減・廃止など、今回反映された部分についてと、2つ目は災害復旧・復興関連の予算と令和2年度からの特定な事業によっては繰越明許費により行われると思っておりましたが、今回の新年度当初予算を見ますと、その部分も大体当初予算に組み込まれているようですから、繰越明許は年度末か、あるいは決算までわからないかもしれませんが、災害復旧関連の予算執行状況、そして進捗状況など2点についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

まず、予算についてですけれども、国全体の景気につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、依然として厳しい状況にあります。各種施策の効果もあり、このところ、持ち直しの動きが見られる状況でございます。

国内外の動向や金融市場の変動等の影響を重視する必要があるとされており、先行き不透明感が根強く残っており、地方自治体においても新たな日常の改革を進めることが求められているところでございます。また、災害から復旧・復興に向けた強力で事業を推進していく必要がございます。

そのような中、限られた財産の適正配分によりまして、成果と実績を意識し、事業の取り組みへの重点化を図っていく必要があることを踏まえ、予算編成に取り組んだところでございます。

その項目としましては、事務事業の徹底的な精査を行いまして、健全な財政の確立を行うと、それから第1次産業再生と第2次・第3次産業への活力ある農林商工業の振興、それから医療費、介護給付費の適正化サービスと福祉の推進、医療、それから介護の充実、食環境、心の教育振興など教育、それから子育ての支援の充実、住み続けたい村づくり、持続可能な山江村の未来への施策、それから災害から1日も早い復旧・復興に向け、地域住民や関係団体と取り組む復興計画の推進など、重点施策として予算方針を定めたところでございます。

さらに、厳しい財政状況及び地方分権の進展に伴いまして、これまで以上、主体的に行政改革を進める必要がございますので、今回は山江村行政改革推進委員会の答申を受けまして、補助事業の見直し等についても反映しているところでございます。

それから、災害復旧関連の予算と繰り越しということでございますけれども、令和3年度におきます災害復旧・復興予算は、公共土木施設及び農林業施設の復旧に伴いますハード事業、それから現在進めております復興計画策定に係りますソフト事業とを分けて予算化をしております。

ハード事業につきましては、道路河川の復旧及び河川の土砂除去、それから農林

業施設の復旧・復興、それからさらに水道施設などの復旧対策、約22億1,000万円でございます。

また、ソフト事業につきましては、国・県の補助金を活用しました防災マップのウェブ版策定、それから仮設団地支え合いセンター運営助成、それと過疎債を利用し住民を中心として行動展開を実践する仕組みづくりなど、復興むらづくり推進に向けた事業費約3,600万円を計上した予算編成を行ったところでございます。

繰越事業につきましては、まだ議会の承認を得て繰越明許とされることから、いまだ議会の承認は得ておりませんので、現在発注している復旧工事の契約繰り越しと、それから未契約繰り越しが予想されるところでございます。事業の継続中でございますので、事業量、事業費等の繰越明許費等の詳細ははっきりしておりませんが、公共事業の土木災害復旧事業では約12億円程度、さらに農林業施設災害復旧事業では約1億3,000万円程度になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 基本的な方針として、事業のコロナ禍の中ですので、新たな対応が必要ということもあるかと思えます。選択と集中をされて、事務事業、災害復旧などは主なところかと思えます。

次に、令和3年度の歳入歳出予算編成の、今、基本方針を伺いましたが、数字的なことはまだ令和2年度分が続いていますので、一般会計や特別会計の実質収支額、また繰越明許費も確定しました後の補正予算も重要になるかと思えます。

次に、新型コロナ対策費についてとじていますが、コロナ対策は優先順位に、よりワクチンの接種ができるようになるようですね、そのようなコロナ禍の対策として反映された部分をお尋ねしようと予定でしたけれども、昨日、横谷議員の、一般質問の中にこの部分もありまして、そのとき、迫田健康福祉課長よりご答弁に承知いたしましたので、この質問は割愛させていただきます。

次に、村行政の調整として地方交付税は、国・県支出金、また有利な起債など、依存財源は歳入の約70%ぐらいになるようですが、その中でも地方交付税の占める割合は非常に大きいものですが、今回、新年度歳入の地方交付税予算額は前年度より7,900万円ほど多いようではありますが、このことにつきましては、先日の議案審議の中で、副村長、総務課長より、ご説明をいただいているところですが、過去には減りつつあったときもありますので、今後の動向が気になるところであるところです。

地方交付税、今後の見通しなど情報がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、地方交付税の今後ということでございますけれども、令和3年度におけます国の地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税、それから地方譲与税が大幅に減収となる見込みと予想されているところでございます。

そのため、各自治体の財政規模に応じた基準財政需要額相当額を地方交付税で確保する、国は財政経済対策を立てておりますので、議員も申されましたように、令和3年度におきましては増額が見込まれておるところでございます。

さらに、今後の見通しということでございますけれども、こちらも国内外の情勢によるものと思われまますので、国は前年度以上の地方交付税の配分を計画した財源を確保するとしておりますけれども、今のところ、地方交付税は3年度以降も同水準並みと想定されますけれども、しばらくは増額もしくは横ばいの状態とみているところでございますけれども、先行きは不透明ということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今、依存財源の1つとして、過疎法ですけれども、この対策は無事に済んだことですけれども、現行の過疎対策自立促進特別措置法ですね、今月末をもって終了するということなんですけれども、実は本村が人口減少率が基準よりもよいということで候補に上がったわけですけれども、これは過疎対策に対するですね、村長、そして本村の努力によるものであります。

しかし、財政力に響きますので、まだ存続をとということで、国会要望などに村長、それから私を除く各議員の尽力によりまして、その結果、オーライとなりましたことは本当によかったと思います。

次に、ただいまの依存財源に対しまして、自主財源の確保について主なところで一般会計の村民税、固定資産税、軽自動車税のいわゆる3税といわれますところですが、この部分につきましては、その後理解いたしましたので、質問は割愛させていただきます。

次に、今回の当初予算編成の中で、節減、合理化に反映された部分についてとじていますが、その中で挙げていたのが、村の各種支援事業の補助金について。

これは2月9日の人吉新聞にもありましたように、長期化や常態化の傾向にあることから、行革推進委員会の評価ですが、この点につきましても、昨日、森田議員の一般質問の中にありまして、村長、そして白川総務課長よりご答弁がっておりますので、この質問も割愛させていただきます。

次に、経常経費の節減についてとじていますが、経常的経費は一定の行財政やサービスを行っていく中において、必要な経費ということでなかなか節減することも

難しいところですが、そのようなところの見直しも必要かと思っておりますので、全般的に何か改善され、節減されました事例などありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 経常経費の削減ということでございますけれども、本村の財政構造の弾力性を測定します経常収支比率においては、年々増加傾向にありましたが、令和元年度におきましては3.1%の減少となったところでございますが、年々予算規模が膨らみつつあり、当初予算編成においても、概算要求時に生じた収支不足を埋めることができずに財政調整基金取り崩し等の財源調整によって対応してきたところでございます。

基金の減少に歯止めがかからない状況にありますので、財政健全化に向けた改革が必要不可欠ということをおっしゃっているところでございます。

令和3年度、具体的な対策として当初予算に反映させましたのは、経常経費を伴います人件費、会計年度任用職員の雇用につきましては、極力、国・県の補助財源がある事務費等を活用した事業を取り入れ、財源確保を努めております。

また、旅費につきましても、出張の目的や必要性、人員を精査しまして、必要なものに限ることとしまして、規定に基づき適正に計上、各種委員等の研修につきましても2年に1回を原則としておるところでございます。

消耗品等の購入につきましては、見積りを徴取し、競争の原理から低価格の購入実績を把握し、積算とするとしまして、光熱費及び燃料費については、経費削減に努めた積算、それから食料費は回数及び参加人員の見直しを行い、各種委員等の会食につきましても、原則年1回としまして、単価を村内施設利用とその他の町村ということで区別したところでございます。

印刷製本費につきましては、印刷物に係る事業の見直しを行い、極力削減に努めまして、パソコン及びコピー機を使用した印刷物としまして、使用料につきましてもコピーの資料枚数によっては印刷機などをなるべく活用しまして、会議の資料等の印刷については両面コピーを原則としまして、カラー印刷は必要最小限に抑えるように、経費の削減、積算を行っておるところでございます。

その他、個人及び各種団体への各種補助金等も、先ほどから申しましたけれども、山江村行政改革推進委員会の答申を受け、その内容も事業の継続や縮小の判断材料としまして、当初予算に編成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） なかなか細かいところまで、節減に努められている様子はわかりました。経常的計上は毎年同じように続きますので、その改善は大きいと思いま

す。

例えば、事務事業のゼロベース思考を取り入れた見直しとかということももちろんあるわけですが、その点につきまして、村長より補足などございましたらお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 事務事業のゼロベースと申しますか、必要なものは必要としているわけでありますから、その付近についてはしっかり予算をつけると。ただ、総務課長申し上げましたように、消耗品等1,000円からこまめに査定で見守りまして、しっかりしたその事務の削減も含めた予算を編成しているというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 財政関係とかこちらの予算につきましては、実際、村長に予算項目を作っていただいているわけですので、ご答弁ありがとうございます。

そのように、事務事業のゼロベースの思考ということで、これを聖域なきところで見直すというところの気持ちというのは、非常に大事なところかと思えます。

また、特に3年度は、災害復旧・復興やコロナ禍の対応など、重要課題から通常事業まで大変広範囲でありました。他の自治体の中には、予算編成を行うにあたって、財政運営の基本条例の制定を行っているところもあるようですね。それによって、この予算編成が、このようにしてやっているんだよということを条例に示して、それを皆さんに見られるようになっているというところもあるようです。

規模は違いますが、大体当てはまることだと思いますので、その他自治体の条例を、私も拝見させていただきましたが、基本方針から大変詳しく、様々な策定まで条文が整理になされているようでした。ただ、あまりその条例にとらわれますと、今度は無理があったりするかと思いますが、今回の私の質問はそのような内容を参考に鑑みながらお伺いいたしました。

いただいています、こちらの令和3年度の当初予算案も、今回ご答弁をいただきました。予備知識を持って内容をみますと、予算編成の関心や重要性がより感じられるようであります。

以上で、予算編成についての質問を終わります。

次に、最後に、2点目の質問です。令和2年7月豪雨の災害を受けた公共施設の対応と方向性についてとして3点ほど挙げていますが、まずその中で、移住定住促進施設の淡島ゲストハウスは、私も豪雨が上がりました翌日に、万江地区の状況を目視や確認するために歩いているわけですが、これは1人ではなく3名ですね。

淡島の中心部から周囲の田んぼまで甚大な被害でしたので、ゲストハウスも床上浸水などあったのではと思ったのですが、実際はぎりぎり助かったようであります。

それから、2番目に挙げています屋形地区の多目的交流促進施設ほたるの荘につきましては、その施設に直接の被害はなさそうでしたが、周囲が氾濫し、屋形地区の住宅や道路も決壊するほどの災害でありました。

それで、淡島ゲストハウスも屋形地区のほたるの荘も直接には被害を受けなくても、周囲を見ますと、とても安全安心な気分で豪雨のときに夜間など落ち着いて休んではいけないだろうと思うわけですが、この2カ所の公共施設について、今後の対応と方向性についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 淡島ゲストハウスとほたるの荘の利用状況と今後の利用状況と今後の利用形態ということでございます。

議員申されましたとおり、今回の豪雨で建物自体には直接影響はなかったということでありますけれど、周囲が大変大きな被害があったということでもあります。

淡島ゲストハウスにつきましては、県の補助金を活用して平成28年度に整備をした施設であります。利用状況を申しますと、平成30年度が3件で7名の方が11日間と、令和元年度が2件で6名の方が35日間、令和2年度、今年度ですけども、1件で1名の方が3日間利用をされております。

現在は、新型コロナウイルスの感染症の影響で、利用の申請の受付は今現在ストップしているという状況であります。今後も、復旧・復興の状況をみながら、コロナの影響もみながら、利用者の申請を受け付けていきたいというふうに思っております。

ほたるの荘も同様であります。この施設の目的は、二地域居住とか地域暮らしの体験をしながら、移住定住の促進を図るという施設でありますので、今現在、利用形態を示しておりますけれども、今度どういう利用形態がいいのか、移住定住を促進するためには、利用形態の見直しがもし必要であれば、その都度見直しをさせていただいて、今後の利用形態を検討していきたいというふうに思っております。

現在が申しましたのが、現在の利用形態ということでもありますけれども、復旧がある程度見通しがつかますと、積極的に活用を推進していきたいというふうに思っています。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 平山課長より、利用状況から今後の活用とかについてですが、もちろん今すぐの活用というのはですね、ちょっと周囲を見ましたときに護岸とかの工事が済んだりして、対策が終わって見た目にも安心だなという感じにな

らないと、今すぐの、建物がよかったからといってもちょっとそこですぐの利用というのは、お客さんになられる方もちょっと行きにくいかなという感じはいたします。

このこっち側の、実は予算書の中では、その予算を歳入のほうで入れてはあるわけです。ほたるの荘の利用料が大体54万円とゲストハウスが5万4,000円ほど歳入のほうにこちらに入れてありましたから、来年、3年度は活用されるのかなとは思いますが。

近年、二拠点施設、多拠点施設とも言いますが、というライフスタイルが注目されているようであります。国の方針としても、コロナ禍の対策のためにも進められているようなことが最近テレビでもありました。それで、ほたるの荘のほうは、そこに住所を置くわけではなく、二拠点施設、居住を目的とするわけですから、改めてその点は注目されるかとも思います。

では、2番目の最後の村営住宅ですね。城内団地10戸についての対応と方向性についてであります。

これは昨日、ここの部分でちょっとだけ村長も、確か清永課長だったですかね、ところもちょっと触れられましたけれども、城内団地につきましてはもう少しお願いしたいと思います。

城内団地は、万江地区では村営として最も歴史あるところですが、令和2年7月豪雨の万江川氾濫によりまして、まさかの堤防決壊で地盤が流され、団地の皆様には本当に恐怖におののかれた思いであったと存じます。

城内団地は、昭和62年から建設されたようですが、万江地区の人口や児童数増、活性化など、地域に大変貢献があった住宅でありますので、今後の対応につきましては皆様注目されるころと思います。対応策としていろいろ考えられますが、今後の城内団地の、方向性についてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 建設課川瀬主幹。

○建設課主幹（川瀬光一君） ただいま、西議員からの質問にお答えいたします。

今回被災しました城内団地付近のまず堤防につきましてはですが、被災原因が、河川水位が堤防を超える越水ではなく、堤防の浸食により被災をしているという災害査定の結果から、今回の災害復旧では堤防の嵩上げは予定はされていないということで、河川管理者であります県のほうから伺っております。

次に、被災しました村営住宅城内団地につきましては、入居されていた方から住み慣れた城内地区での再建の要望書が提出されておりますので、村としても同じところ、現位置での建設を視野に入れているところでございます。

しかしながら、被災しました城内団地は、浸水想定区域、また土砂災害警戒区域

に該当しておりますので、宅地の嵩上げなど浸水対策、それから土砂災害対策の検討を国・県と引き続き協議を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） そうですね、同じところで、場所が万江地区全部といいますか、イエローゾーンと。いわゆるイエローゾーンになっておりますので、かさ上げとかかされまして、一応、信頼ある安全性ということで、その後に同じところに建設ということであると思います。

城内団地は昭和62年から建設されたようですが、活性化や人口増等対策としても歴史ある村営住宅の復活ということになりますよう、よろしく願いいたしたいところであります。

通告いたしました質問は以上ですので、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで換気のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を10時40分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時38分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、7番、立道徹議員より、1. 災害発生時の庁舎行政機能継続の危機管理について、2. 防災拠点施設（防災センター）の設置について、3. （株）やまへの就業についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、7番議員が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

豪雨災害から、はや8カ月が過ぎ、徐々に復旧工事も進んでおります。昨日は、東日本大震災から10年という節目でもありました。自然災害に対して、いつ発生しても心配ないという万全である準備が大変重要であると思います。

1点目の質問は、災害発生時の庁舎行政機能継続の危機管理についての質問でございます。

河川の氾濫による浸水、これは山田川ですけど、庁舎が被災した場合、行政機能が機能不全に陥らず、必要不可欠な行政業務の機能検査が確保できる災害に強い庁舎の危機管理について伺いたいと思います。

まずはじめに、現在の行政情報システム機能と施設の配置状況について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

行政情報システムの配置状況ということであります。現在の行政情報システムは、職員がパソコンでいろいろ照会やら更新をしていますけれども、その情報は庁舎ではなくて、村外に設置してありますメインサーバーへ、リアルタイムで専用回線にて通信し、その都度更新はされているという状況でございます。

サーバーは、先ほど言いましたメインとサブの2基で運用をいたしております。例えば、1基のサーバーが災害等でダウンしても、データ自体はほかのサーバーに保存されているという状況でありまして、それが保存されておりますので、まったく情報が消えるということではございません。

しかし、電源が切断された場合、そのサーバーの中身は保存されている情報を取りに行くことは、見に行くことはできないという状況であります。

以上が、現在の情報システムの機能等の配置状況でありまして、サーバーが2つありますので、1つのサーバー、例えば役場が被災した場合にサーバーがダウンしても、メインサーバーから情報は見に行くことができるという状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今回は、山田川が氾濫による浸水がなかったということですけど、庁舎1階あたりが浸水した場合、電源も切れますし、そのとき、やっぱりこの機能の継続のためにどのような対策がされるか、お伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 行政業務の機能の継続ということでございます。

災害発生時の行政業務機能を継続させるために、山江村地域防災計画書に基づきまして、業務継続計画の重要6要素について整備しているところでございます。

災害時における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続にあたりまして、限られた人員及び資機材等を活用するために定めたものでございます。業務継続体制を確保するため、想定される災害を踏まえつつ、山江村業務継続計画を策定しているものでございます。

その重要要素において、役場庁舎が災害等により使用できなかった場合ということで、代替庁舎として特定している施設としては、第1に福祉センター「健康の駅」、それから第2に歴史民俗資料館、それから第3にその他公共施設で村長が指定する施設として定めているところでございます。

しかしながら、役場隣に隣接しています「健康の駅」、それから歴史資料館も同様な被害を受けると想定されますので、その際には山江中、それから武道館、山江中学校など高台にある施設を代替庁舎として利用し、行政業務の機能を継続して行うよう災害時の対応として対策を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） もうですね、山田川が氾濫しないのが一番いいんですけど、万が一のために、やっぱりこういう計画は移動というか、「健康の駅」も歴史資料館も被災に遭いましょうから、高台の山江中、武道館、それに設置するのも大変いいことだと思います。

次に、災害と緊急時の災害対策本部体制について、この辺を詳しくお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 体制ということでございますけれども、対策本部につきましては、災害が発生する恐れ、または発生した場合に、山江村災害対策本部設置運営マニュアルに基づき設置をするということで、その本部と協力体制等をとる関係機関は、山江村防災連絡会議において確認をしているところでございます。

その防災対策及び配備基準につきましては、第1次防災体制から第4次防災体制の4体制としまして、警戒レベルのレベルに応じた配備基準により体制を整えているところでございます。避難勧告及び避難指示を発令する情報以上の発表や災害が発生した場合などは、第4次防災体制となる対策本部設置基準ということで、対象となるところでございます。

その対策本部会議の構成としましては、本部長を村長、それから副本部長を副村長、教育長、本部委員を各局長及び消防団長となっておりますので、災害対策本部を設置した場合は消防団長も参集をされるということでございます。災害状況や応急対策状況を確認しまして、消防団としても出動要請などの情報の共有を図り、連携をして災害対応にあたっているということでございます。

昨年7月豪雨においても、団長の指揮の下、各消防団には活動を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからも答弁させていただきたいと思っておりますけれども、特に調査行政機能が、災害により麻痺する、継続できないというような状況が起きたときということでありまして、実は一昨年、台風19号によりまして、関東地方が大きな被害に遭ったと、信濃川が氾濫し、長野市が浸水し、また東北の丸森町あたりは役場がもう浸かって寄れなかったと。

あの映像を見たときに、実は台風19号は九州に上陸する予定だったんですね。同じような被害を山江村も被ったじゃなかろうかと、あちこちで私しゃべっているところでもあります。

もし、そうなるということであれば、災害対策本部往生するんだということではありますが、最終的には山江中学校ということでありまして、しっかり山江中学校での本部機能をどのように果たしていくかというような訓練も必要だと思っているところでもありますので、その付近を含めて検討していきたいと思っています。

今回は消防本部が、実は1メートル近く浸水して消防力が低下というか、機能が麻痺したということもあって、実は消防議員でもありますけれども、立道議員のほうで、消防署移転も含めて、じゃあどうするべきかというような話し合いも実は進めているということでもあります。

しっかりとした防災体制が取れるようなことについては、しっかりとした我々の責任でありますので、そういうことも想定しながら対策を練っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今、村長からの答弁がありましたとおり、地球温暖化で、これは今年またこういう大災害が来るかも、可能性は十分あると思います。これは緊急に、そういう体制づくりをしていきたいと思っております。

次の質問に入りたいと思っております。2点目は、防災拠点施設（防災センター）の設置についてということで、災害時には、地域住民の避難場所、特に万江地区にはありません。及び村の防災拠点施設として、今後頻発する恐れのある災害を視野に入れ、災害応急や災害復旧・復興対策の業務を機動的に実施し、災害時の食料、水、テント、生活用品等の備蓄倉庫の備えをした防災拠点防災センターの設置の可能性はないか伺いたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 災害時の拠点施設につきましては、災害時に備えて停電時でも対応できるよう非常電源用設備を備えた役場と定めておるところでございます。

もし、大規模災害が発生し、庁舎が機能しなくなった場合、先ほども申しました

けれども、高台の武道館、山江中学校を拠点施設として、機能を継続してまいりたいと考えております。

さらに、避難所につきましても、ヘリポート場が隣接します改善センター及び「健康の駅」を指定避難所としておりますので、こちらも大規模災害時に使用できない場合につきましては、山江中体育館、それから山田小学校の体育館を利用したいと考えているところでございます。

また、備蓄品等の保管につきましても、現在、役場敷地内及び元JA選果場に倉庫を備えて、食料品や物資など備蓄をしているところでございますけれども、今後は分散型の備蓄計画をしております。山田地区におきましては山江中学校、それから万江地区におきましては管理センターまたは屋形の集会施設のほうへ備蓄倉庫の設置も検討しているところでございます。

さらに、各地区の公民館へも食料品等の備蓄も継続して行っていく計画でございますので、以上のことから現施設の機能を活用して、有効に利用しながら災害時の対応を行ってまいりたいと考えております。現在のところ、防災センターの設置については、考えていないところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） この万江地区も、正式な避難場所がありません。ほたるを指定してありましたけど、7月の豪雨では使えなかったということで、万江地区から山田に逃げてくる経路も、道路もあちこち落石、土石流、崩壊等がありまして、簡単には、山越えできないような状況でございます。

私の提案ですけど、丸岡地区あたりに。本当はそういう補助金あたりがあれば、防災センターというか避難所あたりも今後考えていくべきではないかと思っておりますけれども、村長の答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたしたいと思っております。

防災センターについては、防災センターがあれば災害時は災害対策本部もそこに置きながら、いろんな広範囲で活動が指示できる、また情報を収集できるような利点もあろうかと思っているところでありますけれども、おっしゃいますとおり、防災センターの前に万江地区の方々の避難所をどうするんだというような課題が、やっぱり山江村には大きくのしかかってきております。

現在、万江地区の施設自体がイエローゾーン、それからレッドゾーンにかかっているということで、指定避難所としてはなかなか難しいという状況にあるところであります。ただ、もろもろその付近については、私も大きな懸案事項でありますし、また先般の万江地区の議員からも一般質問でもありましたとおり、何とか万江地区

に避難所を、指定避難所を設けなくちゃいけないということを考えているところであります。

それにつきましては、実は万江の管理センターが老朽化で雨漏りしながら、万江小学校の体育館としても使うに堪えない状況。一気に今回の水害も含めて老朽化がひどくなりましたので、あそこをしっかりと復旧工事といいますか、改築工事をやろうというような計画を持っているところであります。当然、避難所を新たに設けるということは、コロナ禍の分散の避難もできるということになりますので、そういうことを念頭に置いているというところであります。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、指定避難所となり得るのかどうかにつきましては、イエローゾーンからの安全度をどう確保するか、要するに土砂流出を施設で防ぐことができるかということも含めて考えていきたい。

ただ、その管理センターをせっかく改築するということであれば、あそこを自主避難所として最初は指定させてもらいながら。あそこはピロティーもありますし、逆にピロティーのほうの桁を上げる等の工夫をしながら、あそこは自主避難所として万江地区の避難をしてもらいながら、また指定避難所の要件に合うような安全対策は何かということを検討しながら、万江地区にも指定避難所を造っていききたいというふうに強く思っているところであります。

これ、いろいろ検討も必要ですので、またいろいろとご提案をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 管理センターも、ほとんどもう使えないような状況でございます。もし、指定ができなくても、とりあえず万江地区の住民はあの中には入りきれると思います。その代わり、やっぱり構造的にもうちよつと桁を、柱を上げて、そういう計画を、やっぱりしていただきたいと思います。駐車場あたりがちよつと厳しいかもしれませんが、歩いて行ける場所でもありますし、その辺を早めに検討していただいて、施工に向かって進んでいただきたいと思います。

最後の質問ですけど、（株）やまえの就業についてです。

まず1点目は、山江の特産品であります山江の一番もうけ頭というか、栗まんじゅうの生産に関わる社員数名が退職したということをお聞きしましたが、それは事実でありますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） （株）やまえでありますので、私、社長を仰せつかっておりますから、私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、物産関係の特

産関係の職員が8名おまして、そのうち社員1名、パート4名から退職を届け出ました。

これは職業選択の自由でもありますので、そのまま受理をいたしまして、5名が退職したという状況であります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それは、理由としては自主退職という感じでございますかね。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 理由は一身上の都合ですね、いわゆる。時期を言いませんでしたけれども、12月をもって退職ということであります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ほとんどの方が栗まんじゅう生産に使用されたということでございますね。

それで、ペースト工場の稼働も含めて、生産加工が支障はなかったのかお答えいただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 当時は、支障をきたさないように、よその部署からの社員を含めて協力しながら生産してきたということになります。今回も、アルバイトを含めて5名を既に雇っておりますので、加工の運営については順調に回っているということであります。

ただ、コロナ禍の影響もありまして、多少生産量というか発注量は減少しているというようでもありますけれども、近々ペーストの生産もいよいよ本格的に行うというようなことでありますから、生産体制は整ってきているということでもあります。

今後も、営業含めてより一層の販路拡大、生産力の増加。実は先般、サンリブのほうから本部長が来まして、正式に栗まんじゅうを取り扱いをしたいというような申し出がありましたので、これも相当期待をできるというふうに私感じております。

ただ、栗まんじゅうについては、ちょっと小さくなったとかいろいろな注文も出ておりますので、この際、その付近をしっかりとろんな意見を吸収しながら、より良い製品を作り出しまして、要するに営業の利益拡大に向けていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ちょっとここで。ペーストなんかは、生産なんかはされておられるんですか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 実は、向こうとのやり取り、私なかなか会議のときの折ぐらい

しか顔を出しませんので、1週間に1回部長会議をやりまして、その部長会議に取締役である副村長に毎週参加してもらって、いろんな指示をしたり、やり取りをしているところでもあります。

その中で、ペーストも動き始めてという状況でございますという報告を受けています。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 村長どのくらいですか、ペースト。何トンぐらい。わかりますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ペーストの数字は、私ちょっとわかりかねますけれども、ただいずれにしろ、需要と供給の関係、どれぐらいの需要というか発注があって、それにしっかり応えていくということでもありますので、その付近はしっかり生産管理はしていきたいと、社長として思料していきたいと思っています。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 退職された1名の方が、いろいろ営業面もされていましたが、その辺の連携は引き継ぎされていますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 影響はないよというか、しっかり引き継ぎながら、発注、要するに先方がいますので、発注には応えていっているという状況でありますし、先ほど申し上げましたとおり、新しい取引先も出てきているというようなことであります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 最後の質問になりますけど、コロナ禍で厳しい経営が強いられている状況の中、社員、従業員の健全な就業は欠かせないと思います。今後、山江として、（株）やまえとしての就業のあり方など今後の対策について、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） あそこの施設は、私、職員のと時から関係しておりまして、もろもろと行ってきたところでもありますけれども、特に施設運営についての大3原則と言ってきました。

それは、お客様サービスでありますから、しっかりとしたサービス、挨拶をしてくれということですね、「20秒ルール」とまで私言いましたけれども、20秒間は相手のために時間を作って仕事を止めて作っていくこと必要ですよ。うまくできているかどうか知りませんが、要するにサービス。

それと、「施設をきれいにいつも保つ」ということも言うております。快適な、お客さんに対して空間を提供していくということでもありますし、もう一つは「料理」ということを言うております。風呂に入らない人も、料理を食べに来るような料理をしっかりと提供することが大事だというようなことを言うております。

そういう中でありますけれども、特に温泉センターは物産館を持っておりますから、その物産館のほうは利益を今まで引っ張ってきて、ここにきて黒字経営でありました。ただ、ご案内のとおり、高速、人の動きが止まった、高速のサービスエリアも止まっているという状況の中で、大きな赤字が膨らんできたということでもあります。

ただ、山江は順調にいけば、物産が引っ張っていけるという確信がありますので、第3セクターの中でも山江だけだと思います、行政がお金を出して赤字を補てんするというのは。相良のほうでもどこのところでも、2,000万円～3,000万円の赤字補てんの議会の議決を得て投入しているようでもありますけれども、議会の議決じゃなくて、銀行から借りながら現在運営をしているというような状況であります。

ぼちぼち災害景気も実はありまして、宿泊者についてはいっぱいじゃないですけども、定期的にあるようでもありますし、また先ほど申し上げましたとおり、特産のほうもコロナが治まると動き出すということでもありますから、さらなる山江村の観光の拠点、また物産振興の拠点としてその役割を果たしていくべき、職員に対しては指示をしていきたい、また働きやすい環境もつくっていききたいと思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 大変厳しい状況です。先般、球磨村はいろいろ村の経営ですかね、そういう感じになったということで。いろいろ予算も年間維持管理費、修繕料とか何とかかかってきております。

今後の見通しとして村長の考えはいかがですか。修繕料とか改修工事関係ですね。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回、指定管理のほうでお願いしておりますけれども、指定管理というのは運営経営を指定管理の人に任せるということです。当然、施設については役場が所有していくということになります。

従いまして、その施設に対する修繕費、それから新しい建設する経費は役場のほうで払う、予算立てするということになっています。

もう、平成の2年、3年から相当数時間が経っておりますので、随分老朽化しているということではありますが、あの手のリゾートの施設は、基本的に10年に1回

程度のリフォームをしないとお客さんに飽きられるというような傾向にもある施設であります。

指定管理者も含めて、実はあれごと買い取って経営したいという人がおれば、それも検討していくこともできるんですけども、とりあえず従来どおり、役場がしっかりその施設を持ちながら運営していくということでもありますから、その施設の修繕費についてはどうしても役場の普通財産でありますから、適切に管理していきたいと思います。

これにつきましては、議会のほうにも管理運営協議会、いわゆる施設が適切に管理され運営されているというような協議会がこれは条例で位置付けてありますので、しっかりその議会との連携も図りながら施設管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 最後に1点だけ、今後、村長も東京あたりでも知り合いがたくさんいらっしゃいますので、そういう立場、老人ホームとかそういう関係に譲り受けるという考えは、もう少しありませんか、将来的に。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、公共施設の普通財産でありますので、それをどう扱うかということについては、いろんな形があろうかと思います。

今は、あそこを要するに管理運営ですね、要請を委託すると。指定管理のほうでお願いしているところでもありますけれども、先ほども少し触れましたけれども、いろんな活用方法で、本当に公益性がある、また時代にマッチングしているということであれば、その施設をそのまま売り払うということも含めて、また貸すということも含めてですけども考えられようかと思います。

先ほど言いました、これにつきましては議会のほうの委員にもなっておられます管理運営協議会のほうと色々な協議が必要かと思えますし、ただ今回は向こう5年間は指定管理ということで、議案として今回提案させてもらっているということです。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） コロナ禍の中で大変な経営状況だと思います。コロナが終息しないとやっぱりお客さんも来ないし、食事関係も厳しいと思います。一番は、栗まんじゅうか一番利益の中心でございますので、何とか栗まんじゅうは山江の特産でもありますので、消費者に買っていただくようご尽力をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） これで一般質問を終わります。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

それでは、議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、会議規則の規定を守って質疑をお願いをいたします。

-----○-----

日程第2 事件の訂正請求について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、事件の訂正請求についてを議題とします。

村長から議案第15号の事件の訂正請求書の提出がありましたので、説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、事件につきましての訂正請求を議長に出しておりますので、ご説明申し上げたいと思います。

提出日は令和3年3月12日、本日であります。議長に対して私のほうから出させてもらったものであります。

内容につきましては、令和3年3月4日に提出した事件は次の理由により訂正をしたいということですので、山江村議会会議規則第19条第2項の規定により請求をさせていただくということであります。

記といたしまして、件名につきましては、山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案の第15号でございまして、

理由でありますけれども、本文中に誤りがあったためということでございまして、訂正の内容につきましては、訂正前と訂正後の表を掲げさせてもらっておりますけれども、訂正前の第32条第9号、「召集」を「招集」に改め、会議の次に、「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」とありますが、「召集」を「招集」に改めても全く同じ言葉で非常に申し訳なく思うわけですが、訂正後につきましては、第32条第9号中、「召集」を「招集」に改めの部分を削除をいたしまして、以下の文章に続くというものであります。

大変失礼をいたしました。訂正をしてお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ただいま議題になっております事件の訂正請求については、許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、許可することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第8号 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定 について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第8号、山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております議案第8号、山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について質疑をいたします。

提案理由におきましては、国営川辺川総合土地改良事業の事業完了、令和3年度、災害があつているということで、災害復旧がとおりますと令和4年度までには完了するというところで、利益者負担金の発生ということで条例の制定がするとなるとということで提案をされておりますが、この条例の中身につきましては、第1条から第7条までありまして、第1条の趣旨、第2条から第5条の負担金の徴収、3条が負担金の金額、負担金の徴収方法、5条が負担金の減免及び徴収猶予というふうになっておりますけれども、負担金については、何度か川辺川土地改良区から説明というのがありまして理解をしているところですが、第6条に特別徴収金の徴収というのがありまして、第6条について質疑をしたいと思います。

6条の内容については、村長は国営事業の工事の完了につき、公告があつた日以後8年を経過する日までの間に当該国営事業の目的以外の用途に供するため所有権の移転等をした場合、または自ら目的外の用途に供した場合には、その原因となつた受益者から特別徴収金を徴収することができるというふうになっています。

負担金の償還については、最高15年でうち3年据え置きですか、そういうような説明を受けておりますが、普通なら償還期間ぐらいがこの年限になるのかなと思つておりましたけれども、今回8年というふうな期間になっておりますので、この8年というのは土地改良区のほうか何かで指定をされているのか。また、国営事業の目的以外の用途というふうになっておりますけれども、どのような事例があるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

第6条の特別徴収金の徴収ということですが、これにつきましては、今回、国のほうで事業を行っております国営川辺川事業についてでございます。

実は、これについては差額の工事費が実際かかっております。議員が申しましたとおり、償還につきましては若干ちょっと説明をさせていただきますけれども、農家の償還が区画整理事業につきましては反当たり約5,000円を大体15年間の償還としております。

それから、農地造成事業につきましては反当たり約6,000円程度で、これは決定しておりませんが、これが3年据え置き12年ということで、両方も15年間の償還ということで今回の条例をしているところでございますが、これにつきましては、特別徴収ということですが、8年間という規定の内容につきましては、国の土地改良法の中で8年間の間に多額の、要するに工事費がかかっているから、その用途ですね、目的にとって要するに農業経営をしていくということで工事を行った、ただ8年のうちに用途変更でございますので、宅地まではいかないかもしれませんが、土地を農業以外の土地で使う、要するに転用ですね、転用とした場合にはどうしても多額の費用がかかっているために、特別徴収、要するに償還15年がありますので、その間で違う用途で使った場合は別に特別徴収を行ってもいいというような条例になっております。

これは、国のほうの法の中で決められておりますが、8年間というのはその中の今回の川辺川事業について行っていると思われれます。ただ、先ほど言われましたとおり、ほかのところであるかどうかというのは、若干ちょっと私のほうではまだ確認はしておりませんので、現時点ではわからないということでございます。

○4番(赤坂 修君) 目的外の用途ということですが、どのような事例があるのか。

○産業振興課長(新山孝博君) そうですね、土地については農業用に使う土地でございますけれども、今回の土地の違う用途ということであれば、宅地とかそういうのに用途を変更された場合の事例があるというふうに思っております。

○議長(中竹耕一郎君) 村長。

○村長(内山慶治君) それでは、私のほうからちょっと補足しますが、圃場整備と同様であります。要するに8年間は田んぼとしてしっかり用途変更はできませんよという規制がかかっておりますけれども、そういう規制がかかっていると。

ただ、別に使う場合は、当然その部分のお金を返してくださいというようなことであります。適正化法による規定であります。

○議長(中竹耕一郎君) 4番、赤坂修君。

○4番(赤坂 修君) 8年ということで、法に規定をされているということござい

ますけれども、当然、今聞いておりますのは、8年経過した後に目的外の用途が発覚した場合には、この特別徴収金の徴収は発生しないということになるのか。

また、第2項に特別徴収金の額は村長が別に定めるとありますけれども、これについては6市町村ぐらいありますけれども、各市町村で定められるのか。国の算定基準とかあって、統一した利率による徴収金の額を選定されるのか。

それと、10アール当たりの金額等がわかるようであれば教えていただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） 金額につきましては、特別徴収の金額は6市町村でということでしたけれども、これにつきましては現在まだ幾らというのは金額は定めておりません。

村長が定めるということになっておりますけれども、今後、その中の施行規則等で定めていくということになると思いますので、現在のところ、まだ定めておりません。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 特別徴収金の額については、事業完了後、事業費の確定という何か歳出があるようなのをちょっと見受けましたので、それに基づいて一応統一した金額を出されるのかなと思っておりますけれども、令和3年度、令和4年度に事業を完了した場合、特別徴収金の額等わかれば、どのような受益者に対しての周知ですね、その辺はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

この事業が先ほど申しましたとおり、令和3年度で、一応、国この工事は終わるということですが、議員が申されましたとおり、災害等が発生しております、もしかすると令和4年度まで延びるかもしれません。

そうした場合に、償還金につきましては翌年度ということですね、令和5年度。長くなった場合ということで償還が始まると思います。ただ、その前に間違いなく地元説明会等、普通の償還金と含めていろいろな特別徴収もあると思いますけれども、そのあたりの農家説明会は実際しようと考えておりますので、そのときに説明すると思います。

○4番（赤坂 修君） 質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 議案第9号 児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第9号、児童福祉法第56条に基づく保育所保育の実施に伴う費用の徴収に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第10号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第10号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第11号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第11号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 議案第12号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第12号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第13号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第13号、山江村介護保険条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第14号 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第14号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第15号 山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 議案第15号、山江村指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第16号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第16号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第17号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第17号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第18号 山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第18号、山江村立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第19号 公有財産の取得について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第19号、公有財産の取得についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第20号 指定管理者の指定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第20号、指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第21号 公有財産の取得について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第16、議案第21号、指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮ります。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、再開時刻を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時42分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

-----○-----

日程第17 議案第22号 令和3年度山江村一般会計予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、議案第22号、令和3年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ただいま議案となっております議案第22号、令和3年度山江村一般会計予算の中で、1点だけ質疑いたします。40ページでございます。

目の31、復興むらづくり推進費、財源は地方債が1,000万円、一般財源が46万5,000円となっております。この中身というか、特に12番の委託料について内容を説明をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

目31、復興むらづくり推進費1,046万5,000円ということで、節の12、委託料1,000万円ということで、事業推進委託料の1,000万円の説明ということでございます。

まずは、この予算計上に至った流れを少し説明をさせていただきたいと思います。昨年の大災害におきまして、この経験と記憶を今後の災害対応の教訓となるように、山江村災害検証及び復興計画策定委員会を立ち上げまして、今回の災害の検証を行い、その後ワークショップ、意見交換会、被災者からの意見の聞き取りを行ってきたところでございます。

現在、今後の村民の方々の安心安全を守るために、そして防災体制の一層の充実強化を図るために、委員会により復興計画の案を現在策定中であります。自助・共助・公助としての復興のあり方について、今後10年を見通した村民の方々との行動を委員会のほうで現在まとめてもらっておるところでございます。

その内容は、復旧と復興でありますけれども、命を守る災害対応は行政だけでできるものではありませんので、村民の方や行政、関係機関などそれぞれの役割を担い、一体となって取り組みを推進していくため、委員会で6つのプロジェクトを掲げております。

この事業を推進するためには、村民の方々を中心として行動ができる、展開できるような実践行動を取るための仕組みづくりが重要であります。

従いまして、この予算はこのソフト事業の実践行動を確実に推進するための予算

でありまして、事業の内訳を申しますと、復興に対する予算ということでもあります。

先ほど申しましたけれども、住民の方々が中心として行動が展開できるような実践行動をしていただくための仕組みづくりをする予算ということでありまして、1,000万円の内訳としましては、1つは水と親しむ親水復興への検討を考えております。

もう一つが、山の植林、下刈り、間伐体験等を行いながら、山林に対する学習をしまして、将来担う子どもたちへの山の大切さを意識付けさせるための活動を行いたいと思っております。

それから、同じく山に親しむということで、山の神トレッキングコースということのマップの作成とか整備を検討したいと思っております。この事業につきましては、現在の殿様道を活用したトレイルランの調査を行いたいと思ひまして、将来は観光ルートに結び付けたいなと思っております。

それから、緊急時情報伝達システム等の時空間を活用し、村民誰もが情報を発信できるようなシステムを構築したいと思っております。

それから、5番目としまして、子どもたちの八代海交流、海山交流ということで川上、川中、川下との交流を図りながら、関係人口の増加を図りたいというふうになっております。

その1番目から5番目の事業に対しましての1,000万円ということでありまして、この1,000万円の中身はただポンと委託料ということではなくて、その中に実際に村民の方々、それから報酬、旅費も含んでいますけれども、20名の委員さんを想定してまして、そのの方々による実際現場に入らせていただくということのバスの借上料とか、燃料代とか、運転手のお礼の賃金とか、消耗品とかを考えた事業で合計しますと1,000万円ということでもありますので、どうぞご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 企画調整課長からの説明で、殿様道トレイルランについてもちょっと詳しく説明できればと思ひます。初めての言葉だろうと思ひます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 殿様道トレイルランということでございます。

トレッキングコースということで、今後計画があります水上から八代までのトレイルランとって、山道を走るといいますか、そういう事業が計画されておりますけれども、山江村を通るということでもありますけれども、新しくその道を造るというような整備の仕方ではなくて、前も一般質問でもありました殿様道を活用した何か整備とかという質問があったと思ひますけれども、現在ある作業道とか昔使われ

ていた殿様道を活用しながら、山江村の観光と山江村の利用される方に山林に親しむということを周知付けるための事業ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 議案審議では、ちょっと積算あたりもちょっと曖昧な点がありましたので、これは当初予算ですので、これでも削減できるところは削減して。地方債ですのでよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 先ほどの復興むらづくり推進費、40ページの目31ですけど、これの償還。過疎債でしょうか。地方債でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、40ページの復興村づくりの財源ということでございますけれども、今年度の財源内訳を見てもらいますと、地方債ということで1,000万円計上をしております。

この地方債につきましては、7ページ、地方債のこの地域振興事業のところの1,540万円のうちの1,000万円、この事業につきましては過疎債のソフト事業ということで、過疎債を借り入れて事業を進めていくということでございます。

以上でございます。

○1番（本田りかさん） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 令和3年度山江村一般会計予算書につきまして質疑いたしますが、40ページ、款の復興むらづくり推進費の中の先ほどもありました1,000万円の委託料ということでございますけれども、復興事業推進委託料1,000万円については、審議のときにも詳しく説明をさせていただいたところでございますが、住民の方を中心に行動が展開できる、実践行動をするための仕組みづくりということですが、これにつきましては災害検証及び復興計画策定委員会から3月17日に答申されるということでございますが、この計画書を基に委託されるということでしょうか。

また、この5項目が挙がっておりますけれども、この5項目については14項目の中から重点項目ということで挙げられたと思っておりますけれども、その挙げられたプロセスといいますか、過程ですね、そののちをちょっと説明いただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 復興むらづくり推進事業推進委託料の1,000万円
ということであります。

先ほど議員が申されました14の事業計画が、まだ3月17日、正式には答申としてあがってくるということでありまして、それに基づきまして復興計画を策定するということであります。

委員の皆様から、また村民の皆様からの意見を基に、計画をしたいと思っておりますけれども、先ほど説明しました5つの事業につきましては、これだけをやるということではなくて、来年度はこの5つの事業に絞って重点を置いてやるということでもあります。

そのプロセスといいますか、根拠といいますか、それはやはりすぐ長年、やっぱりいろいろな検討を長時間かけてやるべき事業も進めていく事業もありますので、まずは身近にできるもの、そして村民の皆様から協力をいただける事業で即必要とするものということで検討をしていただいて、今、この事業を計画をしようというふうなことで、今回の予算として計上をさせていただいているということでもあります。

○2番（久保山直巳君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております議案第22号、令和3年度山江村一般会計予算書について質疑いたします。ページは84ページでございます。

目の防災行政無線維持管理費、この中で節の役務費の中に個別受信機設置費83万5,000円が計上されておりますが、内容についてお伺いします。

それと、現在の防災無線の設置率はどのくらいになるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 防災行政無線の維持管理費ということでございます。

この中で個別受信機の設置費を計上しております。内容につきましては、今、全戸に個別受信機を設置していただくようにということで、当初設置したときに完全に100%設置していないところでございます。

現在、約、設置率が82%でございます。その残りの約220戸ですけれども、そちらのほうに年次的に設置していくということで、今回30基ほどの予算をあげたところがこの金額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今年度30基を計画しているということですがけれども、今までこの設置率82%ということでございましたけれども、何か設置率が上がっていないような気がいたします。

今回の7月豪雨では通信網が遮断されて、一方通行ではございますけれども、防災無線での情報の提供、あるいはケーブルテレビの個別電話、それとSNSでこっちからの情報を提供していったというようなことが聞いておりますので、その防災無線の設置、これはもう100%が当然だろうと。この推進は今だろうと思うんですよね。

ぜひ、年次的に計画されているということでございますけれども、区長かあるいは消防団等を通じて、数値目標を立てて設置の計画等は考えておられないのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 防災無線の戸別受信機の設置については、実は防災行政無線のデジタル化を行うときに広く村民の方に呼びかけて、「全員の方、付けてください」ということをしております。本当は当時付けられたということであれば、有利な起債を受けられて、補助金の中で付けられたというようなことであります。

ただ、非常に戸別受信機は「うるさい」とか「必要ない」とかというような方もおられまして、その方々も強制的に付けてくださいと言うわけもいかず、本当は無料だったんですけれども、その希望をとったということでもあります。

万江側のある区では、「責任持ちきらんばい。全部付けんば、いざというときは」と言って、区長がリーダーシップを取って全戸つけられたというところもあったわけですがけれども、そういう状況の中で80%という状況であります。

議員おっしゃるとおり、今次水害を受けた大きな検証の結果として、反省点として、やはり戸別受信機あたりは必要ということが確認できておりますから、できる限り多くの方々に、本当に危ない、いざというときは、外の防災無線もありますけれども、雨音とサッシ等で聞こえないという場合がありますから、区長からでも通じながら多くの方々に付けてもらうような啓発をしていくよき機会だというふうにも考えておりますので、その折にはまた予算化させていただければと思います。

○4番（赤坂 修君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第22号、山江村一般会計予算書について2点質疑いたします。ページはまず40ページ。款の31、復興村づくり費の1,046万5,000円です。

この事業は過疎債ソフト事業によって、村長が掲げているハード面、ソフト面。ソフト面の事業であると思います。その5項目を今回掲げてもらっているということですが、うちの村は昨年7月、本当に未曾有の大災害を受けて、報告では八十何カ所かの災害復旧工事をしていかなければならないという緊急事態であります。

それで、村民の方、被災に遭われた方等は、一刻も早く復興を成し遂げてほしいと、そしていつ起きるか分からない将来の災害に対応して、住民を安心安全から守ってほしいという願いが非常に強いというふうに思います。

そこで一方では、本当に緊急的に災害復旧工事を進めていかなければならないときに、一方では平常時でもいいこのソフト事業、項目を見たら、例えば、進めてありましたように、親水公園造りとか山の神トレッキングと学校林の指定整備等、5項目挙げられましたけれども、このような事業はある程度、復興に重点を置いて、復興のめどがある程度、7、8割たったとき等に出したならばすごいソフト事業になるかなというふうには思います。

そこで、今後一方では、どんどんと本格的に始まってきます。村内中が災害水だらけになってきますけれども、一方ではこのようにされたときに、住民感情としてちっと整合性のあたりに、ちっと頭をかしげるものも出てきやしないかと思しますので、その点の整合性といいますか、をうまくしないとちっとずれますので、その点について質疑をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えします。

当然、こういう大きな災害が起きたときには、復旧と復興、両方私は必要だと思います。東北大震災、今テレビ等々、また新聞等々で大々的にいろんなケースを報道されているところでもありますけれども、まだまだ復興という形で、心の喪失とか非常にいろんなことで悩んでおられる方もたくさんおられる。一方では、復旧はどんどん進んでいるのに、その復興という形でまだまだ十分でないという方もおられるということでもあります。

従って、復旧はおっしゃるとおり、全力を挙げて元の形にする、さらには強い形での安全安心の工事をしていくということではありますが、その予算については査定も概ね終わり、あともちろん山間部の森林の作業道等が今からどんどん出てこようかと思えますけれども、査定は大体終わりですので、その予算も今回、令和2年度、本年度と挙げさせてもらいながら全力を尽くすというようなことでもありますし、もちろん議員おっしゃるとおり、もうすぐ出水期、梅雨を迎えますから、梅雨に向けての安全をどう確保するかということについては、本当に急いでやる必要があると思えますし、この件は国・県連携しながら急ぎたいと思っております。

と同時に、先ほど申し上げました今次水害をすっかり忘れない。そして、どうい
うことが起きたか。

先ほど、トレッキングと言いましたけれども、山のほうは相当荒れているわけ
ありますから、その荒れた山の状況もしっかり触れていくことで、山に入ること
で、その荒れた山のことも一緒に考えていきたいと思ひますし、親水公園も本当に穏や
かな本当に美しい万江川、また山田川ではありますけれども、一旦暴れるととんで
もないことになるぞということも含めて、平時からやっぱり川に親しむというよう
なことも大事だろうかと思ひます。

そういうコミュニティーをつくるとか助け合うとかいうようなことも含めて、こ
のソフト事業の展開については、今回大きな災害を受けられた委員のほうからの意
見の集約でもありますし、ぜひご理解をいただきながら、同時に復旧と同時に進め
させていただければと思ひますし、3月17日の結果を受けながら、早速そういう
実働も入るといふような話も聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひま
す。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 災害検証、それから復興計画委員会の委員さんの皆さんのご意
見も重きに受け止め、また住民のご意見、提案とも重きに受け止め、最終的には行
政のほうで方向性をきちんとつくって引っ張っていくということですので、くれぐ
れもこの件についてはお考えいただけてほしいというふうに思ひます。

2点目です。ページは57ページ、保健衛生費の款2、簡易水道事業、ここに委
託料として大川内地区水道実施設計業務委託料880万円組んであります。

令和2年度の補正予算で、確か水源地の調査ということで50万円でしたかね、
掲げてあったと思ひますが、その水源調査をされた後の実施設計業務委託。最初見
たときに880万円でしたから、「あら、これは工事じゃなかつたかな」と思ひてび
っくりしました。

というのは、大川内地区の現状、集落の。戸数は4軒です。当事者4軒。そして、
公民館が1つあります。将来をみたときに、私は大がかりな工事じゃなくて簡易的
な施設、上のほうにタンクを置いたならば十分まかなえるかなというふうに思ひま
す。

しかしながら、仮設住宅等に入っている方は、水がきたならば一刻も早く帰りたい
という強い願ひもありますし、この設計業務委託があまりにも大きいから、地元
の人に聞いたならば、「集落の上の神社があったところにきれいな水が出るけん、
そこならよかとばってんな」という意見もあるから、この業務委託料で、例えば以
前のように合子俣でしたかね、山口でしたかね、あつちからの計画をされているの

か、大川内の沢をされるのか、また集落の近くの水源地あたりが水ができたならば、非常に工事費が安くて維持管理も助かりますから、地元等のご意見をもう一度聞いていただいて、その地区実態に応じた簡易水道を作られたらどうかなという思いがあります。その点についてちょっとお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 川瀬建設課主幹。

○建設課主幹（川瀬光一君） それでは、お答えいたします。

予算書の57ページに計上しております委託料880万円につきましては、大川内地区の水道復旧の実施設計の業務委託料となっております。

これにつきましては、当初、大川内地区の方が全員帰られたというときの想定の水量を確保するために、ある程度想定しております水源地からの水道管の敷設、その辺を考慮しておりますので880万円となっております。

ただいま仮設に入居されている方の意向を聞きますと、大川内地区に戻りたいと言われる方がちょっと減ってきてはおります。ただ、この意向についても、また日にちが変わるとまた戻りたいという方も増えるかもしれませんし、またゼロになる可能性もあります。この辺は、入居者の方の意向を聞きながら、必要最小限の予算を執行したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 補足します。私のほうから答弁させていただきますが、議員おっしゃるとおりだと思います。実は、今までに鳥屋地区の水道事業、それから白岳の水道事業、そして今の大川内水道事業、それぞれ行ってきました。

鳥屋あたりは、冬には凍って、もう下から汲んで行くという話もあったわけですが、ただしっかり地元と話し合いながらですね、水道の設計どおりにやると何千万円もかかるというようなことでありますが、地元と協議しながらできる範囲内で安くやったと。1,300万円だったと思いますけれども、またそれは白岳もまったく同じでありますし、大川内水道もそのような形で協議させながら、とりあえず安心安全な水を供給するという形をとったということでもありますから、今回も、帰りたいという人がおられたらしっかり支援していきたいというのは申したとおりでありますので、その付近も含めてどういう形が一番いいのか、そして簡易水道の規格どおり作らなくてもいいということも分かっておりますので、その付近のところもしっかり考えながら、できるだけ安価に済ませられたらというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） この設計業務委託料がこれだけ多額ですと、おそらく工事費は

数千万円です。そして、県道がああいうのが災害によって、また掘削して穴埋めしても相当な額がかかりますから、やっぱり検討をよくしていただきたいというふうに思います。

質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 議題中の令和3年度山江村一般会計予算書の中から質疑いたします。

ページは94ページから95ページにかけてですけれども、議案審議もあっておりますので、その中でなかったところと思いついての質疑でございます。

款9、教育費、項3、中学校費のところ、区分10の需用費のところから、3番目に修繕料とあります。今回、中学校で80万7,000円あげてありますが、一応今回はどちらのほうの修理かと修繕かということでございます。

それから、区分11の役務費の一番下に、真空冷却機保守点検ということでここもちょっと目新しいなと思いついてますが、ここは7万9,000円ですが、ここについてご説明をお願いしたいと思いついてます。

それから、区分13、使用料及び賃借料の説明のずっと下のほうに、下からコピー機再リース料、その上のエプソン大判プリンターから5行上まで、この辺ちょっと目新しいところだなと思いついてますが、この点についてご説明をお願いしたいと思いついてます。

それから、区分14、工事請負費。ここは200万円ですけれども、この点についてお願いしたいと思いついてます。

ちょっと多いので、簡単にそれぞれお願いしたいと思いついてます。

○議長（中竹耕一郎君） 教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えをいたします。

中学校費の中で、まず修繕料ということでございます。80万7,000円。これにつきましては、施設設備が破損することがございます。毎年度ございますので、その予算として50万円、それから一般備品とか設備の修理、備品等の修理もございまして。それを見込んで20万円。それから、ICT関係機器につきましても、修理等が出てくるのが考えられますので、その予算として10万円。それから、給食調理関係でも、やはり考えられますのでそのようなもので全体的に年度内に行うことが予想される修繕料として80万7,000円をあげております。

それから、次に役務費の真空冷却機の保守点検の7万9,000円ということでございます。給食室の中にあります真空冷却機でございまして、やはり年数がどん

どん使っていく中で経過すると老朽化が出てきたり、やはり修理が必要なことがございますので、そういうのが事前にできるだけ早く対応ができるようにということで、今年度から点検代を入れさせていただきましたので、毎年度点検をやってできるだけ機器を長く持たせるというところであげたところでございます。

次に、使用料及び賃借料の中で、下から5番目といいますとLEDから出る使用料でしょうか。（「はい、LEDです」という声あり）

まず、LEDのリース料ということで、武道館とランチルーム、それから体育館ということで計上しております。このLEDにつきましては、水銀等の製造がなくなったということで、年次計画でしとるところでございます、令和3年度が3年目になります。それまでは、小学校はもう終わっております。それから、社会教育施設につきましても、体育館等はもう終わるところでございますが、3年目につきましてはこの中学校の照明設備をLED化したいというようなことでございます。高額になりますので、できるだけリースで財政的に負担がないようなところで、それぞれリース料として計上したものでございます。

それから、大判プリンターでございます。これは各学校ですね、これも10年以上経過しております、学校の要望でプリンターがやはり故障したり、色の出がおかしくなったりするというようなことございましたので、今年度についてはこの予算も計上しております。ICT教育の研究発表会、全国首長サミットになりますけれども、こういうものもございますので、そういうのもあるということからも今回予算化をしておるところでございます。

コピー機の再リース料につきましては、現在あるコピー機の分を再リースしたということで、年度に1回払えばいいリース料でございますが、その分をあげております。

それから、工事請負費だと思いますが、工事請負費については中学校の木材で施工している部分がございます。その中でまず渡り廊下ですね、ここが木材ですので、ここを改修する必要があるというようなことと、あとベランダもございます、教室の前でございますが、そこについても木造木材で作っておりますので、年数経過によりまして少し腐食しているというようなことから、この2カ所を今回改修をするというところで200万円計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） それで、中学校の体育館のLEDリース料の中で、これ何灯ぐらいになるもんですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） 中学校の体育館につきましては、数は山江村体育館よりも多い数がついております。数が幾つかっていうとちょっとわかりませんが、どうでしょうか、20から30ぐらいあるかもしれませんが、山江村体育館の照明よりも多いというふうに考えていただければいいかと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 令和3年度の山江村一般会計補正予算、1点だけお伺いいたします。

ページは77ページです。温泉センター管理運営費の中で需用費とか委託料、工事負担金のご説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

温泉センター管理運営費の中の節の需要費、修繕料374万5,000円ということでございます。

これにつきましては、まず内訳が液面リレー取り替え修繕ということで、温泉の水位が自動的にストップする装置がありますけれども、その老朽化によりましてその装置の不具合が出てきているということでもあります。今年度も、定期的に修繕をしながら運営していくということでございますので、全部で30カ所ありますので、その部分と、あとは露天風呂の屋根が腐食して反ったりしておりますので、その修繕を考えております。それから、遠赤外線サウナの床の材質のお客さんが座られるところが腐食して、切れっ端が出たりとか、けがをする恐れがありますので、その取り替えですね。

それから、物産館前の駐車場の投光器ですね、LEDがありますけれども、それが故障しておりますので、その改修。それと、今から温泉センターも建設しまして30年近く経っているということで、今後修繕がいきなり出てきて予算計上をしながらということもありますけれども、お客さんに迷惑がかからないように即修繕ができるような体制をとっていきたいと思っておりますので、その予算としまして150万円ということでもあります。

それから、ほたる亭の20畳の部屋がありますけれども、そのベランダの窓が壊れておまして、宿泊客から風が入ってくるということがありましたので、その修繕を考えておまして、その合計が374万5,000円ということでもあります。

それから、管理運営の委託料360万円ですけれども、これは山江温泉ほたると、それから物産館ゆっくり、それから特産物利用加工施設の指定の管理の委託料で、それぞれ3カ所。120万円ずつの3カ所の360万円ということでもあります。

それから、温泉設備管理委託ですけれども、これにつきましては、温泉施設の点検といいますか、保守を現在も委託しておりますけれども、その経費が298万4,000円。それから、体育館清掃委託料としまして、温泉の配管の清掃を今回といいますか、したいと思っておりますけれども、温泉の成分がありますので、配管に詰まって温泉のほうから湯の花ではなくて、サビが浴室に入るといっても実際出てきておりますので、その度に修繕をしております、今回来年度、定期的に令和3年度から定期的に行いたいと思っております、今回令和3年度の予算として180万円ということであります。

それから、工事請負費ですけれども、369万6,000円ということあります。これは、温泉センターの宿泊の檜風呂の部屋が2カ所ありますけれども、その檜風呂も当初のままの檜の浴槽ですので、それがカビが生えて腐食しているということありますので、それを2部屋を改修する工事で369万6,000円ということ今回計上させていただいているということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） さっき、一般質問の中で立道議員が言われました、この運営費も大変厳しくなっているような感じがいたしますので、工事費なんかも抑えてきれいに仕上げていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 令和3年山江村一般会計予算書の中で、ページは24ページになりますけれども、商工費の中で910万円、石倉倉庫改修事業となっておりますが、石倉改修事業に対して910万円とは大変高額でありますので、この説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

ページは24ページと秋丸議員もおっしゃりましたが、これは石倉倉庫の改修に伴います起債の歳入ということでございます。

この事業につきましては、74ページの商工費の中の一番下の14番の工事請負費の中に工事請負費として計上させていただいているということあります。これは、石倉の空調の改修の工事でありまして、これが今、空調がガスとしましてフロンガスを使っております。それで、今までもフロンガスの抜けによりまして、何回か入れ替えをしておるということありますけれども、2019年の12月でこのフロンガスが生産が中止となったということありますので、今後故障した場合は、

フロンガスが生産が中止ということで対応できなくなるということでもありますので、中に入っている冷蔵してある農産物、それから冷凍してある農産物がもう駄目になってしまうということで、故障する前に空調の取り替える工事を必要があるということで、今回の910万9,000円の計上をお願いしたいということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） これは何基付けられて、冷蔵・冷凍、両方付けられるのですか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） これは、冷凍も冷蔵もすべて取り替えるということでございます。

基数ですけれども、室外機が2カ所あったと。中の空調は、正式には何基ということはちょっと把握しておりませんが、真ん中で冷蔵と冷凍が仕切っておりますので、ちょっとその辺はちょっと把握させていただきたいという。

必要であれば、また後でします。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） これで質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第23号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第26、議案第23号、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第24号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第19、議案第24号、令和3年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第25号 令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第28、議案第25号、令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第26号 令和3年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第21、議案第26号、令和3年度山江村特別会計介護

保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第27号 令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第22、議案第27号、令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第28号 令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（中竹耕一郎君） 日程第23、議案第28、山村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配付してありますとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配布しておりますとおり派遣することに決定しました。

この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

-----○-----

日程第25 閉会中の継続調査申出書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第25、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されています。よって、委員長の申出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りいたします。村長より公共工事請負契約の締結についての議案の提出がありました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議題とすることに決定しました。

今から議案の配布をしますので、しばらくお待ちください。

-----○-----

追加日程第1 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 追加日程第1、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、昨日議運を行わせていただきました議案の追加提案をさせていただくものでございます。議案第29号でございます。公共工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。令和3年3月12日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

記として次の表をあげておりますが、これは10日に指名競争入札を行いまして、5,000万円を超える入札ということでの内容でありますけれども、工事名、事業量、契約金額、契約の相手方、入札の方法について、順次読み上げさせていただきます。

工事名につきましては、令和2年度、2災補河第4021号宇那川河川災害復旧工事でございます。事業量につきましては、施行延長が762メートル、掘削がVの4万4,328立米でございます。積み込みにつきましては、部位としまして4万4,312平米でございます。次に、土砂等運搬につきましても、4万4,328立米であります。整地が4万4,328立米といたしております。契約の金額につきましては、9,155万7,400円でございます。契約の相手方でございますが、人吉市五日町26-5、三和建设株式会社代表取締役、小崎誠吾氏であります。入札の方法は、指名競争入札を行っております。

提案理由でありますけれども、先ほど申し上げましたが、この工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、いわゆる5,000万円以上の工事契約でありますので、議会の議決を得る必要があるため提案させていただくというものでございます。

内容につきましては、記の下の表に書いてありましたとおりですけれども、7月豪雨によりまして、宇那川は村の管理河川でありますので、堆積した土砂を浚渫する、撤去するというものでございます。万江川合流点から760メートル上流までとなっております。

第1期工事は、令和2年9月に約1万7,000立米の土砂を搬出しております。今回、第2期の工事といたしまして、残りの約4万4,000立米ですね、詳しくは4万4,328立米でありますけれども、の土砂を搬出するというものでございます。

これに伴います財源内訳でありますけれども、事業費のうち国の補助が3分の2、66.7%でございます。残りは有利な起債等を活用しておりますが、一般単独災害事業債等を使いますと、いわゆる今回の激甚でのその補助総額が95から97.5になる見込みということありますので、その起債等を活用させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、3月10日に入札いたしまして、今日ご承認いただくこととありますれば、本契約を締結いたしまして直ちに工事に入り、次の出水期に備えたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで議案審議のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。しばらくの間、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時17分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

追加日程第1について、質疑・討論・採決をいたします。発言については、山江村議会会議規則の規定を守ってお願いをいたします。

追加日程第1、議案第29号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第29号、公共工事請負契約の締結について質疑をいたします。

本議案を含む災害復旧工事に少し関連がありますので、議長のお許しをいただきたいと思っております。いいでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 簡潔にお願いします。

○6番（横谷 巡君） 本村の災害発生状況から、今後多くの災害復旧工事を控えて、今後入札を進めていかれると思っております。その工事の中で、大型構造物とか非常に工事によっては特殊な技術力を要する公共工事、また一方、今回のように河川工事、掘削して運ぶだけです。このように、比較的、技術力を要しない工事等が、今後、進めたいというのが八十数本。これは、膨大な事業で何十億円になってきます。

そういう工事がありますから、その工事において工事費の圧縮努力。村長のほうから、この宇那川の掘削工事については激甚災害に該当するから97.5というありがたい補助です。

ただ、残りの2.5ぐらいは村ですから、これが八十なんぼ集まってくると相当な金額になりますので、できるところはやはり財源を圧縮するような努力といたしませんか、そういったことをお願いして、少しでも蓄えておいてお金をとっておくよう

なことをしてほしいと思いますが、その点について1点だけ質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 答弁できますか。

川瀬建設課主幹。

○建設課主幹（川瀬光一君） それでは、お答えいたします。

災害復旧の工事の積算にあたっては、積算基準書というものがございまして、その積算基準書に基づきまして適正に工事価格を算定しまして、入札を行っております。

ただ、積算をする中で、公費の圧縮ということでございますけれども、1つ考えられるのは、今回の議案の案件になっておりますけれども大量の土砂が出ております。その土砂を流用することで、購入等に係り流用土を再利用することで工事費の圧縮に詰めることができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからもお答えしたいと思いますが、今次災害、山江村だけで公共工事が31億円、農業道も入れると40億円、50億円近くになるというようなことでございました。

ただ、山江村のみならず、人吉球磨眺めてみて、山江村が負担しなければならないものも実はあります。くま川鉄道の復旧に対する工事費もそうですし、広域行政組合がアクアパーク、要するに汚泥処理場が20億円近い予算を使って復旧をしているということについても負担金がかかるということでもありますから、今次災害の復旧工事において、100%くるわけではありませんので幾分の負担はしていかなくちやいけない。

そういうのが積み重なっていきますと、やっぱり大きな金額になるということでもありますから、そのことが今後の財政に負担を相当与えるんじゃないかというような心配もしているところでもあります。

そういう状況でありますので、特に工事関係におきましても、先ほど単独での水道工事も申し上げましたけれども、現場をしっかりと見ながら、できるだけ経費削減に努力していきたいと思っております。

○6番（横谷 巡君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議にされた事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和3年第2回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後2時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員